



One ETF トピックス

追加型投信／国内／株式／ETF／インデックス型

■この目論見書により行う「One ETF トピックス」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2025年4月8日に関東財務局長に提出しており、2025年4月9日にその効力が生じております。

■「One ETF トピックス」の基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家のみなさまに帰属します。したがって、ファンドは、元本が保証されているものではありません。

アセットマネジメントOne株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
ファンドは、課税上「特定株式投資信託」として取り扱われます。

■委託会社への照会先

【コールセンター】 **0120-104-694** (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】 <https://www.am-one.co.jp/>

発行者名	アセットマネジメントOne株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 杉原 規之
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

目 次

第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	6
第1【ファンドの状況】	6
第2【管理及び運営】	32
第3【ファンドの経理状況】	42
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	123
第三部【委託会社等の情報】	125
第1【委託会社等の概況】	125
約款	172

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

One ETF トピックス（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

当初元本は1口当たり1,475円とします。

信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関等（後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。）をいいます。以下同じ。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下、「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額※とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。当ファンドの基準価額は100口当たりで表示されます。

<基準価額の照会方法等>

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(5) 【申込手数料】

販売会社が定める額とします。

※消費税および地方消費税に相当する金額（「消費税等相当額」といいます。）がかかります。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

1ユニット以上1ユニット単位とします。

※「ユニット」とは、東証株価指数（T O P I X）（以下、「対象指数」という場合があります。）に連動すると委託会社が想定する現物株式ポートフォリオの1単位に相当する口数の受益権をいいます。

※取得申込口数は、100口の整数倍とし、現物株式ポートフォリオ1単位の評価額を取得申込受付日の基準価額で除して得た口数をもとに、取得申込受付日に委託会社が定めます。

(7) 【申込期間】

継続申込期間：2025年4月9日から2025年10月8日まで

※（12）その他の記載に該当する場合には、取得申込の受付を行わない場合があります。

※継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行います。

※販売会社は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(9) 【払込期日】

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに、原則としてその保有する現物株式ポートフォリオ等を販売会社に引き渡すものとします。

振替受益権にかかる各取得申込受付日の発行価額の総額に相当する現物株式ポートフォリオ等は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、受託会社の指定するファンド口座に移管されます。

現物株式ポートフォリオ等に金銭が含まれる場合は、当該金銭については、販売会社によって、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込者は、販売会社の定める方法により、その保有する現物株式ポートフォリオ等を販売会社に引き渡すものとします。

※払込取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

(12) 【その他】

・お申込の受付

取得申込みの受付は原則として販売会社の毎営業日に行われます。

取得申込みの受付は原則として午後12時30分までにお申込みが行われ、かつ、取得申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとして取扱います。

原則として、以下の日を取得申込受付日とする申込みはできません。ただし、下記1. から4. に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の取得申込みを受け付けることがあります。

1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して3営業日以内
2. 対象指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々3営業日前から起算して4営業日以内
3. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）
4. ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
5. 上記1. から4. のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき

・お申込方法

- ・受益権の取得は、原則として委託会社が事前に提示する現物株式ポートフォリオによる設定に限定します。
- ・委託会社は、取得申込受付日の2営業日前までに、取得申込日に適用される現物株式ポートフォリオの銘柄および数量を申込みユニット数に応じて決定し提示します。
- ・現物株式ポートフォリオの評価額が、取得申込口数に取得申込受付日の基準価額を乗じて得た額に満たない場合は、その差額に相当する金額について金銭を充当するものとします。
- ・取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに、原則として取得申込のユニット数に応じた現物株式ポートフォリオおよび金銭（「現物株式ポートフォリオ等」という場合があります。）を販売会社に引き渡すものとします。

※対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して3営業日以内に該当する日において、委託会社の判断により取得申込みを受け付けるときには、当該取得申込みにかかる有価証券のうち、配当落または権利落対象銘柄の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額については、金銭をもって取得申込みを受け付けることができるものとします。この場合において、委託会社は、配当落または権利落対象銘柄の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が定める金額（当該時価総額の0.05%）を徴することができるものとします。

※取得申込者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社またはその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、当該発行会社を含めて以下「発行会社等」といいます。）である場合には、取得申込みにかかる有価証券のうち当該発行会社等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額については、金銭をもって取得申込みを受け付けることができるものとします。この場合において、委託会社は、当該発行会社の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が定める金額（当該時価総額の0.05%）を徴することが

できるものとします。また、取得申込みを当該取得申込者から受け付けた販売会社は、取得申込みを取り次ぐ際に委託会社にその旨を通知するものとします。この通知が取得申込みの取次ぎの際に行われなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、取得申込みを取り次いだ販売会社がその責を負うものとします。

- ・その他

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたファンドのお申込みの受付を取り消すことがあります。

※受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みにかかる現物株式ポートフォリオ等の受渡しまたは支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。また、株式会社日本証券クリアリング機構（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる現物株式ポートフォリオ等の委託会社への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行われ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行われます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託にかかる現物株式ポートフォリオ等について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。ただし、清算機関の業務方法書に定めるところにより、当該現物株式ポートフォリオ等の委託会社への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託会社は、委託会社の指図に基づき、当該現物株式ポートフォリオ等についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。

○振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、交換有価証券は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払い、交付されます。

（参考）

◆投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、交換等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

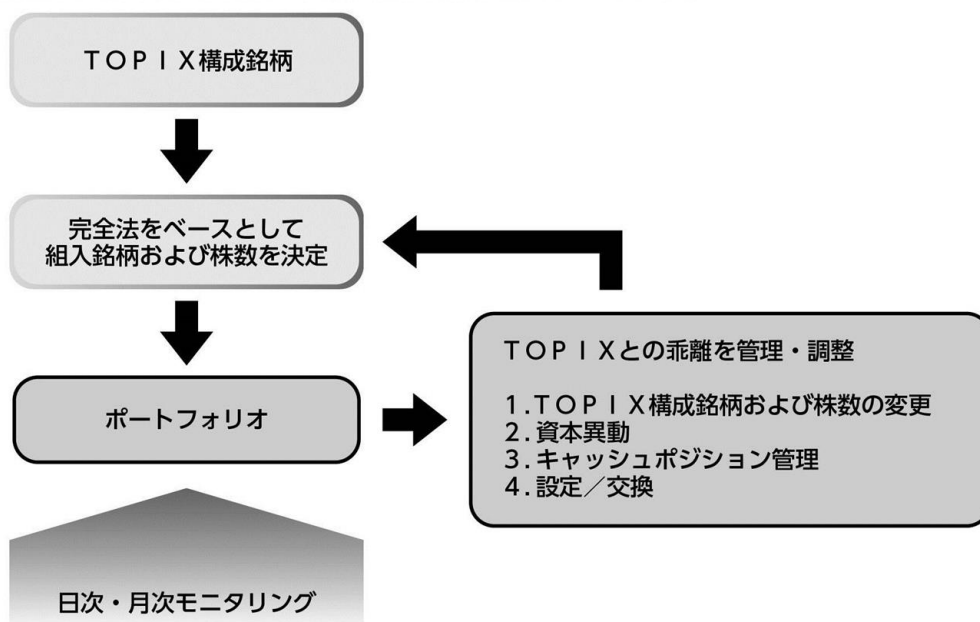
(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ①当ファンドは、東証株価指数（TOPIX）（以下、「対象指数」という場合があります。）に連動する投資成果をめざして運用を行います。
- ◆信託財産の1口当たりの純資産額の変動率をTOPIXの変動率に一致させることを目的として、TOPIXに採用されている銘柄（採用予定の銘柄を含む。）の株式に対する投資として運用を行います。
 - ◆信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率は、TOPIXにおける個別銘柄の時価総額構成比率から算出される株数の比率程度を維持することを原則とします。
- ②当ファンドの信託の限度額は、10兆円相当額とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

1 東証株価指数(TOPIX) (以下、「対象指数」という場合があります。)に連動する投資成果をめざして運用を行います。

- 信託財産の1口当たりの純資産額の変動率をTOPIXの変動率に一致させることを目的として、TOPIXに採用されている銘柄(採用予定の銘柄を含む。)の株式に対する投資として運用を行います。
 - 信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率は、TOPIXにおける個別銘柄の時価総額構成比率から算出される株数の比率程度を維持することを原則とします。
- ※信託財産で保有する株式の貸付取引を行う場合があります。



- 対象指数から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。
- 対象指数に連動する投資成果を目指すため、信託財産の構成を調整するための指図を行うこと、および補完的に有価証券指数等先物取引等を行うことができます。

2 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律により定められる投資信託ですが、通常の投資信託とは異なる仕組みを有しています。

- 当ファンドの受益権は東京証券取引所に上場され、市場価格で売買することができます。
 - 売買単位は10口単位です。
 - 取引方法は原則として株式と同様です。
 - 売買手数料等詳しくは第一種金融商品取引業者にお問い合わせください。
- 取得申込み(追加設定)は株式によって行われます。
 - 委託会社は、あらかじめ取得申込みに必要な株式の銘柄およびそれぞれの株数を指定します。取得申込者はこれらの株式を提供することで、引換えに受益権を取得することができます。
 - 所定の条件に該当する場合を除き、金銭による取得申込みを行うことはできません。
- 受益権を株式と交換することができます。
 - 一定口数以上の受益権を保有する受益者は、それに相当する信託財産中の株式と交換することができます。
 - 通常の投資信託における換金手続きの「解約請求」は、当ファンドでは行うことができません。

東証株価指数(TOPIX)について

- ①TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
- ②JPXは、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXにかかる標章もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。
- ③JPXは、TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日のTOPIXの指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ④JPXは、TOPIXの指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ⑤本件商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではありません。
- ⑥JPXは、本件商品の購入者または公衆に対し、本件商品の説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。
- ⑦JPXは、当社または本件商品の購入者のニーズをTOPIXの指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。
- ⑧以上の項目に限らず、JPXは本件商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

■ 配分方針

年2回の決算時(毎年1月、7月の8日)に収益分配を行います。

分配金額は、経費控除後の配当等収益の全額を原則とします。

- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 分配金額は、配分方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

○商品分類表

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MR F	
追加型投信	内外	不動産投信		
		その他資産 ()	ETF	特殊型
		資産複合		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

○商品分類定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいいます。

○属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回	グローバル () 日本	日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア オセアニア	TOPIX
不動産投信 その他資産 () 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	日々 その他 ()	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	その他 ()

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

○属性区分定義

株式・一般	大型株、中小型株の属性にあてはまらない全てのものをいいます。
年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※上記の分類は、一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

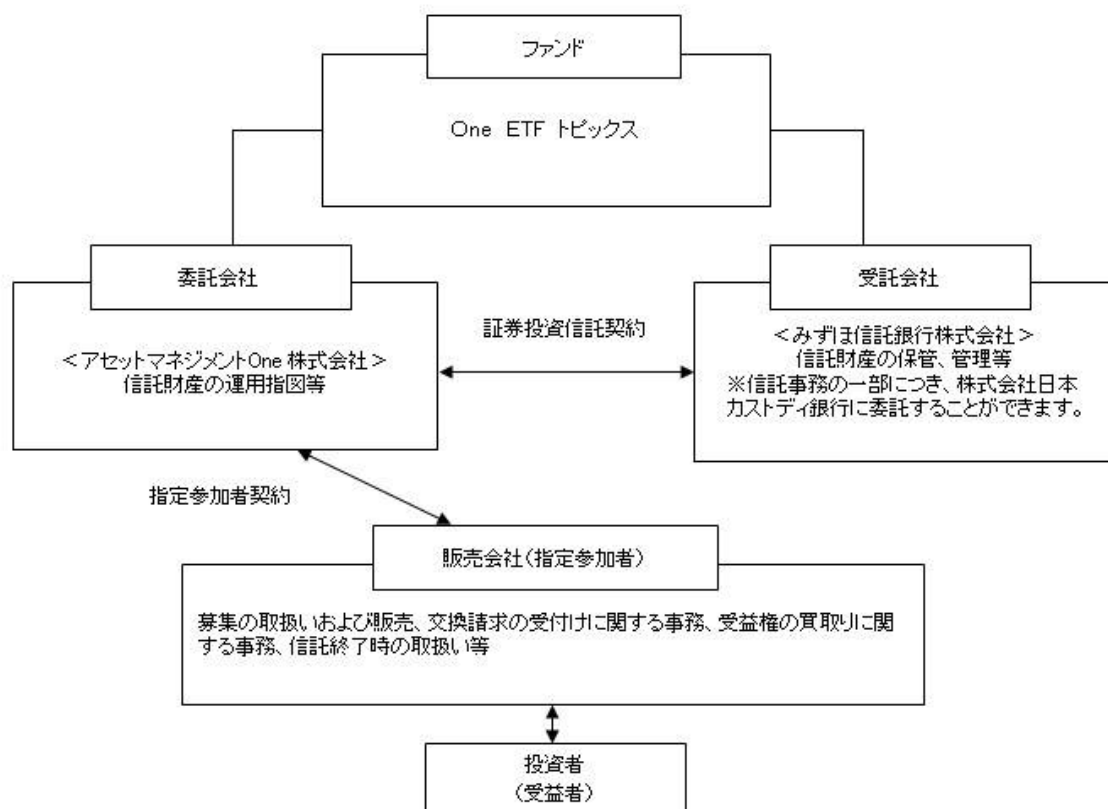
(2) 【ファンドの沿革】

2015年9月4日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

2015年9月7日 ファンドの受益権を東京証券取引所へ上場

2017年4月5日 ファンドの名称を「D I A M E T F トピックス」から「O n e E T F トピックス」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】



・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドにかかる証券投資信託契約を締結します。

当該契約の内容は、当ファンドの運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものです。

・「指定参加者契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、指定参加者契約を締結します。

募集の取扱いおよび販売、交換請求の受付、受益権の買取りに関する事務、信託終了時の取扱いにかかる事務の内容等が定められています。

○委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円（2025年1月31日現在）

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	D I A Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

（2025年1月31日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株※1	70.0%※2
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0%※2

※1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

委託会社は、信託財産の運用にあたっては、以下に掲げる運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

1. この信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象指数の変動率に一致させることを目的として、対象指数に採用されている銘柄（採用予定の銘柄を含みます。）の株式に対する投資として運用を行います。

2. 信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率は、対象指数における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される株数の比率程度を維持することを原則とします。なお、対象指数から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。
3. 1. の方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行うこと、および補完的に有価証券指数等先物取引等を行うことができます。デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
4. 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
5. 株式への投資割合には、制限を設けません。
6. 外貨建資産への投資は、行いません。
7. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

当ファンドが対象指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法に関する事項については、前記ファンド情報 第1ファンドの状況 1ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>をご参照ください。

(2) 【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類（約款第18条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第24条に定めるものに限りします。）

ハ. 金銭債権

②運用の指図範囲等（約款第19条第1項）

委託会社は信託財産を主として株式に投資することを指図します。

③運用の指図範囲等（約款第19条第2項）

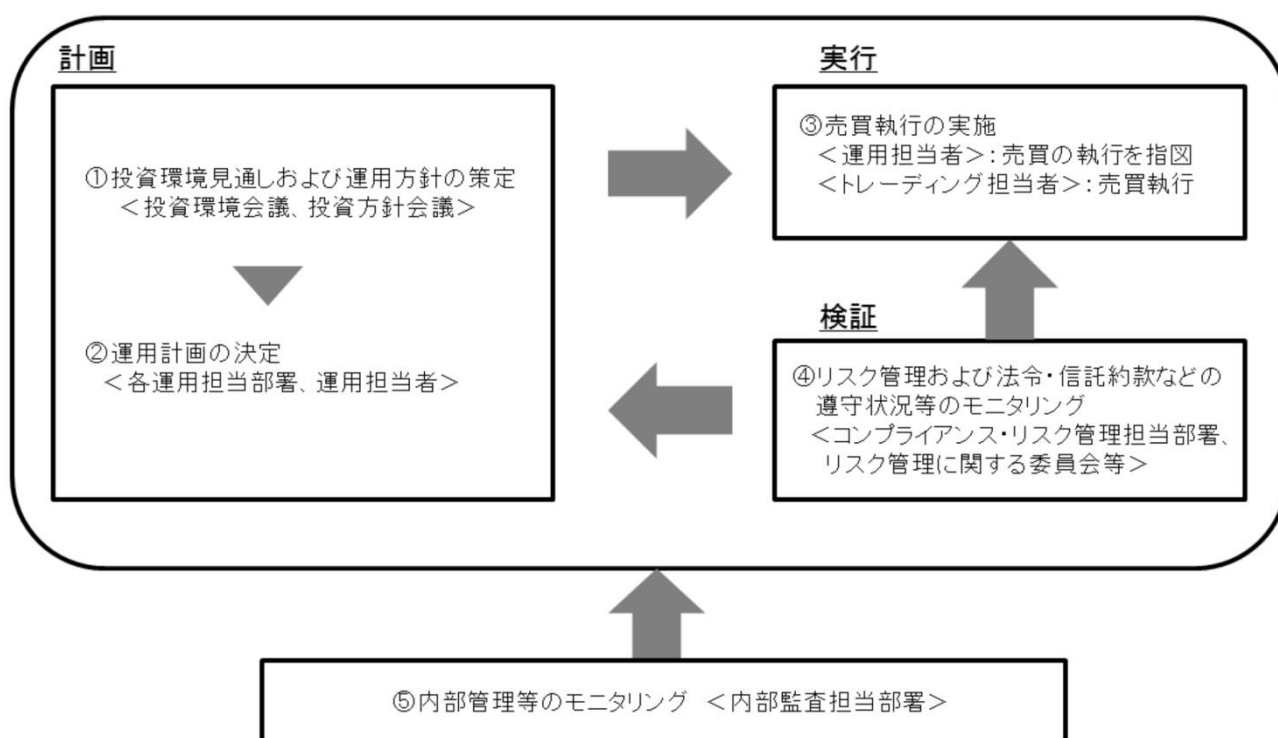
上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託財産を、上記②に掲げる株式のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金

2. コール・ローン

(3) 【運用体制】

a. ファンドの運用体制



① 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

② 運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

③ 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

④ モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に行われるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

⑤ 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2025年1月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

1 収益分配方針

毎決算時（毎年1月、7月の8日。）に、以下の方針に基づき収益分配を行います。

経費控除後の配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）の全額を分配することを原則とします。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

2 収益分配方式

(1) 信託財産から生じる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、諸費用および監査費用等ならびに当該諸費用および監査費用等にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。また、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配にあてることができます。なお、諸費用および監査費用等ならびに当該諸費用および監査費用等にかかる消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。

(2) 毎計算期末に信託財産から生じた1. に掲げる利益の合計額は、2. に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰り越します。

1. 有価証券売買益（評価益を含みます。）、先物取引等取引益（評価益を含みます。）、交換（解約）差益金、追加信託差益金
2. 有価証券売買損（評価損を含みます。）、先物取引等取引損（評価損を含みます。）、交換（解約）差損金、追加信託差損金

3 収益分配金の支払い

- (1) 受託会社は、計算期間終了日において受益者名簿に名義登録されている者を計算期間終了日における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）として、当該名義登録受益者に収益分配金を支払います。
- (2) 受託会社は、収益分配金の支払いについて、受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。
- (3) 上記（1）に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了日から起算して40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式または同日から分配金領収証等により行うものとします。なお、名義登録受益者が金融商品取引所の会員と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

（５）【投資制限】

- ①株式への投資割合には、制限を設けません。（約款第21条）
- ②外貨建資産への投資は、行いません。（約款第21条）
- ③デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。（約款第21条）
- ④一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。（約款第21条）
- ⑤投資する株式等の範囲（約款第23条）
 - 1) 委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。
 - 2) 上記1)の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができます。
- ⑥先物取引等の運用指図（約款第24条）

委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。

⑦デリバティブ取引等にかかる投資制限（約款第25条）

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしが、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑧有価証券の貸付の指図および範囲（約款第26条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。
- 2) 上記1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、株式の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

⑨同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律 第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

＜基準価額の主な変動要因＞

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

○株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドは株式に投資をしますので、株式市場が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

○信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドが投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、株式の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

○流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドにおいて有価証券等を売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

＜その他の留意点＞

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。損失を被る可能性を排除できるものではありません。
- 当ファンドは、基準価額が対象指数と連動する投資成果を目指しますが、主として次のような要因があるため、対象指数と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。
 - ・対象指数の構成銘柄について、指数の算出方法どおりの評価価格若しくは構成銘柄異動のタイミングで取引できない場合があること
 - ・当ファンドと対象指数の個別銘柄毎の構成比率が完全に一致しないこと
 - ・追加設定の一部が金銭にて行われた場合、または組入銘柄の配当金や権利処理等によって、信託財産に現金が発生すること
 - ・先物を利用した場合、先物価格と同指数との間に価格差があること
 - ・信託報酬等のコスト負担があること
- 当ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。
- 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付または交換請求の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付または交換請求の受付を取り消すことができます。
- 当ファンドは、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権の口数が200万口を下回ることとなった場合、または、やむを得ない事情が発生した場合は、信託を終了（繰上償還）する場合があります。
- 委託会社は、信託期間中において下記に該当することとなった場合は、受託会社と合意のうえ、信託を終了（繰上償還）させます。
 1. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合

2. 対象指数が廃止された場合

3. 対象指数の計算方法の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めた約款の変更が書面決議により否決された場合

なお、1.に掲げる事由によりこの信託契約を解約する場合には、その廃止された日に信託を終了（繰上償還）するための手続きを開始するものとします。

・ 注意事項

イ. 当ファンドは、株式などの値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。

ロ. 投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。

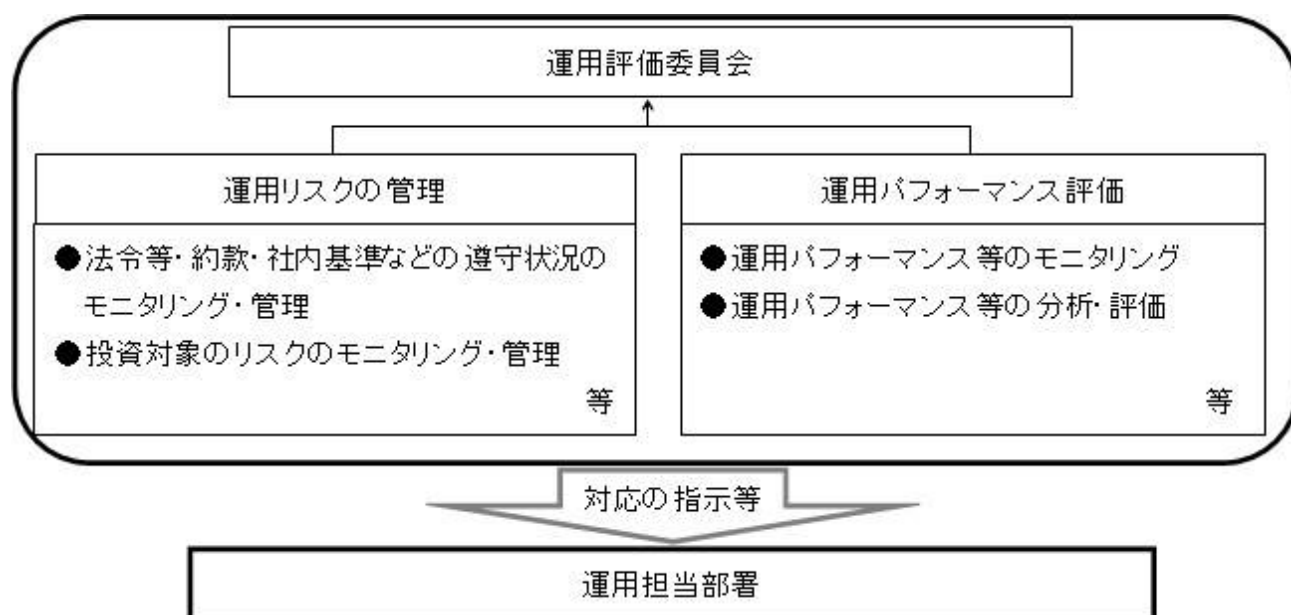
ハ. 投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。

ニ. 投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があります、これによる損失は購入者が負担することとなります。

＜リスク管理体制＞

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・ 運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・ 運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・ 運用評価委員会：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



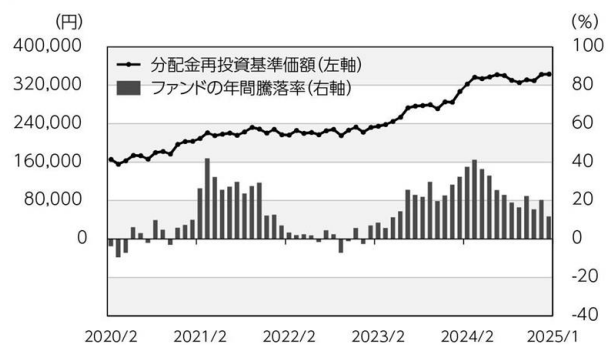
- ・ 流動性リスク管理：委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運

用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は2025年1月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<参考情報>

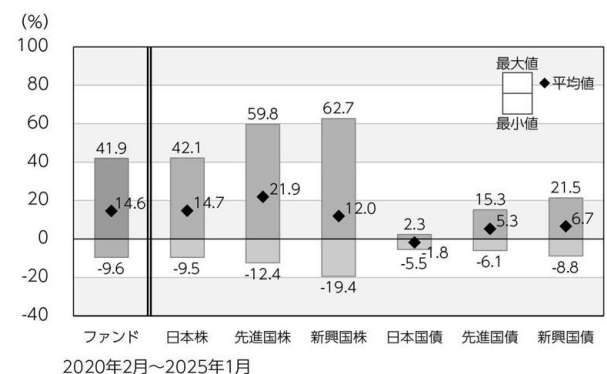
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数 (TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス (除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定める額とします。

※消費税等相当額がかかります。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

お申込手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに取得に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。

(2)【換金（解約）手数料】

販売会社が定める額とします。

※消費税等相当額がかかります。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

交換手数料は、受益権の交換または受益権の買取りに関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。

(3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、以下により計算される①と②の合計額とします。

ただし、①により計算される額（税抜）と②により計算される額（税抜）の合計額は、各計算期間においてファンドの純資産総額に対して年率0.25%（税抜）を乗じて得た額を超えないものとします。

①ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.0858%（税抜0.078%）以内の率を乗じて得た額

※2025年4月8日現在は、年率0.0858%（税抜0.078%）になります。配分は以下の通りです。

支払先	内訳（税抜）	主な役務
委託会社	年率0.050%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
受託会社	年率0.028%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行、名義登録事務・分配金支払関係事務等の対価

※信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

②株式の貸付の指図を行った場合は、その品貸料の55%（税抜50%）未満の率*を乗じて得た額

*2025年4月9日現在は、品貸料の49.5%（税抜45%）以内になります。この率を乗じて得た額につき、委託会社と受託会社で折半します。

品貸料はファンドの収益として計上され、その収益の一部を委託会社と受託会社が信託報酬として受け取ります。

※信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

（４）【その他の手数料等】

○信託財産留保額

ありません。

○その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

- ①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ②監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。
- ③有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ④受益権の上場にかかる費用（年間上場料（毎年末の純資産総額に対して最大0.00825%（税抜0.0075%））、追加上場料（追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して0.00825%（税抜0.0075%）））は、信託財産から支払うことができるものとします。
- ⑤対象指数についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（信託財産の純資産総額に対して最大年率0.033%（税抜0.030%）、ただし165万円（税抜150万円）を下回る場合は165万円（税抜150万円））は、信託財産から支払うことができるものとします。

○お申込時に要するその他の費用

- ・対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して3営業日以内に該当する日において、委託会社の判断により取得申込みを受け付けるときには、配当落または権利落対象銘柄の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が定める金額（当該時価総額の0.05%）を徴することができるものとします。
- ・取得申込者が現物株式ポートフォリオに含まれる株式の発行会社等である場合には、原則として当該株式の時価総額に相当する金額を金銭にて支払います。この場合、当該株式を取得するために必要な経費に相当する金額（当該時価総額の0.05%）を金銭にて支払うものとします。

※上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※2025年4月8日現在。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

◇当ファンドは、課税上「特定株式投資信託」として取扱われます。

○個人の受益者に対する課税

①受益権の売却時

売却時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得として20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

※売却価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益

②収益分配時

収益分配金は配当所得として課税されます。

原則として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用あり）のいずれかを選択することもできます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

③受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても上記①と同様の取扱いとなります。

売却時および交換時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入したETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

○法人の受益者に対する課税

①受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、譲渡益について、他の法人所得と合算して課税されます。

②収益分配金の受取り時

収益分配金については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。なお、当ファンドは、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。

③受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても上記①と同様の取扱いとなります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2025年1月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

2025年1月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	577,395,454,980	98.17
内 日本	577,395,454,980	98.17
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	10,769,788,767	1.83
純資産総額	588,165,243,747	100.00

その他資産の投資状況

2025年1月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引（買建）	10,745,350,000	1.83
内 日本	10,745,350,000	1.83

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(注3) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2025年1月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機器	7,711,800	3,071.78 23,689,010,692	2,973.50 22,931,037,300	— —	3.90
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ 日本	株式 銀行業	9,165,300	1,919.05 17,588,753,009	1,978.50 18,133,546,050	— —	3.08
3	ソニーグループ 日本	株式 電気機器	5,004,300	3,289.74 16,462,872,242	3,440.00 17,214,792,000	— —	2.93
4	日立製作所 日本	株式 電気機器	3,773,000	3,963.84 14,955,605,208	3,946.00 14,888,258,000	— —	2.53
5	リクルートホールディングス 日本	株式 サービス業	1,163,500	11,380.84 13,241,616,443	10,930.00 12,717,055,000	— —	2.16
6	三井住友フィナンシャルグループ 日本	株式 銀行業	2,980,600	3,886.71 11,584,745,552	3,868.00 11,528,960,800	— —	1.96
7	キーエンス 日本	株式 電気機器	145,100	64,657.91 9,381,862,866	67,250.00 9,757,975,000	— —	1.66
8	任天堂 日本	株式 その他製品	915,900	8,905.67 8,156,706,488	10,230.00 9,369,657,000	— —	1.59
9	みずほフィナンシャルグループ 日本	株式 銀行業	1,928,500	4,009.31 7,731,970,001	4,307.00 8,306,049,500	— —	1.41

10	東京エレクトロン 日本	株式 電気機器	307,000	27,532.10 8,452,354,875	26,205.00 8,044,935,000	— —	1.37
11	伊藤忠商事 日本	株式 卸売業	1,031,800	7,750.05 7,996,505,993	7,183.00 7,411,419,400	— —	1.26
12	東京海上ホールディングス 日本	株式 保険業	1,395,000	5,479.71 7,644,207,449	5,160.00 7,198,200,000	— —	1.22
13	三菱商事 日本	株式 卸売業	2,836,800	2,537.63 7,198,762,975	2,489.50 7,062,213,600	— —	1.20
14	三井物産 日本	株式 卸売業	2,255,200	3,217.99 7,257,215,195	3,086.00 6,959,547,200	— —	1.18
15	ソフトバンクグループ 日本	株式 情報・通信業	717,700	9,370.39 6,725,130,192	9,411.00 6,754,274,700	— —	1.15
16	日本電信電話 日本	株式 情報・通信業	43,278,500	156.37 6,767,490,231	152.70 6,608,626,950	— —	1.12
17	信越化学工業 日本	株式 化学	1,292,200	5,199.80 6,719,192,140	4,877.00 6,302,059,400	— —	1.07
18	HOYA 日本	株式 精密機器	283,400	20,383.99 5,776,822,920	20,975.00 5,944,315,000	— —	1.01
19	三菱重工業 日本	株式 機械	2,562,300	2,229.80 5,713,430,423	2,296.00 5,883,040,800	— —	1.00
20	第一三共 日本	株式 医薬品	1,373,100	4,226.26 5,803,079,871	4,277.00 5,872,748,700	— —	1.00
21	KDDI 日本	株式 情報・通信業	1,070,200	4,881.25 5,223,915,410	5,186.00 5,550,057,200	— —	0.94
22	武田薬品工業 日本	株式 医薬品	1,294,600	4,175.29 5,405,335,352	4,209.00 5,448,971,400	— —	0.93
23	本田技研工業 日本	株式 輸送用機器	3,437,200	1,593.74 5,478,013,836	1,478.50 5,081,900,200	— —	0.86
24	ソフトバンク 日本	株式 情報・通信業	23,290,300	194.79 4,536,893,941	200.20 4,662,718,060	— —	0.79
25	ファーストリテイリング 日本	株式 小売業	86,300	51,793.57 4,469,785,808	51,030.00 4,403,889,000	— —	0.75
26	セブン&アイ・ホールディングス 日本	株式 小売業	1,695,500	2,396.85 4,063,870,030	2,469.50 4,187,037,250	— —	0.71
27	富士通 日本	株式 電気機器	1,348,300	2,859.42 3,855,366,004	3,018.00 4,069,169,400	— —	0.69
28	アドバンテスト 日本	株式 電気機器	457,200	10,069.20 4,603,642,392	8,659.00 3,958,894,800	— —	0.67
29	三菱電機 日本	株式 電気機器	1,490,300	2,657.96 3,961,161,250	2,571.50 3,832,306,450	— —	0.65
30	キヤノン 日本	株式 電気機器	723,600	5,052.39 3,655,915,699	5,018.00 3,631,024,800	— —	0.62

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年1月31日現在

種類	投資比率 (%)
株式	98.17
合計	98.17

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

2025年1月31日現在

業種	国内／外国	投資比率 (%)
電気機器	国内	17.47
銀行業		8.92
情報・通信業		7.47
輸送用機器		7.44
卸売業		6.37
機械		5.51
サービス業		5.09
化学		4.86
小売業		4.49
医薬品		4.18
保険業		3.09
食料品		2.89
その他製品		2.80
精密機器		2.40
陸運業		2.23
建設業		2.09
不動産業		1.82
電気・ガス業		1.17
その他金融業		1.14
証券、商品先物取引業		0.94
非鉄金属		0.82
鉄鋼		0.82
海運業		0.63
ガラス・土石製品		0.62
ゴム製品		0.58
石油・石炭製品		0.52
金属製品		0.49
繊維製品		0.41
空運業		0.34
鉱業		0.23
倉庫・運輸関連業		0.14
パルプ・紙		0.14
水産・農林業		0.08
合計		98.17

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

2025年1月31日現在

種類	取引所	資産の名称	買建／ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	TOPIX 先物 0703月	買建	385	10,646,585,660	10,745,350,000	1.83

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

直近日（2025年1月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)	東京証券取引所 市場相場
第1計算期間末 (2016年1月8日)	40,584	40,937	1,447.21	1,459.81	1,450
第2計算期間末 (2016年7月8日)	44,899	45,464	1,208.07	1,223.27	—
第3計算期間末 (2017年1月8日)	56,557	57,023	1,552.83	1,565.63	1,549
第4計算期間末 (2017年7月8日)	91,052	91,952	1,608.21	1,624.11	1,606
第5計算期間末 (2018年1月8日)	120,051	120,757	1,887.27	1,898.37	1,882
第6計算期間末 (2018年7月8日)	140,726	142,050	1,700.57	1,716.57	1,706
第7計算期間末 (2019年1月8日)	142,613	144,146	1,525.21	1,541.61	1,533
第8計算期間末 (2019年7月8日)	171,217	173,344	1,586.07	1,605.77	1,586
第9計算期間末 (2020年1月8日)	201,916	203,981	1,711.25	1,728.75	1,710
第10計算期間末 (2020年7月8日)	234,565	237,149	1,570.66	1,587.96	1,573
第11計算期間末 (2021年1月8日)	308,912	311,185	1,874.98	1,888.78	1,870
第12計算期間末 (2021年7月8日)	412,040	415,621	1,944.36	1,961.26	1,947
第13計算期間末 (2022年1月8日)	410,434	414,457	2,020.03	2,039.83	2,018
第14計算期間末 (2022年7月8日)	371,064	376,214	1,909.68	1,936.18	1,915
第15計算期間末 (2023年1月8日)	424,851	430,043	1,898.20	1,921.40	1,920
第16計算期間末 (2023年7月8日)	500,317	506,315	2,285.48	2,312.88	2,286
第17計算期間末 (2024年1月8日)	527,711	533,060	2,426.75	2,451.35	2,431

第18計算期間末 (2024年7月8日)	634,663	641,074	2,910.31	2,939.71	2,914
第19計算期間末 (2025年1月8日)	581,407	587,589	2,811.85	2,841.75	2,815
2024年1月末日	575,078	—	2,586.50	—	2,587
2月末日	604,684	—	2,713.57	—	2,742
3月末日	583,539	—	2,833.51	—	2,841
4月末日	625,336	—	2,807.90	—	2,807
5月末日	621,149	—	2,839.37	—	2,841
6月末日	630,956	—	2,880.29	—	2,877
7月末日	593,037	—	2,835.81	—	2,837
8月末日	577,435	—	2,753.40	—	2,753
9月末日	565,831	—	2,710.85	—	2,707
10月末日	573,738	—	2,761.55	—	2,766
11月末日	569,651	—	2,747.05	—	2,750
12月末日	590,791	—	2,857.24	—	2,857
2025年1月末日	588,165	—	2,830.94	—	2,838

(注) 計算期間末日が休業日の場合は、前営業日の市場相場を記載しています。

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金 (円)
第1計算期間	12.60
第2計算期間	15.20
第3計算期間	12.80
第4計算期間	15.90
第5計算期間	11.10
第6計算期間	16.00
第7計算期間	16.40
第8計算期間	19.70
第9計算期間	17.50
第10計算期間	17.30
第11計算期間	13.80
第12計算期間	16.90
第13計算期間	19.80
第14計算期間	26.50
第15計算期間	23.20
第16計算期間	27.40
第17計算期間	24.60
第18計算期間	29.40
第19計算期間	29.90

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第1計算期間	△1.0
第2計算期間	△15.5
第3計算期間	29.6
第4計算期間	4.6
第5計算期間	18.0
第6計算期間	△9.0

第7計算期間	△9.3
第8計算期間	5.3
第9計算期間	9.0
第10計算期間	△7.2
第11計算期間	20.3
第12計算期間	4.6
第13計算期間	4.9
第14計算期間	△4.2
第15計算期間	0.6
第16計算期間	21.8
第17計算期間	7.3
第18計算期間	21.1
第19計算期間	△2.4

(注) 収益率は期間騰落率です。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1計算期間	35,858,160	7,815,108
第2計算期間	24,924,100	15,800,837
第3計算期間	24,942,000	25,686,378
第4計算期間	51,843,900	31,648,350
第5計算期間	42,764,100	35,770,629
第6計算期間	54,811,700	35,670,362
第7計算期間	24,523,700	13,771,799
第8計算期間	20,383,600	5,937,088
第9計算期間	14,005,300	3,962,287
第10計算期間	81,712,800	50,364,192
第11計算期間	57,846,700	42,434,261
第12計算期間	101,344,000	54,183,516
第13計算期間	76,116,600	84,849,298
第14計算期間	41,382,200	50,257,264
第15計算期間	39,357,900	9,847,648
第16計算期間	1,980,600	6,887,040
第17計算期間	4,441,600	5,896,515
第18計算期間	46,818,900	46,200,731
第19計算期間	5,464,400	16,768,856

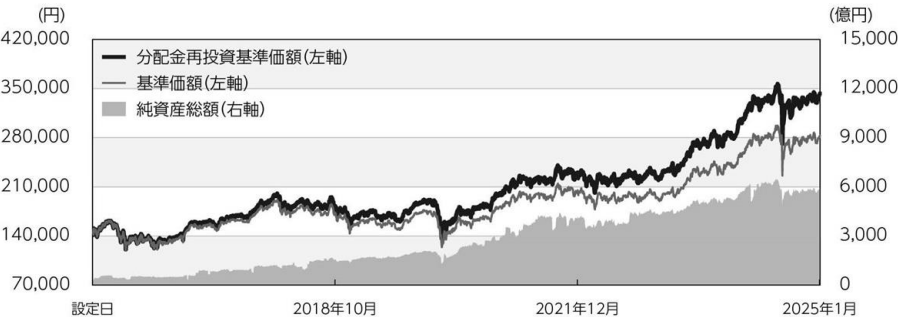
(注1) 本邦外における設定及び解約はありません。

(注2) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注3) 解約口数は交換口数を表示しています。

データの基準日:2025年1月31日

基準価額・純資産の推移 《2015年9月4日～2025年1月31日》



※基準価額は100口当たり・信託報酬除後の価額です。設定当初の投資元本は147,500円(100口当たり)です。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2015年9月4日)

分配の推移(税引前)

2023年 1月	2,320円
2023年 7月	2,740円
2024年 1月	2,460円
2024年 7月	2,940円
2025年 1月	2,990円
設定来累計	36,600円

※分配金は100口当たりです。

主要な資産の状況

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類	比率(%)
株式	98.17
内 日本	98.17
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	1.83
合計(純資産総額)	100.00

その他資産の投資状況

資産の種類	比率(%)
株価指数先物取引(買建)	1.83

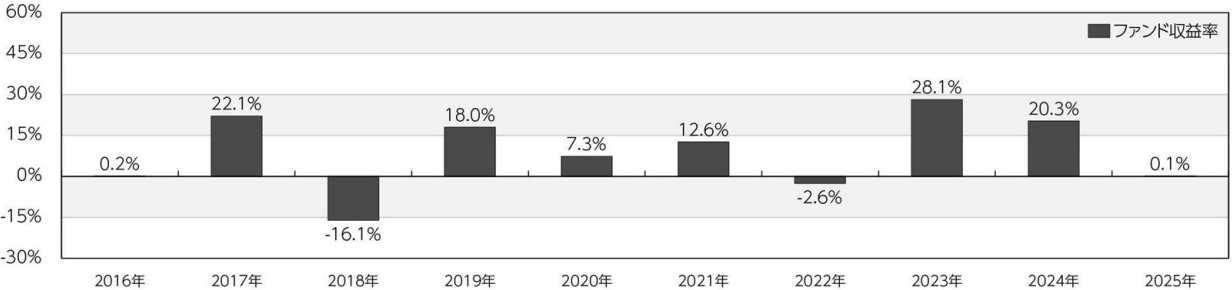
株式組入上位5業種

順位	業種	比率(%)
1	電気機器	17.47
2	銀行業	8.92
3	情報・通信業	7.47
4	輸送用機器	7.44
5	卸売業	6.37

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	トヨタ自動車	株式	日本	輸送用機器	3.90
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	日本	銀行業	3.08
3	ソニーグループ	株式	日本	電気機器	2.93
4	日立製作所	株式	日本	電気機器	2.53
5	リクルートホールディングス	株式	日本	サービス業	2.16
6	三井住友フィナンシャルグループ	株式	日本	銀行業	1.96
7	キーエンス	株式	日本	電気機器	1.66
8	任天堂	株式	日本	その他製品	1.59
9	みずほフィナンシャルグループ	株式	日本	銀行業	1.41
10	東京エレクトロン	株式	日本	電気機器	1.37

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2025年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

・お申込の受付

取得申込みの受付は原則として販売会社の毎営業日に行われます。

取得申込みの受付は原則として午後12時30分までにお申込みが行われ、かつ、取得申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとして取扱います。

原則として、以下の日を取得申込受付日とする申込みはできません。ただし、下記1. から4. に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の取得申込みを受け付けることがあります。

1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して3営業日以内
2. 対象指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々3営業日前から起算して4営業日以内
3. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）
4. ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
5. 上記1. から4. のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき

・お申込単位

1ユニット以上1ユニット単位とします。

※「ユニット」とは、対象指数に連動すると委託会社が想定する現物株式ポートフォリオの1単位に相当する口数の受益権をいいます。

※取得申込口数は、100口の整数倍とし、現物株式ポートフォリオ1単位の評価額を取得申込受付日の基準価額で除して得た口数をもとに、取得申込受付日に委託会社が定めます。

・お申込価額

取得申込受付日の基準価額※とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。当ファンドの基準価額は100口当たりで表示されます。

<基準価額の照会方法等>

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・お申込方法

受益権の取得は、原則として委託会社が事前に提示する現物株式ポートフォリオによる設定に限定します。

委託会社は、取得申込受付日の2営業日前までに、取得申込日に適用される現物株式ポートフォリオの銘柄および数量を申込みユニット数に応じて決定し、提示します。

現物株式ポートフォリオの評価額が、取得申込口数に取得申込受付日の基準価額を乗じて得た額に満たない場合は、その差額に相当する金額について金銭を充当するものとします。

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに、原則として取得申込のユニット数に応じた現物株式ポートフォリオおよび金銭（現物株式ポートフォリオ等）を販売会社に引き渡すものとします。

※対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して3営業日以内に該当する日において、委託会社の判断により取得申込みを受け付けるときには、当該取得申込みにかかる有価証券のうち、配当落または権利落対象銘柄の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額については、金銭をもって取得申込みを受け付けることができるものとします。この場合において、委託会社は、配当落または権利落対象銘柄の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が定める金額（当該時価総額の0.05%）を徴することができるものとします。

※取得申込者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社またはその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、当該発行会社を含めて以下「発行会社等」といいます。）である場合には、取得申込みにかかる有価証券のうち当該発行会社等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額については、金銭をもって取得申込みを受け付けることができるものとします。この場合において、委託会社は、当該発行会社の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が定める金額（当該時価総額の0.05%）を徴することができるものとします。また、取得申込みを当該取得申込者から受け付けた販売会社は、取得申込みを取り次ぐ際に委託会社にその旨を通知するものとします。この通知が取得申込みの取次ぎの際に行われなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、取得申込みを取り次いだ販売会社がその責を負うものとします。

- ・ 申込手数料

販売会社が定める額とします。

※消費税等相当額がかかります。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社は、以下の方法でご確認ください。

- ・ 委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

- ・ その他

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

※受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みにかかる現物株式ポートフォリオ等の受渡しまたは支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託にかかる現物株式ポートフォリオ等について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。ただし、清算機関の業務方法書に定めるところにより、当該現物株式ポートフォリオ等の委託会社への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託会社は、委託会社の指図に基づき、当該現物株式ポートフォリオ等についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。

2【換金（解約）手続等】

・解約の受付

解約の請求はできません。

・交換の受付

受益者は、毎営業日、自己に帰属する受益権と信託財産に属する有価証券との交換（「交換」といいます。）を請求できます。受益者が交換の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

交換請求の受付は、原則として午後12時30分までに交換請求が行われ、かつ、交換請求の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当該交換請求受付日の請求として取扱います。原則として、以下の日を交換請求受付日とする請求はできません。ただし、下記1. から4. に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の交換請求を受け付けることがあります。

1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日
2. 対象指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々3営業日前から起算して6営業日以内
3. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）
4. ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
5. 上記1. から4. のほか、委託会社が、約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき
また、委託会社は約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合に、大口の交換請求に制限を設ける場合があります。

・交換単位

委託会社が定める口数（最小交換口数）の整数倍とします。

※「最小交換口数」は、委託会社が交換請求受付日の2営業日前までに提示します。

・交換価額

交換にかかる受益権の評価額は交換請求受付日の基準価額※とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。

<基準価額の照会方法等>

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・ 販売会社へのお問い合わせ
- ・ 委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・ 交換の方法

委託会社は、交換の請求を受け付けた場合には、受益者から提示された口数から受益者が取得できる個別銘柄の有価証券の数と、交換に要する受益権の口数を計算します。

委託会社は、受託会社に対し、上記により計算された口数の受益権と信託財産に属する有価証券のうち取引所売買単位（金融商品取引所が定める一売買単位をいいます。）の整数倍となる有価証券を交換するよう指図します。

受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して3営業日目から振替機関等の口座に交換請求を行った受益者にかかる有価証券の増加の記載または記録が行われます。

※交換の請求を行った受益者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合には、原則として、委託会社は、交換に要する受益権の口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる有価証券（当該発行会社の株式を除きます。）を交換するよう指図するものとします。なお、この場合、当該交換の請求を受益者から受け付けた販売会社は、交換の請求を取り次ぐ際に委託会社にその旨を通知するものとします。この通知が交換の請求の取次ぎの際に行われなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、交換の請求を取り次いだ販売会社がその責を負うものとします。

※対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日に該当する日において、委託会社の判断により、受益権の交換請求を受け付けた場合には、交換に要する受益権の口数と信託財産に属する有価証券のうち取引所売買単位の整数倍となる有価証券（当該配当落または権利落対象銘柄（以下、「対象銘柄」という場合があります。）を除きます。）および当該対象銘柄の個別銘柄時価総額に相当する金銭を交換するよう指図します。

・ 交換手数料

販売会社が定める額とします。

※消費税等相当額がかかります。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社は、以下の方法でご確認ください。

- ・ 委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・ その他

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、交換請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた交換請求の受付を取り消すことがあります。交

換請求の受付を中止された場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の交換請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換請求を撤回しない場合には、当該受益権の交換価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換請求を受け付けたものとして計算した価額とします。

※販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行うものとします。なお、清算機関の業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託会社への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消にかかる手続きを行います。当該抹消にかかる手続きおよび交換有価証券にかかる振替の請求が行われた後に、振替機関は、当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に交換の請求を行った受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行われます。委託会社は、交換請求の受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したのものとして取り扱うこととし、受託会社は委託会社の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび交換有価証券の振替日における抹消の確認をもって、当該振替受益権を受入れ抹消したのものとして取り扱います。

※受託会社は、交換のための振替受益権の抹消にかかる手続きが行われたことを確認した場合に、委託会社の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券にかかる振替の請求等を行うものとします。ただし、清算機関の業務方法書に定めるところにより、上記の交換の請求を受付けた販売会社が、振替受益権の委託会社への受渡しの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託会社は、当該手続きにかかわらず、委託会社の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券にかかる振替請求を行うものとします。

・買取り

販売会社は、次に該当する場合で受益者の請求があるときは、受益権を買取ります。

買取請求の受付は、原則として販売会社の定める時刻までに買取請求が行われ、かつ、買取請求の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の買取請求受付分とします。

ただし、2. の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権
2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき

受益権の買取価額は、買取請求の受付日の基準価額とします。

販売会社は、受益権の買取りを行うときは、販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を徴することができるものとします。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを停止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取停止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、買取停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

＜主な投資対象の時価評価方法の原則＞

投資対象	評価方法
株式	計算日における金融商品取引所等の最終相場

なお、当ファンドの基準価額は100口当たりで表示されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、2015年9月4日から無期限です。

※ただし、下記「(5)その他 イ. 償還規定」の場合には信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

計算期間は、原則として毎年1月9日から7月8日まで、および7月9日から翌年1月8日までとすることを原則とし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

イ. 償還規定

- 委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、信託財産の一部を受益権と交換することにより受益権の口数が200万口を下回ることとなった場合、または、やむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- b. 委託会社は、信託期間中において次の1. から3. に該当することとなった場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。
1. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合
 2. 対象指数が廃止された場合
 3. 対象指数の計算方法の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めた約款の変更が書面決議により否決された場合
- なお、1. に掲げる事由によりこの信託契約を解約する場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続きを開始するものとします。
- c. 委託会社は、上記a. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- d. 上記c. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本d. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e. 上記c. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- f. 上記c. からe. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c. からe. までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。
- g. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- h. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「ロ. 信託約款の変更等 b.」の書面決議が否決された場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- i. 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ. 信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。
- j. 信託契約の解約を行う場合には、書面決議において当該解約に反対した受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、上記c. に規定する書面に付記します。

ロ. 信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、約款はa. からg. に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
- b. 委託会社は、上記a. の事項（上記a. の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a. の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b. からe. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a. からf. の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- h. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは、上記a. からg. の規定にしたがい約款を変更します。
- i. 重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、上記b. に規定する書面に付記します。

ハ. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の指定参加者契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

ニ. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。

(URL <https://www.am-one.co.jp/>)

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

ホ. 運用報告書

運用報告書は作成しません。

4 【受益者の権利等】

(1) 収益分配金に対する請求権および名義登録

受益者（計算期間終了日において受益者名簿に名義登録されている受益者（「名義登録受益者」といいます。）とします。）は、収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日から起算して40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式または同日から分配金領収証等により支払われます。

(注) 受託会社は、ファンドにかかる受益者名簿を作成し、受益者について、その氏名または名称、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）または法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、氏名または名称および住所。）、その他受託会社が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。また、計算期間終了日において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき、振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権にかかる受益者として、その氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所。）、その他受託会社の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託会社は他の証券代行会社等、受託会社が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。

受益者は、ファンドの受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限り、）を経由して受益者名簿の名義登録を請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は登録を受託会社（受託会社が受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接に行うことができます。

名義登録は、毎計算期間の末日の翌日から15日間停止するものとします。また、ファンドが終了することとなる場合は、信託終了日の直前5営業日間において名義登録を停止するものとします。

(2) 信託終了時の交換請求権

受益者は、信託が終了するときは、持ち分に応じて交換を請求する権利を有します。

委託会社は、この信託が終了するときは、委託会社が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、信託財産に属する有価証券を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとします。この場合、受益者が取得する個別銘柄の株数は、信託終了日の5営業日前の日の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。その他の事項については、「2 換金（解約）手続等」の規定に準じるものとします。

販売会社は、委託会社が別に定める一定口数未満の受益権について買取るものとします。この場合には、当該販売会社が別に定める手数料および当該手数料に対する消費税等相当額を徴することができるものとします。

この信託が終了するときは、販売会社は、その所有にかかるすべての受益権を交換請求するものとします。交換により引渡される株式に当該販売会社の発行する株式または当該販売会社が子会社となる株式が含まれる場合には、委託会社は、受託会社に対しこれを売却する指図をするとともに、当該株式等の評価額に相当する口数の受益権を、受託会社は信託財産をもって買取るものとします。

受益者が、信託終了時における交換による有価証券、信託終了にかかる金銭および買取りにかかる金銭について信託終了日から10年間その受渡しを請求しないときは、その権利を失います。

(3) 交換請求権および買取請求権

受益者は、保有する受益権について、交換または買取りを請求する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間（2024年7月9日から2025年1月8日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年3月7日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊加井 真弓
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているOne ETF トピックスの2024年7月9日から2025年1月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、One ETF トピックスの2025年1月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

1【財務諸表】

【One ETF トピックス】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第18期 2024年7月8日現在	第19期 2025年1月8日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	90,183,124,834	95,408,797,570
株式	624,586,515,740	570,734,108,670
派生商品評価勘定	302,559,500	80,112,850
未収入金	305,602,789	64,858,500
未収配当金	649,120,877	642,562,258
その他未収収益	88,023,492	139,526,605
差入委託証拠金	782,409,681	886,883,004
流動資産合計	716,897,356,913	667,956,849,457
資産合計	716,897,356,913	667,956,849,457
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	—	1,521,770
前受金	566,435,000	223,962,800
未払金	118,119,288	—
未払収益分配金	6,411,391,975	6,182,426,019
未払受託者報酬	100,885,046	98,123,806
未払委託者報酬	172,446,489	168,273,262
未払利息	4,365,067	20,375,128
受入担保金	74,710,797,082	79,781,600,743
その他未払費用	149,327,538	73,237,850
流動負債合計	82,233,767,485	86,549,521,378
負債合計	82,233,767,485	86,549,521,378
純資産の部		
元本等		
元本	321,659,971,575	304,985,898,975
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	313,003,617,853	276,421,429,104
（分配準備積立金）	16,637,206	3,923,545
元本等合計	634,663,589,428	581,407,328,079
純資産合計	634,663,589,428	581,407,328,079
負債純資産合計	716,897,356,913	667,956,849,457

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第18期 自 2024年1月9日 至 2024年7月8日	第19期 自 2024年7月9日 至 2025年1月8日
営業収益		
受取配当金	6,283,538,882	5,953,964,428
受取利息	18,551,844	101,195,653
有価証券売買等損益	103,609,369,492	△20,649,188,187
派生商品取引等損益	1,848,895,920	△133,316,860
その他収益	509,384,542	576,623,308
営業収益合計	112,269,740,680	△14,150,721,658
営業費用		
支払利息	16,717,254	92,133,118
受託者報酬	100,885,046	98,123,806
委託者報酬	172,446,489	168,273,262
その他費用	112,600,029	103,540,845
営業費用合計	402,648,818	462,071,031
営業利益又は営業損失（△）	111,867,091,862	△14,612,792,689
経常利益又は経常損失（△）	111,867,091,862	△14,612,792,689
当期純利益又は当期純損失（△）	111,867,091,862	△14,612,792,689
一部交換に伴う当期純利益金額の分配額又は一部交換に伴う当期純損失金額の分配額（△）	—	—
期首剰余金又は期首欠損金（△）	206,963,179,332	313,003,617,853
剰余金増加額又は欠損金減少額	60,364,576,939	6,816,684,439
当期一部交換に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	60,364,576,939	6,816,684,439
剰余金減少額又は欠損金増加額	59,779,838,305	22,603,654,480
当期一部交換に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	59,779,838,305	22,603,654,480
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	6,411,391,975	6,182,426,019
期末剰余金又は期末欠損金（△）	313,003,617,853	276,421,429,104

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第19期	
	自 2024年7月9日	至 2025年1月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。	
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第18期	第19期
	2024年7月8日現在	2025年1月8日現在
1. 期首元本額	320,748,172,300円	321,659,971,575円
期中追加設定元本額	69,057,877,500円	8,059,990,000円
期中一部交換元本額	68,146,078,225円	24,734,062,600円
2. 受益権の総数	218,074,557口	206,770,101口
3. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	70,026,759,470円	76,130,385,110円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第18期	第19期
	自 2024年1月9日 至 2024年7月8日	自 2024年7月9日 至 2025年1月8日
1. その他費用	その他費用の内訳は、監査費用（540,358円）、ライセンス料（82,325,310円）、その他（29,734,361円）となっております。	その他費用の内訳は、監査費用（547,768円）、ライセンス料（79,404,454円）、その他（23,588,623円）となっております。
2. 分配金の計算過程	当計算期間中に計上した受取配当金、配当株式、受取利息及びその他収益金から支払利息を控除した当期配当金等収益額（6,794,758,014円）及び分配準備積立金（19,202,731円）の合計額から、経費（385,931,564円）を控除して計算される分配対象額は6,428,029,181円（100口当たり2,947円）であり、うち6,411,391,975円（100口当たり	当計算期間中に計上した受取配当金、配当株式、受取利息及びその他収益金から支払利息を控除した当期配当金等収益額（6,539,650,271円）及び分配準備積立金（16,637,206円）の合計額から、経費（369,937,913円）を控除して計算される分配対象額は6,186,349,564円（100口当たり2,991円）であり、うち6,182,426,019円（100口当たり

	2,940円)を分配金額としております。	2,990円)を分配金額としております。
--	----------------------	----------------------

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第18期 自 2024年1月9日 至 2024年7月8日	第19期 自 2024年7月9日 至 2025年1月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、株価の変動によるリスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第18期 2024年7月8日現在	第19期 2025年1月8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券	同左

	「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 （２）デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	
３． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第18期 2024年7月8日現在	第19期 2025年1月8日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
株式	87,746,116,399	△17,939,052,584
合計	87,746,116,399	△17,939,052,584

（デリバティブ取引等に関する注記）

株式関連

種類	第18期 2024年7月8日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち 1年超		
市場取引 先物取引 買建	9,752,825,000	—	10,055,500,000	302,675,000
合計	9,752,825,000	—	10,055,500,000	302,675,000

種類	第19期 2025年1月8日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち		

		1 年超		
市場取引				
先物取引				
買建	10,540,802,200	—	10,619,520,000	78,717,800
合計	10,540,802,200	—	10,619,520,000	78,717,800

(注) 時価の算定方法

株価指数先物取引

1. 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第18期 2024年7月8日現在	第19期 2025年1月8日現在
1口当たり純資産額	2,910.31円	2,811.85円
(100口当たり純資産額)	(291,031円)	(281,185円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

2025年1月8日現在

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
極洋	8,500	4,000.00	34,000,000	
ニッスイ	202,000	863.00	174,326,000	貸付株式数 10,300株 (9,800株)
マルハニチロ	30,000	2,963.00	88,890,000	
雪国まいたけ	17,200	1,089.00	18,730,800	
カネコ種苗	5,700	1,387.00	7,905,900	
サカタのタネ	22,500	3,405.00	76,612,500	
ホクト	18,000	1,796.00	32,328,000	
ホクリョウ	400	1,295.00	518,000	
ショーボンドホールディングス	26,600	5,058.00	134,542,800	
ミライト・ワン	66,100	2,277.00	150,509,700	
タマホーム	12,700	3,455.00	43,878,500	貸付株式数 8,500株
サンヨーホームズ	300	730.00	219,000	
日本アクア	1,100	739.00	812,900	貸付株式数 600株
ファーストコーポレーション	600	849.00	509,400	貸付株式数 400株
ベステラ	500	1,026.00	513,000	
r o b o t h o m e	39,300	132.00	5,187,600	貸付株式数 700株
キャンディル	400	582.00	232,800	貸付株式数

				200株
住石ホールディングス	25,400	750.00	19,050,000	貸付株式数 14,600株 (5,300株)
日鉄鉱業	8,100	4,480.00	36,288,000	
三井松島ホールディングス	9,900	4,365.00	43,213,500	貸付株式数 6,800株
I N P E X	610,700	1,993.50	1,217,430,450	
石油資源開発	110,800	1,176.00	130,300,800	貸付株式数 68,100株
K&Oエナジーグループ	9,200	3,635.00	33,442,000	
リョーサン菱洋ホールディングス	23,300	2,570.00	59,881,000	貸付株式数 5,500株
ダイセキ環境ソリューション	500	1,354.00	677,000	貸付株式数 300株
第一カッター興業	5,800	1,379.00	7,998,200	
明豊ファシリティワークス	900	921.00	828,900	貸付株式数 400株
安藤・間	117,100	1,170.00	137,007,000	貸付株式数 3,100株
東急建設	63,300	726.00	45,955,800	
コムシスホールディングス	71,700	3,222.00	231,017,400	
ビーアールホールディングス	29,600	340.00	10,064,000	
高松コンストラクショングループ	15,000	2,803.00	42,045,000	貸付株式数 900株
東建コーポレーション	5,100	11,910.00	60,741,000	貸付株式数 2,900株
ソネック	200	844.00	168,800	
ヤマウラ	10,200	1,213.00	12,372,600	貸付株式数 6,000株
オリエンタル白石	74,800	381.00	28,498,800	
大成建設	128,300	6,395.00	820,478,500	貸付株式数 900株
大林組	466,600	2,064.50	963,295,700	貸付株式数 203,800株
清水建設	386,200	1,281.50	494,915,300	貸付株式数 9,400株
長谷工コーポレーション	129,700	2,038.00	264,328,600	貸付株式数 66,000株
松井建設	13,200	841.00	11,101,200	
銭高組	200	3,930.00	786,000	
鹿島建設	313,400	2,800.00	877,520,000	
不動テトラ	8,900	2,147.00	19,108,300	貸付株式数 700株
大末建設	700	1,650.00	1,155,000	貸付株式数 300株
鉄建建設	9,300	2,449.00	22,775,700	
西松建設	22,500	5,117.00	115,132,500	貸付株式数 4,100株
三井住友建設	114,000	407.00	46,398,000	貸付株式数 18,800株

大豊建設	3,900	3,285.00	12,811,500	貸付株式数 300株
佐田建設	1,000	985.00	985,000	貸付株式数 500株
ナカノフドー建設	1,300	703.00	913,900	貸付株式数 700株
奥村組	25,000	3,950.00	98,750,000	
東鉄工業	15,600	3,220.00	50,232,000	貸付株式数 6,700株
イチケン	400	2,609.00	1,043,600	貸付株式数 200株
富士ピー・エス	700	408.00	285,600	貸付株式数 400株
浅沼組	56,600	663.00	37,525,800	貸付株式数 29,300株
戸田建設	173,900	938.90	163,274,710	貸付株式数 112,500株
熊谷組	23,300	3,900.00	90,870,000	
北野建設	300	4,275.00	1,282,500	
植木組	400	1,615.00	646,000	
矢作建設工業	19,200	1,553.00	29,817,600	貸付株式数 3,000株
ピーエス・コンストラクション	10,200	1,174.00	11,974,800	
日本ハウスホールディングス	30,200	325.00	9,815,000	貸付株式数 18,200株
大東建託	48,300	17,295.00	835,348,500	
新日本建設	19,800	1,563.00	30,947,400	
サムティホールディングス	8,300	3,285.00	27,265,500	貸付株式数 100株
東亜道路工業	24,400	1,290.00	31,476,000	
日本道路	14,200	1,751.00	24,864,200	
東亜建設工業	42,700	1,193.00	50,941,100	
日本国土開発	40,200	513.00	20,622,600	貸付株式数 24,100株
若築建設	4,200	3,560.00	14,952,000	
東洋建設	40,700	1,355.00	55,148,500	貸付株式数 3,800株
五洋建設	185,000	648.50	119,972,500	
世紀東急工業	20,200	1,511.00	30,522,200	貸付株式数 13,700株
福田組	5,300	5,020.00	26,606,000	
日本ドライケミカル	400	4,260.00	1,704,000	貸付株式数 200株
住友林業	122,200	5,040.00	615,888,000	貸付株式数 77,900株 (18,000株)
日本基礎技術	1,100	604.00	664,400	貸付株式数 600株
巴コーポレーション	1,800	1,006.00	1,810,800	貸付株式数 900株
大和ハウス工業	426,500	4,765.00	2,032,272,500	貸付株式数

				211,800株
ライト工業	28,700	2,223.00	63,800,100	貸付株式数 1,200株
積水ハウス	428,700	3,703.00	1,587,476,100	
日特建設	13,500	996.00	13,446,000	
北陸電気工事	9,700	1,112.00	10,786,400	
ユアテック	26,100	1,523.00	39,750,300	
日本リーテック	11,000	1,327.00	14,597,000	貸付株式数 400株
四電工	17,700	1,568.00	27,753,600	貸付株式数 9,800株
中電工	21,900	3,230.00	70,737,000	
関電工	77,400	2,370.00	183,438,000	貸付株式数 500株
きんでん	98,300	3,092.00	303,943,600	貸付株式数 6,000株
東京エネシス	15,100	1,074.00	16,217,400	貸付株式数 500株
トーエネック	23,400	965.00	22,581,000	
住友電設	11,500	4,780.00	54,970,000	
日本電設工業	26,500	1,952.00	51,728,000	
エクシオグループ	146,200	1,716.00	250,879,200	貸付株式数 500株
新日本空調	18,300	2,008.00	36,746,400	
九電工	30,600	5,063.00	154,927,800	貸付株式数 1,200株
三機工業	29,500	3,090.00	91,155,000	
日揮ホールディングス	139,900	1,323.50	185,157,650	
中外炉工業	4,600	3,420.00	15,732,000	貸付株式数 1,000株
ヤマト	1,500	1,374.00	2,061,000	貸付株式数 800株
太平電業	9,000	4,935.00	44,415,000	
高砂熱学工業	34,100	6,214.00	211,897,400	貸付株式数 20,800株
三晃金属工業	200	4,495.00	899,000	
N E C ネットエスアイ	56,100	3,300.00	185,130,000	
朝日工業社	13,200	2,304.00	30,412,800	貸付株式数 4,200株
明星工業	24,300	1,378.00	33,485,400	貸付株式数 100株
大気社	18,100	4,830.00	87,423,000	
ダイダン	18,600	3,835.00	71,331,000	
日比谷総合設備	11,500	3,775.00	43,412,500	貸付株式数 5,800株
ニッポン	46,700	2,179.00	101,759,300	貸付株式数 29,400株
日清製粉グループ本社	147,600	1,798.50	265,458,600	
日東富士製粉	2,500	6,640.00	16,600,000	貸付株式数 100株

昭和産業	12,000	2,762.00	33,144,000	貸付株式数 1,700株
鳥越製粉	1,400	738.00	1,033,200	貸付株式数 500株
中部飼料	19,600	1,287.00	25,225,200	
フィード・ワン	20,700	804.00	16,642,800	
東洋精糖	300	1,519.00	455,700	貸付株式数 200株
日本甜菜製糖	7,400	2,343.00	17,338,200	貸付株式数 2,400株
DM三井製糖ホールディングス	14,100	3,315.00	46,741,500	
塩水港精糖	2,100	317.00	665,700	貸付株式数 1,100株
ウエルネオシュガー	8,500	2,208.00	18,768,000	
L I F U L L	36,200	193.00	6,986,600	
M I X I	27,800	2,949.00	81,982,200	貸付株式数 15,300株
ジェイエイシーリクルートメント	53,500	688.00	36,808,000	貸付株式数 19,600株
日本M&Aセンターホールディングス	217,900	655.10	142,746,290	
メンバーズ	5,800	1,029.00	5,968,200	貸付株式数 1,700株
中広	300	457.00	137,100	
UTグループ	19,300	2,173.00	41,938,900	貸付株式数 11,400株 (11,400株)
アイティメディア	7,900	1,552.00	12,260,800	貸付株式数 3,300株
ケアネット	30,300	524.00	15,877,200	貸付株式数 13,000株
E・Jホールディングス	8,700	1,693.00	14,729,100	
オープンアップグループ	44,500	1,789.00	79,610,500	貸付株式数 300株
コシダカホールディングス	45,200	1,071.00	48,409,200	貸付株式数 30,000株
アルトナー	700	2,040.00	1,428,000	貸付株式数 400株
パソナグループ	18,000	2,009.00	36,162,000	貸付株式数 400株
C D S	500	1,810.00	905,000	
リンクアンドモチベーション	35,200	559.00	19,676,800	貸付株式数 19,300株
エス・エム・エス	56,600	1,624.00	91,918,400	貸付株式数 6,100株
サニーサイドアップグループ	600	538.00	322,800	貸付株式数 300株
パーソルホールディングス	1,350,600	231.70	312,934,020	貸付株式数 11,600株
リニカル	1,200	360.00	432,000	貸付株式数 700株
クックパッド	40,500	148.00	5,994,000	貸付株式数

				24,200株
エスクリ	700	189.00	132,300	貸付株式数 200株
アイ・ケイ・ケイホールディングス	1,100	764.00	840,400	貸付株式数 700株
森永製菓	59,300	2,690.00	159,517,000	貸付株式数 200株
中村屋	3,500	3,185.00	11,147,500	貸付株式数 2,000株
江崎グリコ	40,600	4,562.00	185,217,200	貸付株式数 9,500株
名糖産業	6,300	1,944.00	12,247,200	貸付株式数 3,200株
井村屋グループ	7,800	2,443.00	19,055,400	
不二家	9,700	2,549.00	24,725,300	貸付株式数 5,900株
山崎製パン	95,000	2,976.50	282,767,500	貸付株式数 600株
第一屋製パン	300	657.00	197,100	貸付株式数 100株
モロゾフ	4,600	4,810.00	22,126,000	貸付株式数 2,600株
亀田製菓	9,000	3,980.00	35,820,000	
寿スピリッツ	83,900	2,031.00	170,400,900	貸付株式数 49,400株
カルビー	65,000	3,088.00	200,720,000	貸付株式数 40,500株
森永乳業	52,800	2,841.00	150,004,800	貸付株式数 30,400株
六甲バター	10,400	1,252.00	13,020,800	貸付株式数 3,400株
ヤクルト本社	202,800	2,881.00	584,266,800	
明治ホールディングス	182,500	3,147.00	574,327,500	貸付株式数 23,400株
雪印メグミルク	38,100	2,661.00	101,384,100	貸付株式数 4,200株
プリマハム	19,100	2,172.00	41,485,200	
日本ハム	61,000	4,897.00	298,717,000	
林兼産業	600	465.00	279,000	貸付株式数 300株
丸大食品	14,300	1,639.00	23,437,700	貸付株式数 8,100株
S F o o d s	15,700	2,619.00	41,118,300	
柿安本店	5,500	2,823.00	15,526,500	貸付株式数 3,300株
伊藤ハム米久ホールディングス	21,700	3,820.00	82,894,000	貸付株式数 900株
学情	7,500	2,167.00	16,252,500	貸付株式数 1,500株
スタジオアリス	7,400	2,113.00	15,636,200	貸付株式数 4,600株

クロスキャット	8,200	1,039.00	8,519,800	貸付株式数 3,000株
エプコ	500	752.00	376,000	
システナ	206,600	360.00	74,376,000	
N J S	3,700	3,370.00	12,469,000	貸付株式数 1,800株
デジタルアーツ	9,100	5,940.00	54,054,000	貸付株式数 1,800株
日鉄ソリューションズ	49,300	3,888.00	191,678,400	貸付株式数 600株
総合警備保障	247,500	1,075.50	266,186,250	
キューブシステム	7,600	1,038.00	7,888,800	
いちご	120,100	369.00	44,316,900	貸付株式数 66,200株
日本駐車場開発	169,000	212.00	35,828,000	貸付株式数 95,500株
コア	6,400	1,880.00	12,032,000	貸付株式数 3,600株
カカクコム	106,800	2,328.50	248,683,800	
アイロムグループ	6,000	2,784.00	16,704,000	
セントケア・ホールディング	9,400	739.00	6,946,600	貸付株式数 6,000株
サイネックス	300	808.00	242,400	
ルネサンス	11,500	1,046.00	12,029,000	貸付株式数 7,800株
ディップ	25,900	2,475.00	64,102,500	貸付株式数 17,600株
S B S ホールディングス	12,800	2,326.00	29,772,800	
デジタルホールディングス	7,500	1,209.00	9,067,500	貸付株式数 4,100株
新日本科学	15,700	1,679.00	26,360,300	貸付株式数 9,700株
キャリアデザインセンター	300	1,825.00	547,500	
エムスリー	292,800	1,420.50	415,922,400	貸付株式数 500株
ツカダ・グローバルホールディング	1,300	430.00	559,000	貸付株式数 700株
プラス	200	572.00	114,400	貸付株式数 100株
ウェルネット	1,500	811.00	1,216,500	貸付株式数 1,000株
ワールドホールディングス	5,800	1,916.00	11,112,800	
ディー・エヌ・エー	59,200	2,840.00	168,128,000	貸付株式数 31,600株 (30,600株)
博報堂D Yホールディングス	167,900	1,160.00	194,764,000	貸付株式数 6,400株
ぐるなび	27,600	262.00	7,231,200	貸付株式数 18,000株
タカミヤ	20,100	406.00	8,160,600	貸付株式数 1,500株

ファンコミュニケーションズ	20,700	399.00	8,259,300	貸付株式数 10,300株 (1,800株)
ライク	5,500	1,419.00	7,804,500	貸付株式数 3,700株
A o b a - B B T	700	322.00	225,400	貸付株式数 300株
エスプール	46,800	322.00	15,069,600	貸付株式数 26,200株
WDBホールディングス	7,600	1,638.00	12,448,800	
手間いらず	2,400	3,160.00	7,584,000	貸付株式数 500株
ティア	1,100	433.00	476,300	貸付株式数 600株
アドウェイズ	18,100	290.00	5,249,000	
バリューコマース	13,000	1,173.00	15,249,000	貸付株式数 400株
インフォマート	139,800	297.00	41,520,600	貸付株式数 45,400株
サッポロホールディングス	46,700	7,655.00	357,488,500	貸付株式数 3,100株
アサヒグループホールディングス	1,065,600	1,575.50	1,678,852,800	貸付株式数 200株
麒麟ホールディングス	591,100	1,992.00	1,177,471,200	貸付株式数 14,100株
シマダヤ	4,100	1,406.00	5,764,600	
宝ホールディングス	95,700	1,358.00	129,960,600	
オエノンホールディングス	45,900	382.00	17,533,800	貸付株式数 29,700株
養命酒製造	4,700	2,526.00	11,872,200	貸付株式数 3,000株
飛島ホールディングス	14,500	1,630.00	23,635,000	
コカ・コーラ ボトラーズジャパン ホールディングス	88,900	2,557.00	227,317,300	貸付株式数 3,600株
ライフドリンク カンパニー	31,000	2,331.00	72,261,000	貸付株式数 17,000株
サントリー食品インターナショナル	99,900	4,831.00	482,616,900	貸付株式数 48,100株
ダイドーグループホールディングス	16,100	3,200.00	51,520,000	貸付株式数 9,100株
伊藤園	47,500	3,420.00	162,450,000	貸付株式数 15,100株
キーコーヒー	15,900	2,027.00	32,229,300	貸付株式数 9,500株
ユニカフェ	500	906.00	453,000	
日清オイリオグループ	20,000	5,010.00	100,200,000	
不二製油グループ本社	28,300	3,421.00	96,814,300	貸付株式数 16,900株
かどや製油	200	3,670.00	734,000	
J - オイルミルズ	16,300	2,095.00	34,148,500	
インターメスティック	8,700	2,575.00	22,402,500	

サンエー	25,900	2,800.00	72,520,000	貸付株式数 14,100株
カワチ薬品	11,900	2,521.00	29,999,900	貸付株式数 6,500株
エービーシー・マート	66,700	3,254.00	217,041,800	
ハードオフコーポレーション	6,000	1,870.00	11,220,000	
高千穂交易	6,000	3,890.00	23,340,000	貸付株式数 3,700株
アスクル	36,100	1,655.00	59,745,500	
ゲオホールディングス	17,100	1,598.00	27,325,800	貸付株式数 1,700株
アダストリア	21,000	3,250.00	68,250,000	貸付株式数 13,400株
ジーフット	1,400	285.00	399,000	貸付株式数 800株
シー・ヴィ・エス・ペイエリア	200	574.00	114,800	貸付株式数 100株
オルバヘルスケアホールディングス	300	1,996.00	598,800	貸付株式数 100株
リガク・ホールディングス	72,800	962.00	70,033,600	貸付株式数 40,000株
伊藤忠食品	3,400	7,050.00	23,970,000	
くら寿司	17,800	2,896.00	51,548,800	貸付株式数 10,700株
キャンドウ	5,400	3,335.00	18,009,000	貸付株式数 3,100株
I Kホールディングス	600	397.00	238,200	貸付株式数 300株
パルグループホールディングス	34,900	3,020.00	105,398,000	貸付株式数 21,000株
エディオン	66,400	1,795.00	119,188,000	貸付株式数 38,200株
あらた	23,300	3,105.00	72,346,500	
サーラコーポレーション	32,000	852.00	27,264,000	
ワッツ	700	640.00	448,000	貸付株式数 100株
トーマンデバイス	2,200	6,980.00	15,356,000	貸付株式数 1,200株
ハローズ	6,100	4,025.00	24,552,500	貸付株式数 3,300株
J Pホールディングス	37,900	640.00	24,256,000	
フジオフードグループ本社	19,000	1,086.00	20,634,000	貸付株式数 11,500株
あみやき亭	11,100	1,647.00	18,281,700	貸付株式数 6,300株
東京エレクトロン デバイス	15,200	3,190.00	48,488,000	貸付株式数 10,100株
ひらまつ	4,000	168.00	672,000	貸付株式数 2,200株 (800株)
円谷フィールズホールディングス	24,700	1,875.00	46,312,500	貸付株式数

				16,000株
双日	169,800	3,191.00	541,831,800	貸付株式数 200株
アルフレッサ ホールディングス	142,100	2,153.00	305,941,300	
大黒天物産	4,700	8,650.00	40,655,000	貸付株式数 2,700株
ハニーズホールディングス	13,500	1,615.00	21,802,500	貸付株式数 7,900株
ファーマライズホールディングス	400	543.00	217,200	貸付株式数 200株
キッコーマン	470,200	1,651.00	776,300,200	貸付株式数 50,300株
味の素	328,700	6,349.00	2,086,916,300	貸付株式数 100株
ブルドックソース	7,500	1,774.00	13,305,000	貸付株式数 1,500株
キューピー	76,300	3,251.00	248,051,300	貸付株式数 41,900株 (35,700株)
ハウス食品グループ本社	47,800	2,807.00	134,174,600	貸付株式数 26,800株
カゴメ	60,700	2,972.50	180,430,750	
アリアケジャパン	14,100	5,310.00	74,871,000	貸付株式数 2,700株
ピエトロ	300	1,750.00	525,000	貸付株式数 100株
エバラ食品工業	3,800	2,882.00	10,951,600	
やまみ	200	3,395.00	679,000	貸付株式数 100株
ニチレイ	55,400	4,001.00	221,655,400	貸付株式数 300株
横浜冷凍	38,300	832.00	31,865,600	貸付株式数 19,600株
東洋水産	65,700	10,570.00	694,449,000	貸付株式数 100株
イトアンドホールディングス	7,300	2,146.00	15,665,800	貸付株式数 3,900株
大冷	200	1,906.00	381,200	
ヨシムラ・フード・ホールディングス	7,800	1,311.00	10,225,800	貸付株式数 4,600株
日清食品ホールディングス	179,400	3,672.00	658,756,800	貸付株式数 121,400株
一正蒲鉾	700	741.00	518,700	貸付株式数 300株
フジッコ	14,600	1,671.00	24,396,600	貸付株式数 8,100株
ロック・フィールド	17,300	1,529.00	26,451,700	貸付株式数 11,200株
日本たばこ産業	862,200	3,942.00	3,398,792,400	貸付株式数 2,700株
ケンコーマヨネーズ	8,900	1,945.00	17,310,500	

わらべや日洋ホールディングス	9,500	2,005.00	19,047,500	貸付株式数 5,700株
なとり	8,900	2,181.00	19,410,900	貸付株式数 800株
イフジ産業	300	1,613.00	483,900	
ファーマフーズ	18,800	996.00	18,724,800	貸付株式数 13,000株
北の達人コーポレーション	60,800	155.00	9,424,000	貸付株式数 40,300株 (3,900株)
ユウグレナ	88,200	413.00	36,426,600	貸付株式数 60,900株
紀文食品	12,300	1,082.00	13,308,600	貸付株式数 7,200株
ピックルスホールディングス	8,300	1,030.00	8,549,000	貸付株式数 4,800株
スター・マイカ・ホールディングス	14,700	767.00	11,274,900	貸付株式数 3,800株
S R Eホールディングス	5,200	3,110.00	16,172,000	貸付株式数 3,400株
A Dワークスグループ	4,000	207.00	828,000	貸付株式数 2,700株
片倉工業	13,300	1,939.00	25,788,700	貸付株式数 9,000株
グンゼ	10,300	5,290.00	54,487,000	貸付株式数 5,600株
ヒューリック	331,100	1,352.50	447,812,750	貸付株式数 71,000株
神栄	200	1,691.00	338,200	
ラサ商事	8,400	1,399.00	11,751,600	貸付株式数 100株
アルペン	12,600	2,079.00	26,195,400	貸付株式数 8,500株
ハブ	600	776.00	465,600	貸付株式数 300株
ラクーンホールディングス	10,800	705.00	7,614,000	貸付株式数 1,000株
クオールホールディングス	18,900	1,436.00	27,140,400	
アルコニックス	21,800	1,541.00	33,593,800	貸付株式数 5,400株
神戸物産	118,000	3,375.00	398,250,000	
ソリトンシステムズ	7,400	1,164.00	8,613,600	
ジンズホールディングス	11,600	6,870.00	79,692,000	貸付株式数 7,200株
ビックカメラ	91,300	1,705.50	155,712,150	貸付株式数 60,900株
D C Mホールディングス	78,900	1,415.00	111,643,500	
ペッパーフードサービス	45,000	160.00	7,200,000	貸付株式数 100株
ハイパー	400	292.00	116,800	
M o n o t a R O	216,100	2,515.50	543,599,550	貸付株式数

				68,900株 (68,900株)
東京一番フーズ	500	492.00	246,000	貸付株式数 300株
DDグループ	1,100	1,349.00	1,483,900	貸付株式数 700株
あい ホールディングス	24,400	2,092.00	51,044,800	貸付株式数 500株
ディービーエックス	300	943.00	282,900	
きちりホールディングス	500	835.00	417,500	貸付株式数 300株
J. フロント リテイリング	175,000	2,018.00	353,150,000	貸付株式数 116,800株
ドトール・日レスホールディングス	27,000	2,286.00	61,722,000	貸付株式数 14,800株
マツキヨココカラ&カンパニー	268,800	2,295.00	616,896,000	貸付株式数 164,300株
ブロンコビリー	8,900	3,550.00	31,595,000	貸付株式数 6,000株
Z O Z O	113,300	4,912.00	556,529,600	貸付株式数 76,700株
トレジャー・ファクトリー	10,500	1,368.00	14,364,000	貸付株式数 300株
物語コーポレーション	27,500	3,350.00	92,125,000	貸付株式数 15,300株
三越伊勢丹ホールディングス	227,900	2,586.50	589,463,350	
東洋紡	62,400	955.00	59,592,000	貸付株式数 35,000株
ユニチカ	46,700	137.00	6,397,900	貸付株式数 26,000株
富士紡ホールディングス	5,700	5,300.00	30,210,000	
日清紡ホールディングス	109,400	887.70	97,114,380	貸付株式数 7,500株
倉敷紡績	9,700	5,600.00	54,320,000	貸付株式数 5,300株
ダイワボウホールディングス	67,500	2,961.50	199,901,250	
シキボウ	10,400	1,006.00	10,462,400	
日東紡績	16,300	6,620.00	107,906,000	貸付株式数 3,000株
トヨタ紡織	60,700	2,027.00	123,038,900	貸付株式数 36,700株 (30,200株)
マクニカホールディングス	118,100	1,843.50	217,717,350	貸付株式数 65,300株
H a m e e	6,100	1,293.00	7,887,300	
マーケットエンタープライズ	100	1,446.00	144,600	
ラクト・ジャパン	6,500	2,585.00	16,802,500	貸付株式数 3,600株
ウエルシアホールディングス	79,100	2,026.00	160,256,600	貸付株式数 47,800株
クリエイトSDホールディングス	21,600	2,809.00	60,674,400	貸付株式数

				13,500株
グリムス	6,400	2,532.00	16,204,800	貸付株式数 3,400株
バイタルケーエスケー・ホールディングス	21,000	1,249.00	26,229,000	貸付株式数 100株
八洲電機	12,300	1,667.00	20,504,100	貸付株式数 6,700株
メディアスホールディングス	8,900	861.00	7,662,900	貸付株式数 4,600株
レスター	13,000	2,555.00	33,215,000	貸付株式数 400株
ジオリープグループ	400	1,146.00	458,400	
丸善CHIホールディングス	2,500	322.00	805,000	貸付株式数 1,600株
大光	900	577.00	519,300	貸付株式数 600株
OCHIホールディングス	400	1,365.00	546,000	
TOKAIホールディングス	82,800	955.00	79,074,000	貸付株式数 5,500株
MERF	500	544.00	272,000	
ミサワ	300	727.00	218,100	
ティーライフ	200	1,153.00	230,600	貸付株式数 100株
Cominix	300	927.00	278,100	
エー・ピーホールディングス	500	948.00	474,000	貸付株式数 300株 (100株)
三洋貿易	15,600	1,526.00	23,805,600	
チムニー	600	1,222.00	733,200	貸付株式数 400株
シュッピン	15,000	1,050.00	15,750,000	貸付株式数 8,200株
ビューティガレージ	4,800	1,341.00	6,436,800	貸付株式数 3,000株
オイシックス・ラ・大地	24,600	1,284.00	31,586,400	貸付株式数 14,500株
ウイン・パートナーズ	11,100	1,313.00	14,574,300	貸付株式数 6,100株
ネクステージ	34,800	1,416.00	49,276,800	貸付株式数 19,600株
ジョイフル本田	42,300	1,836.00	77,662,800	貸付株式数 25,900株
エターナルホスピタリティグループ	5,600	2,786.00	15,601,600	貸付株式数 3,400株
ホットランド	11,700	2,005.00	23,458,500	貸付株式数 7,900株
すかいらくホールディングス	208,400	2,303.50	480,049,400	貸付株式数 73,500株
SFPホールディングス	8,600	1,992.00	17,131,200	貸付株式数 4,500株
綿半ホールディングス	11,800	1,580.00	18,644,000	貸付株式数

				100株
日本毛織	37,000	1,266.00	46,842,000	
ダイトウボウ	2,800	105.00	294,000	貸付株式数 1,500株
トーア紡コーポレーション	700	397.00	277,900	貸付株式数 400株
ダイドーリミテッド	1,500	945.00	1,417,500	貸付株式数 800株
ヨシックスホールディングス	5,000	3,120.00	15,600,000	貸付株式数 900株
ユナイテッド・スーパーマーケット・ ホールディングス	65,100	739.00	48,108,900	貸付株式数 43,400株
野村不動産ホールディングス	89,000	3,894.00	346,566,000	貸付株式数 1,000株
三重交通グループホールディングス	30,400	476.00	14,470,400	貸付株式数 20,300株
ディア・ライフ	24,200	1,016.00	24,587,200	貸付株式数 13,200株
コーセーアールイー	500	785.00	392,500	貸付株式数 300株
地主	12,500	2,124.00	26,550,000	
プレサンスコーポレーション	18,800	1,969.00	37,017,200	貸付株式数 12,300株
フィル・カンパニー	2,800	898.00	2,514,400	
THE グローバル社	1,100	658.00	723,800	貸付株式数 700株
ハウスコム	300	1,370.00	411,000	
JPMC	8,200	1,115.00	9,143,000	
サンセイランディック	500	943.00	471,500	
エストラスト	200	719.00	143,800	
フージャースホールディングス	21,900	1,031.00	22,578,900	
オープンハウスグループ	52,000	5,214.00	271,128,000	
東急不動産ホールディングス	426,700	953.10	406,687,770	貸付株式数 1,400株
飯田グループホールディングス	136,000	2,290.50	311,508,000	
イーグランド	300	1,441.00	432,300	貸付株式数 200株
ムゲンエステート	1,200	1,759.00	2,110,800	貸付株式数 600株
帝国繊維	16,300	2,314.00	37,718,200	貸付株式数 6,500株
日本コークス工業	146,600	94.00	13,780,400	貸付株式数 86,700株
ゴルフダイジェスト・オンライン	8,900	312.00	2,776,800	貸付株式数 5,800株 (1,000株)
ミタチ産業	500	1,157.00	578,500	貸付株式数 300株
BEENOS	9,500	3,960.00	37,620,000	
あさひ	12,700	1,485.00	18,859,500	
日本調剤	10,000	1,401.00	14,010,000	貸付株式数

				5,900株
コスモス薬品	25,900	6,909.00	178,943,100	
シップヘルスケアホールディングス	60,300	2,140.00	129,042,000	
トーエル	800	787.00	629,600	貸付株式数 500株
ソフトクリエイトホールディングス	10,400	2,240.00	23,296,000	
セブン&アイ・ホールディングス	1,684,300	2,396.50	4,036,424,950	
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	114,700	1,170.00	134,199,000	貸付株式数 68,500株
明治電機工業	5,700	1,430.00	8,151,000	
ツルハホールディングス	32,000	8,574.00	274,368,000	貸付株式数 20,400株
デリカフーズホールディングス	700	535.00	374,500	貸付株式数 200株
スターティアホールディングス	500	2,273.00	1,136,500	
サンマルクホールディングス	12,300	2,593.00	31,893,900	
フェリシモ	400	830.00	332,000	貸付株式数 200株
トリドールホールディングス	42,800	3,703.00	158,488,400	貸付株式数 29,700株
帝人	138,700	1,305.50	181,072,850	貸付株式数 3,200株
東レ	1,055,100	1,025.50	1,082,005,050	貸付株式数 535,900株
クラレ	192,600	2,251.00	433,542,600	
旭化成	976,600	1,081.50	1,056,192,900	貸付株式数 503,700株 (503,700株)
T O K Y O B A S E	16,200	320.00	5,184,000	貸付株式数 9,100株
稲葉製作所	8,300	1,766.00	14,657,800	貸付株式数 4,900株
宮地エンジニアリンググループ	17,900	1,958.00	35,048,200	貸付株式数 9,800株
トーカロ	42,900	1,847.00	79,236,300	貸付株式数 23,000株
アルファ	600	1,202.00	721,200	貸付株式数 300株
S U M C O	283,100	1,206.00	341,418,600	貸付株式数 10,900株
川田テクノロジーズ	9,600	2,630.00	25,248,000	
R S T e c h n o l o g i e s	11,400	3,290.00	37,506,000	
ジェイテックコーポレーション	300	1,431.00	429,300	貸付株式数 200株
信和	1,100	744.00	818,400	貸付株式数 600株
ビーロッド	1,000	1,276.00	1,276,000	貸付株式数 500株
ファーストブラザーズ	400	1,070.00	428,000	貸付株式数 200株
A n d D o ホールディングス	8,600	1,187.00	10,208,200	貸付株式数

				4,700株
シーアールイー	6,300	1,261.00	7,944,300	貸付株式数 200株
ケイアイスター不動産	7,700	4,135.00	31,839,500	貸付株式数 4,700株
アグレ都市デザイン	300	1,659.00	497,700	
グッドコムアセット	11,500	835.00	9,602,500	
ジェイ・エス・ビー	5,900	2,624.00	15,481,600	
ロードスターキャピタル	8,100	2,448.00	19,828,800	貸付株式数 100株
イノベーションホールディングス	600	970.00	582,000	貸付株式数 300株
グローバル・リンク・マネジメント	300	2,745.00	823,500	
フェイスネットワーク	500	1,751.00	875,500	
霞ヶ関キャピタル	5,800	14,420.00	83,636,000	貸付株式数 3,500株
SUMINOE	300	2,097.00	629,100	貸付株式数 200株
日本フェルト	1,000	491.00	491,000	貸付株式数 500株
イチカワ	200	1,646.00	329,200	
エコナックホールディングス	1,600	123.00	196,800	貸付株式数 800株
日東製網	200	1,616.00	323,200	
芦森工業	300	2,645.00	793,500	
アツギ	1,100	1,007.00	1,107,700	貸付株式数 600株
ウイルプラスホールディングス	300	1,000.00	300,000	
JMホールディングス	11,000	2,440.00	26,840,000	
コメダホールディングス	39,900	2,781.00	110,961,900	貸付株式数 300株
サツドラホールディングス	700	821.00	574,700	貸付株式数 400株
アレンザホールディングス	11,400	1,119.00	12,756,600	貸付株式数 6,600株
串カツ田中ホールディングス	4,600	1,395.00	6,417,000	貸付株式数 2,500株 (500株)
バロックジャパンリミテッド	17,800	796.00	14,168,800	貸付株式数 9,700株 (3,000株)
クスリのアオキホールディングス	51,000	3,258.00	166,158,000	貸付株式数 31,000株
ダイニック	500	751.00	375,500	貸付株式数 300株
共和レザー	1,100	705.00	775,500	貸付株式数 500株
ピーバンドットコム	200	383.00	76,600	貸付株式数 100株
力の源ホールディングス	11,400	933.00	10,636,200	貸付株式数 6,300株

				(1,300株)
FOOD & LIFE COMPANIES	81,300	3,116.00	253,330,800	
アセンテック	5,800	901.00	5,225,800	
セーレン	27,900	2,767.00	77,199,300	貸付株式数 19,100株
ソトー	500	690.00	345,000	
東海染工	200	908.00	181,600	
小松マテーレ	20,900	799.00	16,699,100	
ワコールホールディングス	29,900	5,249.00	156,945,100	貸付株式数 500株
ホギメディカル	19,400	4,785.00	92,829,000	
クラウドシアホールディングス	400	329.00	131,600	貸付株式数 200株 (100株)
T S I ホールディングス	45,600	1,001.00	45,645,600	貸付株式数 25,100株
マツオカコーポレーション	400	1,957.00	782,800	
ワールド	22,200	2,454.00	54,478,800	貸付株式数 13,000株
T I S	152,800	3,615.00	552,372,000	貸付株式数 98,100株
テクミラホールディングス	800	344.00	275,200	貸付株式数 500株
グリーホールディングス	48,400	447.00	21,634,800	
GMOベパボ	1,800	1,404.00	2,527,200	
コーエーテクモホールディングス	108,700	1,792.50	194,844,750	貸付株式数 56,000株
三菱総合研究所	6,900	4,880.00	33,672,000	
ボルテージ	500	225.00	112,500	貸付株式数 200株
電算	200	1,437.00	287,400	
A G S	700	850.00	595,000	貸付株式数 400株
ファインデックス	11,500	848.00	9,752,000	貸付株式数 800株
ブレインパッド	12,000	1,215.00	14,580,000	貸付株式数 100株
K L a b	36,600	168.00	6,148,800	貸付株式数 7,000株
ポールトゥウィンホールディングス	20,600	450.00	9,270,000	
ネクソン	317,800	2,204.50	700,590,100	
アイスタイル	48,300	429.00	20,720,700	貸付株式数 23,100株
エムアップホールディングス	17,700	1,596.00	28,249,200	
エイチーム	9,600	955.00	9,168,000	貸付株式数 5,300株
セルシス	20,500	1,289.00	26,424,500	貸付株式数 11,300株
エニグモ	16,100	311.00	5,007,100	貸付株式数 7,800株

テクノスジャパン	1,400	800.00	1,120,000	貸付株式数 500株
e n i s h	2,200	133.00	292,600	貸付株式数 1,200株
コロブラ	49,100	487.00	23,911,700	
オルトプラス	1,600	64.00	102,400	貸付株式数 800株
ブロードリーフ	58,000	647.00	37,526,000	
クロス・マーケティンググループ	800	809.00	647,200	貸付株式数 300株
デジタルハーツホールディングス	10,300	828.00	8,528,400	貸付株式数 3,200株
メディアドゥ	6,500	1,423.00	9,249,500	
じげん	36,100	469.00	16,930,900	貸付株式数 24,000株
ブイキューブ	19,900	180.00	3,582,000	貸付株式数 12,000株
エンカレッジ・テクノロジー	300	594.00	178,200	
サイバーリンクス	600	771.00	462,600	貸付株式数 300株
ディー・エル・イー	1,400	127.00	177,800	貸付株式数 800株
フィックスターズ	14,500	2,119.00	30,725,500	貸付株式数 8,500株
CARTA HOLDINGS	8,200	1,358.00	11,135,600	貸付株式数 5,100株
オブティム	14,900	691.00	10,295,900	貸付株式数 8,700株 (5,200株)
セレス	6,500	2,851.00	18,531,500	貸付株式数 3,600株
SHIFT	9,600	17,630.00	169,248,000	貸付株式数 6,500株
特種東海製紙	7,000	3,580.00	25,060,000	貸付株式数 1,700株
ティーガイア	6,000	2,661.00	15,966,000	
セック	2,500	5,060.00	12,650,000	
テクマトリックス	31,200	2,238.00	69,825,600	貸付株式数 12,800株
プロシップ	6,300	1,571.00	9,897,300	貸付株式数 4,000株
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	35,900	3,185.00	114,341,500	貸付株式数 100株
GMOペイメントゲートウェイ	33,000	7,652.00	252,516,000	貸付株式数 22,500株
ザッパラス	400	354.00	141,600	貸付株式数 100株
システムリサーチ	9,900	1,407.00	13,929,300	貸付株式数 5,600株
インターネットイニシアティブ	79,000	2,907.00	229,653,000	
さくらインターネット	22,600	4,730.00	106,898,000	貸付株式数

				14,300株
GMOグローバルサイン・ホールディングス	4,400	2,372.00	10,436,800	貸付株式数 2,900株
SRAホールディングス	8,200	4,235.00	34,727,000	
システムインテグレータ	500	305.00	152,500	
朝日ネット	15,500	651.00	10,090,500	
eBASE	20,300	655.00	13,296,500	
アバントグループ	18,300	1,888.00	34,550,400	貸付株式数 600株
アドソル日進	6,100	1,951.00	11,901,100	
ODKソリューションズ	400	572.00	228,800	
フリービット	6,300	1,354.00	8,530,200	貸付株式数 3,200株
コムチュア	19,100	2,128.00	40,644,800	貸付株式数 6,300株
アステリア	11,300	599.00	6,768,700	
アイル	8,100	2,627.00	21,278,700	貸付株式数 500株
王子ホールディングス	546,700	601.30	328,730,710	
日本製紙	75,200	857.00	64,446,400	貸付株式数 26,000株
三菱製紙	2,200	561.00	1,234,200	貸付株式数 1,400株
北越コーポレーション	81,100	1,505.00	122,055,500	貸付株式数 48,200株
中越パルプ工業	600	1,506.00	903,600	貸付株式数 300株
巴川コーポレーション	500	709.00	354,500	
大王製紙	72,900	818.00	59,632,200	貸付株式数 40,000株
阿波製紙	400	467.00	186,800	貸付株式数 200株
マークライNZ	8,600	2,124.00	18,266,400	
メディカル・データ・ビジョン	17,300	421.00	7,283,300	貸付株式数 9,500株
gumi	23,500	403.00	9,470,500	貸付株式数 14,600株
ショーケース	400	298.00	119,200	貸付株式数 200株
モバイルファクトリー	300	962.00	288,600	貸付株式数 100株
テラスカイ	5,600	2,585.00	14,476,000	貸付株式数 3,500株
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	7,500	2,038.00	15,285,000	
PCIホールディングス	500	879.00	439,500	貸付株式数 300株
アイビーシー	200	714.00	142,800	
ネオジャパン	3,800	1,704.00	6,475,200	
PR TIMES	2,900	1,702.00	4,935,800	貸付株式数 1,600株

ラクス	68,400	1,770.50	121,102,200	貸付株式数 4,400株
ランドコンピュータ	800	685.00	548,000	貸付株式数 400株
ダブルスタンダード	5,100	1,693.00	8,634,300	
オープンドア	10,100	615.00	6,211,500	貸付株式数 6,700株 (600株)
マイネット	500	316.00	158,000	
アカツキ	7,000	2,885.00	20,195,000	貸付株式数 1,400株
ベネフィットジャパン	100	1,066.00	106,600	
U b i c o mホールディングス	4,600	1,306.00	6,007,600	
カナミックネットワーク	18,200	491.00	8,936,200	
ノムラシステムコーポレーション	1,800	124.00	223,200	貸付株式数 900株
レンゴー	131,500	866.80	113,984,200	貸付株式数 800株
トーモク	8,300	2,222.00	18,442,600	
ザ・パック	10,700	3,470.00	37,129,000	貸付株式数 700株
チェンジホールディングス	35,800	1,320.00	47,256,000	貸付株式数 21,500株
シンクロ・フード	1,100	348.00	382,800	貸付株式数 500株
オークネット	6,700	2,510.00	16,817,000	貸付株式数 2,800株
キャピタル・アセット・プランニング	300	761.00	228,300	
セグエグループ	1,400	653.00	914,200	貸付株式数 900株
エイトレッド	300	1,543.00	462,900	
マクロミル	28,100	1,209.00	33,972,900	
ビーグリー	300	1,725.00	517,500	貸付株式数 200株
オロ	6,100	2,334.00	14,237,400	貸付株式数 4,000株
ユーザーローカル	6,100	1,853.00	11,303,300	貸付株式数 3,300株
テモナ	400	187.00	74,800	貸付株式数 200株
ニーズウェル	1,800	432.00	777,600	貸付株式数 900株
PKSHA Technology	11,600	3,830.00	44,428,000	貸付株式数 7,800株
マネーフォワード	35,400	4,921.00	174,203,400	貸付株式数 19,500株
サインポスト	800	437.00	349,600	貸付株式数 500株
レゾナック・ホールディングス	129,500	4,154.00	537,943,000	貸付株式数 30,700株
住友化学	1,161,000	346.40	402,170,400	

住友精化	6,800	4,680.00	31,824,000	貸付株式数 1,000株
日産化学	74,300	4,865.00	361,469,500	
ラサ工業	5,100	2,591.00	13,214,100	
クレハ	29,900	2,847.00	85,125,300	貸付株式数 19,500株
多木化学	5,600	3,330.00	18,648,000	貸付株式数 3,300株
テイカ	10,300	1,516.00	15,614,800	貸付株式数 5,700株
石原産業	23,900	1,528.00	36,519,200	
片倉コープアグリ	400	959.00	383,600	貸付株式数 200株
日本曹達	30,600	2,941.00	89,994,600	
東ソー	192,700	2,138.50	412,088,950	貸付株式数 17,000株
トクヤマ	46,600	2,608.00	121,532,800	
セントラル硝子	18,200	3,310.00	60,242,000	
東亜合成	69,400	1,477.50	102,538,500	貸付株式数 400株
大阪ソーダ	50,400	1,869.00	94,197,600	貸付株式数 28,300株
関東電化工業	31,000	985.00	30,535,000	貸付株式数 100株
SUN A S T E R I S K	10,400	676.00	7,030,400	貸付株式数 3,800株 (1,800株)
デンカ	52,500	2,204.00	115,710,000	貸付株式数 35,700株
イビデン	83,500	5,008.00	418,168,000	貸付株式数 53,400株
信越化学工業	1,294,500	5,200.00	6,731,400,000	
日本カーバイド工業	7,600	1,746.00	13,269,600	貸付株式数 1,800株
プラスアルファ・コンサルティング	18,300	1,788.00	32,720,400	
電算システムホールディングス	6,400	2,393.00	15,315,200	貸付株式数 3,200株
堺化学工業	10,100	2,528.00	25,532,800	
第一稀元素化学工業	15,800	698.00	11,028,400	貸付株式数 8,500株
エア・ウォーター	136,200	1,901.50	258,984,300	
日本酸素ホールディングス	140,000	4,404.00	616,560,000	貸付株式数 81,400株
日本化学工業	5,300	2,340.00	12,402,000	
東邦アセチレン	1,700	380.00	646,000	貸付株式数 800株
日本パーカライジング	64,300	1,275.00	81,982,500	貸付株式数 13,800株
高圧ガス工業	21,000	796.00	16,716,000	貸付株式数 300株
チタン工業	200	791.00	158,200	貸付株式数

				100株
四国化成ホールディングス	16,300	1,984.00	32,339,200	
戸田工業	3,300	1,136.00	3,748,800	貸付株式数 1,700株
ステラ ケミファ	7,800	4,465.00	34,827,000	貸付株式数 4,500株
保土谷化学工業	4,500	3,820.00	17,190,000	
日本触媒	92,500	1,920.00	177,600,000	
大日精化工業	10,000	2,961.00	29,610,000	
カネカ	35,600	3,674.00	130,794,400	貸付株式数 19,600株 (19,600株)
協和キリン	170,000	2,314.00	393,380,000	貸付株式数 1,200株
A P P I E R G R O U P	44,100	1,449.00	63,900,900	
三菱瓦斯化学	117,100	2,765.00	323,781,500	
三井化学	129,900	3,351.00	435,294,900	
東京応化工業	68,900	3,795.00	261,475,500	貸付株式数 1,500株
大阪有機化学工業	12,100	2,950.00	35,695,000	貸付株式数 300株
三菱ケミカルグループ	1,055,300	803.30	847,722,490	貸付株式数 200株
K H ネオケム	26,000	2,023.00	52,598,000	
ビジョナル	17,100	7,678.00	131,293,800	貸付株式数 10,900株
ダイセル	164,200	1,365.00	224,133,000	貸付株式数 200株
住友ベークライト	45,500	3,870.00	176,085,000	貸付株式数 100株
積水化学工業	287,500	2,647.00	761,012,500	
日本ゼオン	111,300	1,463.00	162,831,900	貸付株式数 63,700株
アイカ工業	36,400	3,242.00	118,008,800	貸付株式数 23,400株
U B E	74,400	2,379.50	177,034,800	
積水樹脂	18,900	2,046.00	38,669,400	貸付株式数 9,800株
旭有機材	9,600	4,335.00	41,616,000	貸付株式数 2,600株
ニチバン	8,900	2,038.00	18,138,200	貸付株式数 1,800株
リケンテクノス	27,100	1,032.00	27,967,200	
大倉工業	6,700	2,984.00	19,992,800	貸付株式数 3,700株
積水化成品工業	20,300	353.00	7,165,900	
群栄化学工業	3,400	2,738.00	9,309,200	
タイガースポリマー	800	726.00	580,800	貸付株式数 400株
ミライアル	500	1,341.00	670,500	
ダイキアクシス	700	682.00	477,400	貸付株式数

				400株
ダイキョーニシカワ	31,900	640.00	20,416,000	貸付株式数 400株
竹本容器	600	834.00	500,400	貸付株式数 300株
森六ホールディングス	8,000	1,974.00	15,792,000	
恵和	9,400	999.00	9,390,600	
日本化薬	97,800	1,278.50	125,037,300	貸付株式数 200株
カーリット	14,300	1,241.00	17,746,300	貸付株式数 9,300株
ソルクシーズ	1,300	318.00	413,400	貸付株式数 700株
C Lホールディングス	3,500	690.00	2,415,000	貸付株式数 2,000株
プレステージ・インターナショナル	69,300	665.00	46,084,500	
フェイス	400	1,212.00	484,800	
プロトコーポレーション	15,800	1,241.00	19,607,800	
ハイマックス	4,500	1,420.00	6,390,000	貸付株式数 200株
アミューズ	9,000	1,450.00	13,050,000	貸付株式数 5,100株
野村総合研究所	313,200	4,625.00	1,448,550,000	貸付株式数 213,100株
ドリームインキュベータ	3,600	3,410.00	12,276,000	貸付株式数 2,400株
クイック	10,300	2,197.00	22,629,100	貸付株式数 200株
T A C	800	211.00	168,800	貸付株式数 500株
C Eホールディングス	800	554.00	443,200	貸付株式数 400株
日本システム技術	13,400	2,199.00	29,466,600	
電通グループ	157,600	3,655.00	576,028,000	
インテージホールディングス	16,300	1,484.00	24,189,200	
テイクアンドギヴ・ニーズ	7,100	961.00	6,823,100	
東邦システムサイエンス	6,700	1,337.00	8,957,900	貸付株式数 2,200株
ぴあ	5,100	3,050.00	15,555,000	貸付株式数 2,900株
イオンファンタジー	6,400	2,753.00	17,619,200	貸付株式数 3,500株
ソースネクスト	73,800	189.00	13,948,200	貸付株式数 49,800株
シーティーエス	20,400	840.00	17,136,000	貸付株式数 3,000株
N E X Y Z . G r o u p	500	812.00	406,000	
メディカルシステムネットワーク	14,900	411.00	6,123,900	
日本精化	9,600	2,278.00	21,868,800	
扶桑化学工業	13,400	3,515.00	47,101,000	
トリケミカル研究所	15,800	3,290.00	51,982,000	

シンプレクス・ホールディングス	28,400	2,394.00	67,989,600	貸付株式数 14,700株
HEROZ	5,700	1,008.00	5,745,600	貸付株式数 3,100株
ラクスル	35,000	1,139.00	39,865,000	貸付株式数 14,600株
メルカリ	70,600	1,697.50	119,843,500	貸付株式数 4,100株
I P S	4,200	2,442.00	10,256,400	
F I G	1,900	281.00	533,900	貸付株式数 1,000株
システムサポートホールディングス	5,600	1,776.00	9,945,600	
ADEKA	50,300	2,811.00	141,393,300	貸付株式数 100株
日油	169,900	2,183.50	370,976,650	
ミヨシ油脂	600	1,591.00	954,600	貸付株式数 300株
新日本理化	2,400	193.00	463,200	貸付株式数 1,300株
ハリマ化成グループ	11,200	863.00	9,665,600	貸付株式数 2,000株
イーソル	9,700	622.00	6,033,400	貸付株式数 6,100株
東海ソフト	300	1,406.00	421,800	
ウイングアーク1st	15,000	3,640.00	54,600,000	
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	4,800	859.00	4,123,200	貸付株式数 3,000株
サーバーワークス	2,500	2,444.00	6,110,000	
東名	300	2,216.00	664,800	
ヴィッツ	200	986.00	197,200	
トビラシステムズ	500	877.00	438,500	貸付株式数 200株
S a n s a n	47,600	2,136.00	101,673,600	
L i n k－Uグループ	300	395.00	118,500	
ギフティ	12,700	1,279.00	16,243,300	貸付株式数 7,600株
花王	351,500	6,111.00	2,148,016,500	貸付株式数 700株
第一工業製薬	5,200	3,605.00	18,746,000	貸付株式数 3,400株
石原ケミカル	6,300	2,380.00	14,994,000	
日華化学	600	1,119.00	671,400	貸付株式数 100株
ニイタカ	300	2,035.00	610,500	貸付株式数 200株
三洋化成工業	8,900	4,000.00	35,600,000	貸付株式数 900株
メドレー	15,900	3,675.00	58,432,500	貸付株式数 300株 (300株)
ベース	7,100	2,858.00	20,291,800	

J M D C	17, 600	3, 754. 00	66, 070, 400	貸付株式数 9, 600株
武田薬品工業	1, 286, 000	4, 176. 00	5, 370, 336, 000	貸付株式数 6, 200株
アステラス製薬	1, 267, 800	1, 521. 00	1, 928, 323, 800	
住友ファーマ	128, 700	560. 00	72, 072, 000	
塩野義製薬	479, 400	2, 214. 00	1, 061, 391, 600	貸付株式数 64, 500株
わかもと製薬	1, 900	220. 00	418, 000	貸付株式数 1, 000株
日本新薬	37, 900	4, 010. 00	151, 979, 000	貸付株式数 200株
中外製薬	452, 400	6, 717. 00	3, 038, 770, 800	貸付株式数 700株
科研製薬	24, 800	4, 439. 00	110, 087, 200	
エーザイ	188, 600	4, 358. 00	821, 918, 800	
理研ビタミン	12, 300	2, 404. 00	29, 569, 200	
ロート製薬	152, 700	2, 783. 50	425, 040, 450	貸付株式数 103, 900株
小野薬品工業	295, 600	1, 635. 50	483, 453, 800	
久光製薬	32, 100	4, 051. 00	130, 037, 100	貸付株式数 300株
有機合成薬品工業	1, 300	270. 00	351, 000	貸付株式数 700株
持田製薬	18, 200	3, 375. 00	61, 425, 000	
参天製薬	261, 800	1, 598. 50	418, 487, 300	
扶桑薬品工業	5, 600	2, 456. 00	13, 753, 600	貸付株式数 3, 000株
日本ケミファ	200	1, 515. 00	303, 000	
ツムラ	49, 600	4, 712. 00	233, 715, 200	
テルモ	964, 000	3, 014. 00	2, 905, 496, 000	
H. U. グループホールディングス	43, 400	2, 578. 00	111, 885, 200	貸付株式数 24, 300株
キッセイ薬品工業	23, 200	4, 140. 00	96, 048, 000	貸付株式数 3, 600株
生化学工業	27, 600	791. 00	21, 831, 600	
栄研化学	22, 800	2, 163. 00	49, 316, 400	貸付株式数 13, 700株
鳥居薬品	7, 800	4, 665. 00	36, 387, 000	貸付株式数 400株
J C R ファーマ	48, 900	592. 00	28, 948, 800	
東和薬品	19, 400	3, 230. 00	62, 662, 000	
富士製薬工業	10, 700	1, 541. 00	16, 488, 700	
ゼリア新薬工業	22, 900	2, 310. 00	52, 899, 000	
ネクスラファーマ	67, 800	1, 005. 00	68, 139, 000	
第一三共	1, 364, 000	4, 225. 00	5, 762, 900, 000	
杏林製薬	31, 300	1, 481. 00	46, 355, 300	
大幸薬品	32, 700	321. 00	10, 496, 700	貸付株式数 21, 000株
ダイト	10, 800	2, 010. 00	21, 708, 000	貸付株式数

				600株
大塚ホールディングス	360,700	8,409.00	3,033,126,300	貸付株式数 18,100株
ペプチドリーム	70,100	2,470.00	173,147,000	貸付株式数 41,000株
大日本塗料	16,000	1,147.00	18,352,000	貸付株式数 2,600株
日本ペイントホールディングス	638,700	994.00	634,867,800	貸付株式数 75,700株
関西ペイント	120,900	2,197.00	265,617,300	貸付株式数 71,600株
神東塗料	1,300	130.00	169,000	貸付株式数 700株
中国塗料	32,600	2,245.00	73,187,000	貸付株式数 1,300株
日本特殊塗料	1,100	1,270.00	1,397,000	貸付株式数 600株
藤倉化成	18,300	503.00	9,204,900	
太陽ホールディングス	25,200	4,155.00	104,706,000	貸付株式数 1,400株
D I C	51,300	3,425.00	175,702,500	
サカタインクス	32,100	1,676.00	53,799,600	貸付株式数 14,100株
a r t i e n c e	25,800	3,015.00	77,787,000	貸付株式数 6,300株
アルプス技研	12,900	2,466.00	31,811,400	
サニックス	21,100	245.00	5,169,500	
日本空調サービス	15,900	1,052.00	16,726,800	
オリエンタルランド	882,000	3,364.00	2,967,048,000	貸付株式数 532,300株
フォーカスシステムズ	9,700	1,100.00	10,670,000	貸付株式数 3,200株
ダスキン	32,300	3,672.00	118,605,600	貸付株式数 18,000株
パーク 2 4	110,600	2,077.00	229,716,200	貸付株式数 61,100株 (30,300株)
明光ネットワークジャパン	18,000	734.00	13,212,000	貸付株式数 11,500株
ファルコホールディングス	6,000	2,411.00	14,466,000	
クレスコ	23,700	1,158.00	27,444,600	
フジ・メディア・ホールディングス	138,800	1,657.00	229,991,600	貸付株式数 7,300株
秀英予備校	400	263.00	105,200	
田谷	300	309.00	92,700	
ラウンドワン	139,800	1,214.00	169,717,200	
リゾートトラスト	58,500	3,083.00	180,355,500	貸付株式数 1,700株
オービック	268,400	4,604.00	1,235,713,600	貸付株式数 1,200株
ジャストシステム	20,800	3,465.00	72,072,000	

TDCソフト	24,400	1,555.00	37,942,000	
LINEヤフー	2,312,400	425.70	984,388,680	貸付株式数 1,379,000株
ビー・エム・エル	18,200	2,881.00	52,434,200	貸付株式数 100株
トレンドマイクロ	75,900	8,169.00	620,027,100	貸付株式数 15,300株
IDホールディングス	9,700	1,540.00	14,938,000	
リソー教育	92,600	300.00	27,780,000	貸付株式数 50,900株
日本オラクル	27,700	14,495.00	401,511,500	
早稲田アカデミー	8,200	1,888.00	15,481,600	貸付株式数 5,100株
アルファシステムズ	4,500	3,300.00	14,850,000	貸付株式数 100株
フューチャー	36,000	1,806.00	65,016,000	貸付株式数 5,200株
CAC Holdings	8,900	1,689.00	15,032,100	
トーセ	500	621.00	310,500	貸付株式数 200株 (200株)
ユー・エス・エス	304,700	1,338.00	407,688,600	貸付株式数 2,200株
オービックビジネスコンサルタント	24,400	6,707.00	163,650,800	
アイティフォー	17,000	1,415.00	24,055,000	
東京個別指導学院	17,600	342.00	6,019,200	
東計電算	4,000	4,110.00	16,440,000	貸付株式数 1,300株
サイバーエージェント	327,500	1,080.50	353,863,750	貸付株式数 40,700株
楽天グループ	1,044,500	920.10	961,044,450	貸付株式数 23,800株
エックスネット	200	1,494.00	298,800	貸付株式数 100株
クリーク・アンド・リバー社	7,400	1,586.00	11,736,400	
SBIグローバルアセットマネジメン ト	29,000	669.00	19,401,000	貸付株式数 17,300株
テー・オー・ダブリュー	29,000	314.00	9,106,000	
大塚商会	163,800	3,465.00	567,567,000	貸付株式数 700株
サイボウズ	19,900	2,714.00	54,008,600	貸付株式数 200株
山田コンサルティンググループ	7,500	1,875.00	14,062,500	貸付株式数 1,800株
セントラルスポーツ	5,600	2,407.00	13,479,200	貸付株式数 3,400株
パラカ	4,500	1,873.00	8,428,500	貸付株式数 2,100株
電通総研	14,100	5,630.00	79,383,000	貸付株式数 900株
ACCESS	15,100	878.00	13,257,800	貸付株式数

				9,400株
デジタルガレージ	23,100	3,780.00	87,318,000	貸付株式数 600株
イーエムシステムズ	24,100	800.00	19,280,000	
ウェザーニューズ	8,900	3,745.00	33,330,500	貸付株式数 4,800株
C I J	36,000	465.00	16,740,000	
ビジネスエンジニアリング	3,400	3,590.00	12,206,000	貸付株式数 1,800株
日本エンタープライズ	1,700	121.00	205,700	貸付株式数 900株
WOWOW	10,900	995.00	10,845,500	貸付株式数 5,900株
スカラ	13,400	380.00	5,092,000	
インテリジェント ウェイブ	900	1,189.00	1,070,100	貸付株式数 400株
フルキャストホールディングス	12,100	1,465.00	17,726,500	
エン・ジャパン	24,100	2,050.00	49,405,000	
セルソース	9,600	863.00	8,284,800	貸付株式数 6,300株
あすか製薬ホールディングス	13,200	2,015.00	26,598,000	
サワイグループホールディングス	85,000	2,125.50	180,667,500	
富士フイルムホールディングス	871,400	3,273.00	2,852,092,200	
コニカミノルタ	325,100	649.30	211,087,430	貸付株式数 1,800株
資生堂	301,800	2,681.00	809,125,800	
ライオン	183,900	1,705.00	313,549,500	貸付株式数 45,800株
高砂香料工業	9,800	5,520.00	54,096,000	貸付株式数 300株
マンダム	28,600	1,269.00	36,293,400	
ミルボン	23,200	3,395.00	78,764,000	貸付株式数 12,700株
コーセー	29,400	6,843.00	201,184,200	貸付株式数 1,700株
コタ	14,600	1,594.00	23,272,400	貸付株式数 1,700株
シーボン	200	1,100.00	220,000	貸付株式数 100株
ポーラ・オルビスホールディングス	74,100	1,404.00	104,036,400	貸付株式数 32,100株
ノエビアホールディングス	12,900	4,775.00	61,597,500	貸付株式数 7,000株
アジュバンホールディングス	400	816.00	326,400	
新日本製薬	8,200	1,990.00	16,318,000	貸付株式数 1,700株
I - n e	4,800	1,949.00	9,355,200	貸付株式数 2,800株
アクシージア	9,500	455.00	4,322,500	貸付株式数 5,200株
エステー	11,700	1,532.00	17,924,400	

アグロ カネショウ	5,000	1,897.00	9,485,000	貸付株式数 1,200株 (300株)
コニシ	45,500	1,262.00	57,421,000	貸付株式数 23,000株
長谷川香料	27,600	3,000.00	82,800,000	貸付株式数 100株 (100株)
小林製薬	37,900	6,011.00	227,816,900	貸付株式数 25,200株
荒川化学工業	13,400	1,090.00	14,606,000	
メック	11,900	3,605.00	42,899,500	貸付株式数 7,400株
日本高純度化学	3,600	3,270.00	11,772,000	
タカラバイオ	45,400	1,015.00	46,081,000	
J C U	16,000	3,720.00	59,520,000	
新田ゼラチン	1,100	734.00	807,400	貸付株式数 600株
O A Tアグリオ	6,000	1,946.00	11,676,000	貸付株式数 4,000株
デクセリアルズ	126,600	2,338.00	295,990,800	貸付株式数 1,400株
アース製薬	13,200	5,250.00	69,300,000	
北興化学工業	12,900	1,335.00	17,221,500	
大成ラミック	4,200	2,485.00	10,437,000	
クミアイ化学工業	57,400	748.00	42,935,200	貸付株式数 5,100株
日本農薬	22,100	681.00	15,050,100	
富士興産	500	1,473.00	736,500	貸付株式数 300株
ニチレキグループ	15,400	2,460.00	37,884,000	
ユシロ化学工業	7,500	2,092.00	15,690,000	
ビーピー・カストロール	700	865.00	605,500	貸付株式数 100株 (100株)
富士石油	37,900	315.00	11,938,500	
M O R E S C O	600	1,392.00	835,200	貸付株式数 300株
出光興産	675,400	1,051.00	709,845,400	貸付株式数 2,300株
ENEOSホールディングス	2,451,600	824.80	2,022,079,680	
コスモエネルギーホールディングス	47,600	7,041.00	335,151,600	
ANYCOLOR	19,600	2,620.00	51,352,000	貸付株式数 13,100株
テスホールディングス	30,500	279.00	8,509,500	貸付株式数 17,200株
インフロニア・ホールディングス	148,100	1,193.00	176,683,300	貸付株式数 15,500株
横浜ゴム	73,100	3,390.00	247,809,000	
TOYO TIRE	83,100	2,446.50	203,304,150	貸付株式数 1,100株

ブリヂストン	423,100	5,350.00	2,263,585,000	貸付株式数 200株
住友ゴム工業	141,800	1,769.50	250,915,100	
藤倉コンポジット	13,900	1,596.00	22,184,400	
オカモト	7,700	5,320.00	40,964,000	貸付株式数 2,500株
アキレス	7,800	1,415.00	11,037,000	貸付株式数 2,300株
フコク	8,500	1,752.00	14,892,000	貸付株式数 4,600株
ニッタ	14,200	3,585.00	50,907,000	
クリエートメディック	500	912.00	456,000	
住友理工	28,000	1,567.00	43,876,000	
三ツ星ベルト	20,100	3,930.00	78,993,000	貸付株式数 5,200株
バンドー化学	21,400	1,863.00	39,868,200	貸付株式数 1,000株
A G C	140,600	4,601.00	646,900,600	貸付株式数 1,400株
日本板硝子	74,000	344.00	25,456,000	
石塚硝子	300	2,410.00	723,000	貸付株式数 100株
有沢製作所	21,700	1,477.00	32,050,900	
日本山村硝子	700	1,613.00	1,129,100	貸付株式数 400株
日本電気硝子	53,600	3,520.00	188,672,000	
オハラ	6,900	1,195.00	8,245,500	貸付株式数 600株
住友大阪セメント	25,900	3,303.00	85,547,700	貸付株式数 700株
太平洋セメント	89,200	3,467.00	309,256,400	貸付株式数 60,700株
リソルホールディングス	200	5,390.00	1,078,000	貸付株式数 100株 (100株)
日本ヒューム	12,700	1,349.00	17,132,300	貸付株式数 7,300株
日本コンクリート工業	28,000	373.00	10,444,000	貸付株式数 18,000株
三谷セキサン	6,100	5,290.00	32,269,000	貸付株式数 200株
アジアパイルホールディングス	20,500	817.00	16,748,500	
東海カーボン	133,300	914.40	121,889,520	
日本カーボン	8,300	4,270.00	35,441,000	貸付株式数 4,500株
東洋炭素	10,200	4,265.00	43,503,000	貸付株式数 6,200株
ノリタケ	16,000	3,850.00	61,600,000	貸付株式数 3,200株
T O T O	104,900	3,727.00	390,962,300	貸付株式数 71,400株

				(66,900株)
日本碍子	168,100	1,981.00	333,006,100	貸付株式数 2,400株
日本特殊陶業	118,100	5,020.00	592,862,000	貸付株式数 400株
ダントーホールディングス	500	302.00	151,000	貸付株式数 300株 (200株)
MARUWA	6,000	48,990.00	293,940,000	貸付株式数 1,200株
品川リフクトリーズ	17,800	1,714.00	30,509,200	貸付株式数 9,700株
黒崎播磨	9,800	2,462.00	24,127,600	
ヨータイ	7,400	1,606.00	11,884,400	
東京窯業	2,000	423.00	846,000	貸付株式数 1,100株
ニッカトー	800	499.00	399,200	貸付株式数 400株
フジインコーポレーテッド	38,800	2,341.00	90,830,800	貸付株式数 3,900株
クニミネ工業	500	1,022.00	511,000	
エーアンドエーマテリアル	400	1,250.00	500,000	
ニチアス	36,500	5,563.00	203,049,500	貸付株式数 20,600株
日本製鉄	752,900	3,134.00	2,359,588,600	貸付株式数 128,700株
神戸製鋼所	299,000	1,573.50	470,476,500	貸付株式数 139,500株
中山製鋼所	30,600	770.00	23,562,000	貸付株式数 20,000株
合同製鐵	8,300	3,985.00	33,075,500	
J F E ホールディングス	448,000	1,778.50	796,768,000	貸付株式数 22,800株
東京製鐵	41,500	1,512.00	62,748,000	貸付株式数 8,100株 (8,100株)
共英製鋼	14,500	1,876.00	27,202,000	貸付株式数 400株
大和工業	28,000	7,462.00	208,936,000	
東京鐵鋼	6,600	6,570.00	43,362,000	貸付株式数 3,500株
大阪製鐵	6,800	2,900.00	19,720,000	貸付株式数 4,000株
淀川製鋼所	13,700	5,500.00	75,350,000	貸付株式数 1,000株
中部鋼板	9,800	2,491.00	24,411,800	
丸一鋼管	45,300	3,441.00	155,877,300	貸付株式数 27,300株 (27,300株)
モリ工業	3,800	4,640.00	17,632,000	
大同特殊鋼	93,700	1,188.00	111,315,600	貸付株式数

				700株
日本高周波鋼業	600	368.00	220,800	貸付株式数 300株
日本冶金工業	10,000	3,945.00	39,450,000	貸付株式数 4,900株
山陽特殊製鋼	14,700	1,920.00	28,224,000	
愛知製鋼	8,600	5,040.00	43,344,000	
日本金属	400	632.00	252,800	貸付株式数 200株
ミガロホールディングス	500	2,809.00	1,404,500	貸付株式数 300株 (300株)
太平洋金属	13,700	1,448.00	19,837,600	貸付株式数 5,800株
新日本電工	88,800	277.00	24,597,600	
栗本鐵工所	6,900	4,365.00	30,118,500	
虹 技	200	1,205.00	241,000	
日本鑄鉄管	200	1,035.00	207,000	貸付株式数 100株
日本製鋼所	44,100	5,866.00	258,690,600	
三菱製鋼	11,000	1,565.00	17,215,000	
日亜鋼業	1,700	306.00	520,200	貸付株式数 900株
日本精線	11,800	1,364.00	16,095,200	貸付株式数 6,400株
エンビプロ・ホールディングス	14,600	407.00	5,942,200	貸付株式数 8,900株
大紀アルミニウム工業所	21,200	1,051.00	22,281,200	貸付株式数 7,300株
日本軽金属ホールディングス	43,400	1,529.00	66,358,600	
三井金属鉱業	37,100	4,835.00	179,378,500	貸付株式数 2,000株
東邦亜鉛	11,700	540.00	6,318,000	
三菱マテリアル	106,300	2,423.00	257,564,900	貸付株式数 72,300株
住友金属鉱山	188,100	3,608.00	678,664,800	貸付株式数 74,600株
DOWAホールディングス	40,100	4,573.00	183,377,300	貸付株式数 27,300株
古河機械金属	19,600	1,562.00	30,615,200	貸付株式数 900株
エス・サイエンス	9,900	20.00	198,000	貸付株式数 5,400株
大阪チタニウムテクノロジーズ	25,800	1,789.00	46,156,200	貸付株式数 17,400株
東邦チタニウム	30,700	1,041.00	31,958,700	貸付株式数 20,400株
UACJ	20,800	5,130.00	106,704,000	
CKサンエツ	3,600	3,845.00	13,842,000	
古河電気工業	49,500	7,302.00	361,449,000	
住友電気工業	513,400	2,826.00	1,450,868,400	貸付株式数

				299,500株
フジクラ	159,400	6,568.00	1,046,939,200	貸付株式数 700株
SWCC	19,900	7,450.00	148,255,000	貸付株式数 2,900株
カナレ電気	300	1,460.00	438,000	
平河ヒューテック	9,500	1,502.00	14,269,000	貸付株式数 5,000株
いよぎんホールディングス	185,800	1,584.00	294,307,200	貸付株式数 61,800株
しずおかフィナンシャルグループ	312,600	1,336.50	417,789,900	貸付株式数 104,900株
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	119,500	1,653.50	197,593,250	
楽天銀行	65,800	4,631.00	304,719,800	貸付株式数 29,800株
京都フィナンシャルグループ	178,600	2,315.50	413,548,300	
リョービ	15,800	2,171.00	34,301,800	
アーレスティ	1,800	607.00	1,092,600	貸付株式数 1,100株
AREホールディングス	60,100	1,690.00	101,569,000	
東洋製罐グループホールディングス	94,800	2,353.50	223,111,800	貸付株式数 500株
ホッカンホールディングス	8,000	1,656.00	13,248,000	
コロナ	8,300	940.00	7,802,000	貸付株式数 4,900株
横河ブリッジホールディングス	25,600	2,755.00	70,528,000	貸付株式数 200株
駒井ハルテック	300	1,638.00	491,400	
高田機工	400	1,048.00	419,200	
三和ホールディングス	146,800	4,316.00	633,588,800	貸付株式数 400株
文化シャッター	38,900	1,833.00	71,303,700	貸付株式数 6,500株
三協立山	18,700	647.00	12,098,900	
アルインコ	11,300	1,037.00	11,718,100	貸付株式数 4,200株
東洋シャッター	400	800.00	320,000	
LIXIL	216,800	1,722.00	373,329,600	貸付株式数 147,500株
日本ファイルコン	1,100	520.00	572,000	貸付株式数 600株
ノーリツ	20,900	1,618.00	33,816,200	貸付株式数 4,600株
長府製作所	16,600	1,917.00	31,822,200	貸付株式数 2,000株
リンナイ	79,000	3,227.00	254,933,000	
ユニプレス	25,900	1,102.00	28,541,800	貸付株式数 1,000株
ダイニチ工業	800	650.00	520,000	貸付株式数 400株
日東精工	21,500	589.00	12,663,500	

三洋工業	200	2, 891. 00	578, 200	
岡部	26, 600	745. 00	19, 817, 000	
ジーテクト	16, 600	1, 708. 00	28, 352, 800	貸付株式数 5, 100株
東プレ	26, 200	1, 923. 00	50, 382, 600	貸付株式数 14, 700株
高周波熱錬	22, 000	983. 00	21, 626, 000	貸付株式数 500株 (100株)
東京製綱	8, 800	1, 301. 00	11, 448, 800	
サンコール	16, 500	263. 00	4, 339, 500	
モリテックスチール	1, 500	173. 00	259, 500	貸付株式数 800株
パイオラックス	20, 000	2, 415. 00	48, 300, 000	貸付株式数 2, 200株
エイチワン	15, 300	1, 093. 00	16, 722, 900	
日本発条	131, 500	2, 007. 00	263, 920, 500	貸付株式数 69, 400株
中央発條	9, 600	1, 342. 00	12, 883, 200	貸付株式数 6, 100株 (100株)
アドバネクス	200	984. 00	196, 800	
三浦工業	67, 500	3, 942. 00	266, 085, 000	貸付株式数 2, 500株
タクマ	49, 200	1, 634. 00	80, 392, 800	貸付株式数 900株
テクノプロ・ホールディングス	86, 000	2, 893. 00	248, 798, 000	貸付株式数 2, 500株
アトラグループ	600	131. 00	78, 600	貸付株式数 300株
アイ・アールジャパンホールディングス	7, 700	747. 00	5, 751, 900	貸付株式数 4, 000株
K e e P e r 技研	9, 100	4, 755. 00	43, 270, 500	貸付株式数 5, 300株
楽待	500	708. 00	354, 000	
三機サービス	300	1, 000. 00	300, 000	
G u n o s y	11, 800	673. 00	7, 941, 400	貸付株式数 6, 500株
デザインワン・ジャパン	500	113. 00	56, 500	貸付株式数 300株
イー・ガーディアン	7, 100	1, 867. 00	13, 255, 700	貸付株式数 4, 100株
リブセンス	900	142. 00	127, 800	貸付株式数 400株
ジャパンマテリアル	45, 300	1, 844. 00	83, 533, 200	貸付株式数 3, 500株
ベクトル	20, 200	1, 011. 00	20, 422, 200	
ウチヤマホールディングス	800	309. 00	247, 200	貸付株式数 400株
チャーム・ケア・コーポレーション	12, 300	1, 262. 00	15, 522, 600	貸付株式数 700株

キャリアリンク	5,400	2,445.00	13,203,000	貸付株式数 3,000株
I B J	11,300	625.00	7,062,500	貸付株式数 7,300株
アサンテ	7,300	1,664.00	12,147,200	貸付株式数 4,300株
バリューHR	13,300	1,599.00	21,266,700	貸付株式数 7,700株
M&Aキャピタルパートナーズ	12,000	2,562.00	30,744,000	
ライドオンエクスプレスホールディングス	5,900	1,007.00	5,941,300	貸付株式数 3,400株
E R I ホールディングス	500	2,163.00	1,081,500	貸付株式数 200株
アビスト	300	3,120.00	936,000	
シグマクシス・ホールディングス	43,200	905.00	39,096,000	
ウィルグループ	12,400	1,001.00	12,412,400	貸付株式数 6,800株
エスクロー・エージェント・ジャパン	2,000	146.00	292,000	貸付株式数 1,000株
メドピア	11,800	463.00	5,463,400	
レアジョブ	400	353.00	141,200	
リクルートホールディングス	1,155,800	11,385.00	13,158,783,000	貸付株式数 137,200株
エラン	19,600	736.00	14,425,600	貸付株式数 10,500株
ツガミ	31,000	1,527.00	47,337,000	
オークマ	25,500	3,380.00	86,190,000	貸付株式数 5,800株
芝浦機械	18,700	3,645.00	68,161,500	貸付株式数 6,400株
アマダ	202,200	1,511.50	305,625,300	貸付株式数 2,600株
アイダエンジニアリング	32,600	797.00	25,982,200	
F U J I	63,300	2,327.00	147,299,100	貸付株式数 7,400株
牧野フライス製作所	16,100	11,340.00	182,574,000	貸付株式数 1,100株
オーエスジー	64,100	1,840.00	117,944,000	貸付株式数 10,900株 (10,900株)
ダイジェット工業	200	724.00	144,800	
旭ダイヤモンド工業	36,400	818.00	29,775,200	
DMG森精機	91,800	2,454.00	225,277,200	貸付株式数 26,200株
ソディック	38,400	731.00	28,070,400	貸付株式数 300株
ディスコ	70,100	48,600.00	3,406,860,000	貸付株式数 26,100株
日東工器	5,600	2,506.00	14,033,600	貸付株式数 400株
日進工具	12,100	750.00	9,075,000	

パンチ工業	1,700	402.00	683,400	貸付株式数 900株
富士ダイス	10,800	803.00	8,672,400	
土木管理総合試験所	800	303.00	242,400	貸付株式数 200株
日本郵政	1,659,200	1,554.00	2,578,396,800	
ベルシステム24ホールディングス	15,900	1,276.00	20,288,400	
鎌倉新書	12,600	542.00	6,829,200	貸付株式数 8,600株 (2,000株)
SMN	400	355.00	142,000	
一蔵	200	377.00	75,400	貸付株式数 100株
グローバルキッズCOMPANY	300	685.00	205,500	貸付株式数 200株
エアトリ	10,900	1,070.00	11,663,000	貸付株式数 7,100株
アトラエ	10,400	754.00	7,841,600	貸付株式数 5,900株
ストライク	7,300	3,605.00	26,316,500	
ソラスト	40,800	462.00	18,849,600	貸付株式数 2,300株
セラク	4,500	1,319.00	5,935,500	貸付株式数 2,600株
インソース	32,200	1,088.00	35,033,600	
豊田自動織機	122,900	12,935.00	1,589,711,500	貸付株式数 100株
豊和工業	900	1,250.00	1,125,000	貸付株式数 400株
石川製作所	400	1,388.00	555,200	貸付株式数 200株
リケンNPR	18,300	2,469.00	45,182,700	貸付株式数 10,000株
東洋機械金属	1,500	661.00	991,500	
津田駒工業	300	384.00	115,200	貸付株式数 100株
エンシュウ	400	525.00	210,000	
島精機製作所	23,200	1,003.00	23,269,600	貸付株式数 12,700株
オプトラン	23,900	1,760.00	42,064,000	貸付株式数 5,200株
イワキ	9,700	2,409.00	23,367,300	貸付株式数 1,200株
フリーー	13,700	1,067.00	14,617,900	貸付株式数 7,700株
ヤマシンフィルタ	30,700	616.00	18,911,200	貸付株式数 16,800株
日阪製作所	17,600	1,081.00	19,025,600	
やまびこ	23,800	2,421.00	57,619,800	貸付株式数 1,100株
野村マイクロ・サイエンス	24,100	2,732.00	65,841,200	貸付株式数

				16,100株
平田機工	7,000	5,420.00	37,940,000	
P E G A S U S	16,100	454.00	7,309,400	貸付株式数 9,500株
マルマエ	6,300	1,795.00	11,308,500	貸付株式数 3,500株
タツモ	10,400	2,265.00	23,556,000	貸付株式数 6,400株
ナブテスコ	91,300	2,802.00	255,822,600	貸付株式数 18,800株
三井海洋開発	18,400	3,510.00	64,584,000	
レオン自動機	15,300	1,431.00	21,894,300	
SMC	43,600	60,530.00	2,639,108,000	貸付株式数 26,800株
ホソカワミクロン	10,200	4,110.00	41,922,000	
ユニオンツール	6,400	4,965.00	31,776,000	
瑞光	9,300	1,264.00	11,755,200	貸付株式数 6,100株
オイレス工業	19,700	2,419.00	47,654,300	貸付株式数 11,400株
日精エー・エス・ビー機械	5,000	5,170.00	25,850,000	
サトーホールディングス	18,100	2,168.00	39,240,800	
技研製作所	13,700	1,704.00	23,344,800	貸付株式数 800株
日本エアーテック	6,800	1,100.00	7,480,000	貸付株式数 1,600株
カワタ	500	795.00	397,500	貸付株式数 100株
日精樹脂工業	9,600	968.00	9,292,800	
オカダアイヨン	500	1,884.00	942,000	
ワイエイシイホールディングス	14,700	1,023.00	15,038,100	貸付株式数 7,000株
小松製作所	717,500	4,288.00	3,076,640,000	貸付株式数 52,600株
住友重機械工業	86,100	3,155.00	271,645,500	貸付株式数 1,300株
日立建機	58,000	3,472.00	201,376,000	貸付株式数 100株
日工	21,600	709.00	15,314,400	貸付株式数 3,900株
巴工業	5,700	3,805.00	21,688,500	貸付株式数 1,500株
井関農機	13,600	909.00	12,362,400	貸付株式数 6,500株
T O W A	44,500	1,881.00	83,704,500	貸付株式数 26,600株
丸山製作所	300	2,098.00	629,400	
北川鉄工所	5,700	1,184.00	6,748,800	
シンニッタン	2,100	208.00	436,800	貸付株式数 1,100株
ローツェ	76,100	1,653.50	125,831,350	貸付株式数

				51,800株
タカキタ	500	375.00	187,500	
クボタ	760,900	1,803.50	1,372,283,150	貸付株式数 46,800株
荏原実業	7,000	3,830.00	26,810,000	
東洋エンジニアリング	20,800	734.00	15,267,200	貸付株式数 11,700株
三菱化工機	5,100	3,660.00	18,666,000	
月島ホールディングス	19,700	1,467.00	28,899,900	
帝国電機製作所	10,000	2,736.00	27,360,000	貸付株式数 4,700株
東京機械製作所	400	355.00	142,000	
新東工業	32,400	921.00	29,840,400	
澁谷工業	13,700	3,680.00	50,416,000	貸付株式数 3,300株
アイチコーポレーション	24,100	1,389.00	33,474,900	貸付株式数 2,900株
小森コーポレーション	35,800	1,162.00	41,599,600	貸付株式数 100株 (100株)
鶴見製作所	11,100	3,280.00	36,408,000	貸付株式数 6,000株
日本ギア工業	700	512.00	358,400	貸付株式数 200株
酒井重工業	5,700	2,291.00	13,058,700	
荏原製作所	298,800	2,642.50	789,579,000	貸付株式数 1,400株
西島製作所	12,500	2,346.00	29,325,000	貸付株式数 6,900株
北越工業	14,600	1,816.00	26,513,600	貸付株式数 5,700株
ダイキン工業	189,600	18,770.00	3,558,792,000	貸付株式数 60,500株
オルガノ	22,500	8,800.00	198,000,000	貸付株式数 5,800株
トーヨーカネツ	5,200	4,200.00	21,840,000	
栗田工業	81,400	5,696.00	463,654,400	貸付株式数 200株
椿本チエイン	65,900	1,857.00	122,376,300	貸付株式数 4,500株
大同工業	700	776.00	543,200	貸付株式数 300株
日機装	37,300	955.00	35,621,500	
木村化工機	11,100	850.00	9,435,000	
レイズネクスト	20,400	1,502.00	30,640,800	貸付株式数 11,400株
アネスト岩田	24,700	1,349.00	33,320,300	
ダイフク	245,600	3,236.00	794,761,600	貸付株式数 145,200株
サムコ	3,500	3,080.00	10,780,000	貸付株式数 1,900株

加藤製作所	900	1,364.00	1,227,600	貸付株式数 500株
油研工業	300	2,761.00	828,300	
タダノ	83,700	1,124.00	94,078,800	貸付株式数 3,900株
フジテック	46,800	5,890.00	275,652,000	貸付株式数 200株
C K D	40,300	2,563.00	103,288,900	貸付株式数 1,600株
平和	48,400	2,390.00	115,676,000	
理想科学工業	23,300	1,495.00	34,833,500	貸付株式数 13,000株
S A N K Y O	168,100	2,132.00	358,389,200	
日本金銭機械	17,600	1,127.00	19,835,200	
マースグループホールディングス	9,800	3,270.00	32,046,000	貸付株式数 4,300株
フクシマガリレイ	21,400	2,527.00	54,077,800	
オーイズミ	600	343.00	205,800	貸付株式数 300株
ダイコク電機	6,400	2,948.00	18,867,200	貸付株式数 4,300株
竹内製作所	26,400	4,895.00	129,228,000	貸付株式数 15,700株
アマノ	41,300	4,096.00	169,164,800	貸付株式数 14,500株
J U K I	22,500	344.00	7,740,000	貸付株式数 500株 (500株)
サンデン	3,000	142.00	426,000	貸付株式数 1,700株
ジャノメ	12,000	965.00	11,580,000	
ブラザー工業	194,500	2,671.00	519,509,500	貸付株式数 132,300株
マックス	17,900	3,390.00	60,681,000	貸付株式数 2,000株
モリタホールディングス	22,800	2,116.00	48,244,800	
グローリー	38,100	2,648.00	100,888,800	貸付株式数 800株
新晃工業	41,700	1,251.00	52,166,700	貸付株式数 2,400株
大和冷機工業	22,300	1,483.00	33,070,900	
セガサミーホールディングス	130,000	2,980.00	387,400,000	貸付株式数 23,500株
T P R	18,500	2,395.00	44,307,500	貸付株式数 1,000株
ツバキ・ナカシマ	35,900	456.00	16,370,400	貸付株式数 3,600株
ホシザキ	93,700	6,166.00	577,754,200	貸付株式数 3,000株
大豊工業	12,600	654.00	8,240,400	
日本精工	269,500	678.30	182,801,850	

NTN	344,300	249.80	86,006,140	貸付株式数 200,300株
ジェイテクト	129,500	1,168.50	151,320,750	
不二越	10,700	3,145.00	33,651,500	貸付株式数 3,900株
ミネベアミツミ	253,200	2,516.00	637,051,200	貸付株式数 1,700株 (1,100株)
日本トムソン	39,600	497.00	19,681,200	貸付株式数 15,000株
THK	84,000	3,665.00	307,860,000	
ユーシン精機	13,400	649.00	8,696,600	
前澤給装工業	10,400	1,313.00	13,655,200	
イーグル工業	16,100	2,039.00	32,827,900	貸付株式数 100株
前澤工業	1,000	1,229.00	1,229,000	貸付株式数 500株
P I L L A R	13,500	4,370.00	58,995,000	貸付株式数 7,700株
キット	48,700	1,127.00	54,884,900	貸付株式数 3,500株 (100株)
日立製作所	3,748,000	3,965.00	14,860,820,000	
三菱電機	1,480,500	2,658.50	3,935,909,250	貸付株式数 406,000株
富士電機	88,500	8,294.00	734,019,000	貸付株式数 11,600株
東洋電機製造	600	1,235.00	741,000	貸付株式数 300株
安川電機	158,100	4,340.00	686,154,000	
シンフォニア テクノロジー	14,400	6,120.00	88,128,000	貸付株式数 8,000株
明電舎	24,500	4,255.00	104,247,500	貸付株式数 1,300株
オリジン	300	1,158.00	347,400	
山洋電気	6,300	8,640.00	54,432,000	貸付株式数 3,400株
デンヨー	11,100	2,809.00	31,179,900	貸付株式数 100株
PHCホールディングス	27,200	977.00	26,574,400	貸付株式数 16,500株
KOKUSAI ELECTRIC	102,000	2,452.00	250,104,000	貸付株式数 63,800株
ソシオネクスト	145,000	2,796.50	405,492,500	貸付株式数 79,800株
ベイカレント	108,900	5,312.00	578,476,800	
Orchestra Holdings	3,200	762.00	2,438,400	貸付株式数 1,100株
アイモバイル	18,800	486.00	9,136,800	
ディスラプターズ	800	150.00	120,000	貸付株式数 400株

MS－J a p a n	8,100	1,114.00	9,023,400	貸付株式数 1,200株
船場	300	1,282.00	384,600	
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	57,600	2,846.00	163,929,600	貸付株式数 34,800株
フルテック	200	1,133.00	226,600	貸付株式数 100株
グリーンズ	600	2,027.00	1,216,200	貸付株式数 300株
ツナググループ・ホールディングス	500	600.00	300,000	
G A M E W I T H	700	207.00	144,900	貸付株式数 400株 (200株)
M S & C o n s u l t i n g	200	421.00	84,200	貸付株式数 100株
エル・ティール・エス	2,000	2,492.00	4,984,000	
ミダックホールディングス	9,000	1,554.00	13,986,000	貸付株式数 5,000株
キュービーネットホールディングス	8,500	1,006.00	8,551,000	
オープングループ	23,500	198.00	4,653,000	
三櫻工業	20,000	755.00	15,100,000	貸付株式数 11,300株
マキタ	181,100	4,628.00	838,130,800	貸付株式数 2,200株
東芝テック	21,700	3,435.00	74,539,500	
芝浦メカトロニクス	10,500	8,700.00	91,350,000	
マブチモーター	63,900	2,167.00	138,471,300	貸付株式数 16,700株
ニデック	642,700	2,933.00	1,885,039,100	貸付株式数 162,900株
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	9,100	297.00	2,702,700	
トレックス・セミコンダクター	6,800	1,207.00	8,207,600	
東光高岳	7,900	2,002.00	15,815,800	
ダブル・スコープ	44,600	296.00	13,201,600	貸付株式数 26,300株
宮越ホールディングス	6,500	1,476.00	9,594,000	貸付株式数 3,600株
ダイヘン	13,800	8,110.00	111,918,000	貸付株式数 400株 (400株)
ヤーマン	28,300	710.00	20,093,000	貸付株式数 19,100株
J V C ケンウッド	114,900	1,689.00	194,066,100	貸付株式数 400株
ミマキエンジニアリング	12,100	1,562.00	18,900,200	
I－P E X	8,000	2,937.00	23,496,000	
大崎電気工業	31,200	782.00	24,398,400	貸付株式数 2,100株
オムロン	133,400	4,933.00	658,062,200	貸付株式数 90,700株
日東工業	19,600	2,868.00	56,212,800	貸付株式数

				10,600株
I D E C	21,500	2,448.00	52,632,000	貸付株式数 4,100株
正興電機製作所	600	1,114.00	668,400	貸付株式数 200株
不二電機工業	300	1,144.00	343,200	貸付株式数 200株
ジーエス・ユアサ コーポレーション	65,000	2,617.50	170,137,500	貸付株式数 800株
サクサ	400	2,916.00	1,166,400	
メルコホールディングス	3,300	2,191.00	7,230,300	
テクノメディカ	2,800	1,794.00	5,023,200	貸付株式数 1,800株
ダイヤモンドエレクトリックホール ディングス	5,900	506.00	2,985,400	貸付株式数 1,600株 (1,100株)
日本電気	205,900	13,280.00	2,734,352,000	貸付株式数 200株
富士通	1,339,400	2,860.00	3,830,684,000	貸付株式数 300株
沖電気工業	70,500	1,016.00	71,628,000	貸付株式数 20,000株
電気興業	5,900	1,642.00	9,687,800	
サンケン電気	14,900	6,140.00	91,486,000	貸付株式数 800株
ナカヨ	300	1,145.00	343,500	
アイホン	8,800	2,725.00	23,980,000	
ルネサスエレクトロニクス	1,108,900	2,111.00	2,340,887,900	貸付株式数 3,700株
セイコーエプソン	186,700	2,735.00	510,624,500	
ワコム	102,300	716.00	73,246,800	貸付株式数 600株
アルバック	31,900	6,437.00	205,340,300	
アクセル	7,300	1,336.00	9,752,800	
E I Z O	19,000	2,161.00	41,059,000	
ジャパンディスプレイ	627,300	19.00	11,918,700	貸付株式数 423,600株
日本信号	33,100	910.00	30,121,000	
京三製作所	33,900	520.00	17,628,000	
能美防災	19,700	3,070.00	60,479,000	
ホーチキ	9,300	2,498.00	23,231,400	貸付株式数 300株
星和電機	700	523.00	366,100	貸付株式数 300株
エレコム	34,800	1,463.00	50,912,400	
パナソニック ホールディングス	1,719,500	1,602.00	2,754,639,000	貸付株式数 755,700株
シャープ	210,300	970.20	204,033,060	貸付株式数 142,900株
アンリツ	102,500	1,324.50	135,761,250	貸付株式数 7,100株

富士通ゼネラル	41,300	2,760.00	113,988,000	貸付株式数 17,900株
ソニーグループ	5,046,600	3,290.00	16,603,314,000	
T D K	1,257,100	1,990.50	2,502,257,550	貸付株式数 67,600株
帝国通信工業	6,400	2,419.00	15,481,600	貸付株式数 300株 (200株)
タムラ製作所	58,000	509.00	29,522,000	貸付株式数 34,300株
アルプスアルパイン	118,200	1,575.50	186,224,100	貸付株式数 75,600株
池上通信機	500	676.00	338,000	貸付株式数 300株
日本電波工業	13,700	866.00	11,864,200	貸付株式数 100株
鈴木	7,800	1,817.00	14,172,600	
メイコー	14,400	8,680.00	124,992,000	
日本トリム	3,300	3,740.00	12,342,000	
フォスター電機	14,800	1,596.00	23,620,800	
SMK	3,500	2,480.00	8,680,000	
ヨコオ	12,900	1,770.00	22,833,000	
ティアック	2,500	79.00	197,500	
ホシデン	36,400	2,176.00	79,206,400	貸付株式数 24,000株
ヒロセ電機	21,200	18,560.00	393,472,000	貸付株式数 500株
日本航空電子工業	37,900	2,890.00	109,531,000	貸付株式数 19,000株
T O A	14,700	966.00	14,200,200	
マクセル	27,800	1,958.00	54,432,400	
古野電気	17,200	2,533.00	43,567,600	
スミダコーポレーション	19,600	906.00	17,757,600	貸付株式数 12,800株
アイコム	5,600	2,717.00	15,215,200	貸付株式数 3,200株
リオン	6,000	2,504.00	15,024,000	貸付株式数 100株
横河電機	159,200	3,372.00	536,822,400	
新電元工業	5,600	2,519.00	14,106,400	貸付株式数 3,000株
アズビル	392,800	1,226.50	481,769,200	貸付株式数 5,900株
東亜ディーケーケー	700	749.00	524,300	貸付株式数 200株
日本光電工業	129,000	2,090.50	269,674,500	貸付株式数 56,200株
チノー	6,000	2,210.00	13,260,000	貸付株式数 3,500株
共和電業	1,600	407.00	651,200	貸付株式数 800株

日本電子材料	8,900	2,320.00	20,648,000	
堀場製作所	27,300	9,415.00	257,029,500	貸付株式数 16,200株 (15,600株)
アドバンテスト	454,200	10,075.00	4,576,065,000	貸付株式数 21,100株
小野測器	700	542.00	379,400	貸付株式数 100株 (100株)
エスベック	12,800	2,629.00	33,651,200	
キーエンス	144,200	64,640.00	9,321,088,000	貸付株式数 30,800株
日置電機	7,600	7,170.00	54,492,000	貸付株式数 4,300株 (4,300株)
シスメックス	373,100	2,854.00	1,064,827,400	貸付株式数 253,900株
日本マイクロニクス	23,700	4,640.00	109,968,000	貸付株式数 800株
メガチップス	11,100	6,190.00	68,709,000	貸付株式数 5,800株
OBARA GROUP	9,000	3,920.00	35,280,000	貸付株式数 5,000株
IMAGICA GROUP	14,500	522.00	7,569,000	
澤藤電機	200	912.00	182,400	
デンソー	1,411,900	2,215.00	3,127,358,500	貸付株式数 578,400株
原田工業	800	522.00	417,600	貸付株式数 400株
コーセル	15,400	1,054.00	16,231,600	
イリソ電子工業	14,600	2,685.00	39,201,000	
オブテックスグループ	26,400	1,678.00	44,299,200	貸付株式数 4,700株
千代田インテグレ	5,000	3,060.00	15,300,000	
レーザーテック	66,100	16,360.00	1,081,396,000	
スタンレー電気	90,300	2,621.00	236,676,300	貸付株式数 60,600株
ウシオ電機	63,700	2,154.00	137,209,800	貸付株式数 43,400株
岡谷電機産業	1,200	223.00	267,600	貸付株式数 700株
ヘリオス テクノ ホールディング	1,700	952.00	1,618,400	貸付株式数 900株
エノモト	500	1,450.00	725,000	
日本セラミック	13,200	2,450.00	32,340,000	貸付株式数 100株
遠藤照明	800	1,455.00	1,164,000	貸付株式数 400株
古河電池	10,600	1,383.00	14,659,800	貸付株式数 3,000株
山一電機	11,800	2,440.00	28,792,000	貸付株式数

				2,300株 (200株)
図研	13,200	4,165.00	54,978,000	
日本電子	33,300	5,930.00	197,469,000	
カシオ計算機	115,300	1,265.50	145,912,150	貸付株式数 78,400株
ファナック	697,400	4,201.00	2,929,777,400	貸付株式数 143,300株
日本シイエムケイ	42,200	423.00	17,850,600	
エンプラス	4,200	4,890.00	20,538,000	貸付株式数 2,100株
大真空	17,600	558.00	9,820,800	
ローム	261,100	1,559.50	407,185,450	貸付株式数 178,000株
浜松ホトニクス	231,300	1,775.00	410,557,500	貸付株式数 600株
三井ハイテック	63,800	916.00	58,440,800	貸付株式数 40,900株
新光電気工業	47,000	5,869.00	275,843,000	貸付株式数 10,800株
京セラ	895,400	1,640.00	1,468,456,000	貸付株式数 82,900株
協栄産業	200	2,356.00	471,200	貸付株式数 100株
太陽誘電	63,200	2,299.50	145,328,400	貸付株式数 40,500株
村田製作所	1,269,400	2,603.00	3,304,248,200	貸付株式数 115,000株
双葉電子工業	27,400	497.00	13,617,800	
日東電工	457,100	2,681.50	1,225,713,650	貸付株式数 27,600株
北陸電気工業	500	1,634.00	817,000	
東海理化電機製作所	40,600	2,260.00	91,756,000	貸付株式数 200株
ニチコン	37,800	1,086.00	41,050,800	
日本ケミコン	17,700	945.00	16,726,500	貸付株式数 9,800株
KOA	24,000	981.00	23,544,000	貸付株式数 15,200株
三井E&S	77,800	1,672.00	130,081,600	貸付株式数 50,500株
カナデビア	119,200	952.00	113,478,400	貸付株式数 72,100株 (700株)
三菱重工業	2,545,300	2,230.50	5,677,291,650	貸付株式数 222,500株
川崎重工業	108,600	7,018.00	762,154,800	
IHI	116,700	8,325.00	971,527,500	
名村造船所	41,100	1,923.00	79,035,300	貸付株式数 23,000株
サノヤスホールディングス	2,400	151.00	362,400	貸付株式数

				1,300株
スプリックス	500	935.00	467,500	
マネジメントソリューションズ	7,300	1,639.00	11,964,700	
プロレド・パートナーズ	3,600	406.00	1,461,600	貸付株式数 1,900株
a n d f a c t o r y	500	219.00	109,500	
テノ・ホールディングス	200	458.00	91,600	
フロンティア・マネジメント	4,400	754.00	3,317,600	貸付株式数 2,400株
ピアラ	300	249.00	74,700	
コプロ・ホールディングス	600	1,654.00	992,400	貸付株式数 300株
ギークス	300	389.00	116,700	
アンビスホールディングス	31,700	664.00	21,048,800	
カーブスホールディングス	40,500	750.00	30,375,000	
フォーラムエンジニアリング	17,300	1,044.00	18,061,200	
FAST FITNESS JAPAN	5,100	1,308.00	6,670,800	貸付株式数 3,000株
Mac bee Planet	4,100	3,015.00	12,361,500	貸付株式数 2,500株
日本車輛製造	5,500	2,147.00	11,808,500	
三菱ロジスネクスト	23,000	1,937.00	44,551,000	貸付株式数 13,800株
近畿車輛	300	1,457.00	437,100	
一家ホールディングス	500	661.00	330,500	
フルサト・マルカホールディングス	12,200	2,369.00	28,901,800	貸付株式数 6,800株
ヤマエグループホールディングス	16,400	1,911.00	31,340,400	貸付株式数 2,100株
ジャパントラフトホールディングス	1,300	134.00	174,200	貸付株式数 900株
FPG	50,100	2,783.00	139,428,300	
島根銀行	500	499.00	249,500	
じもとホールディングス	1,400	305.00	427,000	貸付株式数 800株
全国保証	37,100	5,488.00	203,604,800	
めぶきフィナンシャルグループ	712,500	657.10	468,183,750	貸付株式数 430,800株
ジャパンインベストメントアドバイザー	23,000	1,192.00	27,416,000	
東京きらぼしフィナンシャルグループ	18,200	4,625.00	84,175,000	貸付株式数 400株
九州フィナンシャルグループ	249,700	780.00	194,766,000	貸付株式数 4,600株
かんぽ生命保険	165,200	2,971.50	490,891,800	
ゆうちょ銀行	1,169,700	1,548.00	1,810,695,600	貸付株式数 684,000株
あんしん保証	700	149.00	104,300	貸付株式数 300株
富山第一銀行	45,100	1,074.00	48,437,400	貸付株式数 25,900株

コンコルディア・フィナンシャルグループ	755,100	888.00	670,528,800	貸付株式数 309,200株
ジェイリース	10,600	1,281.00	13,578,600	
西日本フィナンシャルホールディングス	87,400	1,980.00	173,052,000	貸付株式数 200株
イントラスト	600	814.00	488,400	貸付株式数 300株
日本モーゲージサービス	1,000	443.00	443,000	貸付株式数 500株
CASA	600	852.00	511,200	貸付株式数 300株
SBIアルヒ	14,500	819.00	11,875,500	貸付株式数 500株
プレミアグループ	24,000	2,513.00	60,312,000	貸付株式数 12,100株 (11,300株)
日産自動車	1,801,300	467.40	841,927,620	貸付株式数 1,243,000株 (25,400株)
いすゞ自動車	445,100	2,190.00	974,769,000	貸付株式数 303,000株
トヨタ自動車	7,660,800	3,073.00	23,541,638,400	貸付株式数 402,300株
日野自動車	216,800	545.60	118,286,080	貸付株式数 136,200株
三菱自動車工業	550,900	502.90	277,047,610	貸付株式数 343,800株
エフテック	1,200	555.00	666,000	貸付株式数 800株
レシップホールディングス	900	481.00	432,900	貸付株式数 400株
GMB	300	1,027.00	308,100	貸付株式数 200株
ファルテック	300	425.00	127,500	貸付株式数 100株
武蔵精密工業	35,300	3,895.00	137,493,500	貸付株式数 19,400株
日産車体	21,900	977.00	21,396,300	貸付株式数 12,100株 (9,600株)
新明和工業	41,500	1,354.00	56,191,000	貸付株式数 8,100株
極東開発工業	19,500	2,482.00	48,399,000	貸付株式数 4,000株
トピー工業	11,700	2,010.00	23,517,000	貸付株式数 5,400株
ティラド	3,200	3,665.00	11,728,000	
曙ブレーキ工業	87,900	114.00	10,020,600	貸付株式数 48,400株
タチエス	26,600	1,739.00	46,257,400	貸付株式数 15,800株

				(15, 800株)
N O K	56, 000	2, 400. 00	134, 400, 000	貸付株式数 1, 100株
フタバ産業	43, 400	710. 00	30, 814, 000	
カヤバ	24, 500	2, 927. 00	71, 711, 500	貸付株式数 16, 400株
市光工業	26, 000	394. 00	10, 244, 000	貸付株式数 7, 300株
大同メタル工業	28, 200	507. 00	14, 297, 400	
プレス工業	56, 300	544. 00	30, 627, 200	貸付株式数 28, 200株
ミクニ	2, 000	334. 00	668, 000	貸付株式数 1, 100株
太平洋工業	33, 000	1, 326. 00	43, 758, 000	貸付株式数 18, 500株
河西工業	2, 800	112. 00	313, 600	貸付株式数 1, 700株
アイシン	305, 200	1, 772. 50	540, 967, 000	貸付株式数 207, 700株
マツダ	442, 600	1, 096. 00	485, 089, 600	
今仙電機製作所	1, 000	567. 00	567, 000	貸付株式数 400株
本田技研工業	3, 414, 500	1, 594. 50	5, 444, 420, 250	
スズキ	1, 164, 600	1, 864. 00	2, 170, 814, 400	貸付株式数 3, 700株
S U B A R U	434, 600	2, 805. 50	1, 219, 270, 300	
安永	800	483. 00	386, 400	貸付株式数 500株 (500株)
ヤマハ発動機	608, 400	1, 349. 00	820, 731, 600	
小糸製作所	149, 300	2, 025. 00	302, 332, 500	貸付株式数 100, 700株
T B K	1, 900	276. 00	524, 400	貸付株式数 1, 000株
エクセディ	23, 600	4, 405. 00	103, 958, 000	貸付株式数 3, 800株
ミツバ	27, 000	931. 00	25, 137, 000	貸付株式数 16, 700株 (1, 700株)
豊田合成	41, 300	2, 753. 50	113, 719, 550	貸付株式数 1, 100株
愛三工業	27, 300	1, 730. 00	47, 229, 000	貸付株式数 100株
盟和産業	200	1, 280. 00	256, 000	貸付株式数 100株
日本プラスト	1, 400	367. 00	513, 800	貸付株式数 600株
ヨロズ	14, 900	1, 149. 00	17, 120, 100	貸付株式数 7, 800株
エフ・シー・シー	25, 200	3, 215. 00	81, 018, 000	
新家工業	300	5, 100. 00	1, 530, 000	

シマノ	62,600	20,545.00	1,286,117,000	
テイ・エス テック	58,600	1,780.00	104,308,000	
三十三フィナンシャルグループ	12,700	2,299.00	29,197,300	貸付株式数 3,900株
第四北越フィナンシャルグループ	44,600	2,938.00	131,034,800	貸付株式数 8,800株
ひろぎんホールディングス	199,700	1,170.00	233,649,000	
マーキュリアホールディングス	700	765.00	535,500	貸付株式数 100株
おきなわフィナンシャルグループ	11,200	2,550.00	28,560,000	
ダイレクトマーケティングミックス	17,900	264.00	4,725,600	
ポピンズ	2,700	1,176.00	3,175,200	
L I T A L I C O	13,500	844.00	11,394,000	
コンフィデンス・インターワークス	300	1,576.00	472,800	
十六フィナンシャルグループ	19,900	4,320.00	85,968,000	
北國フィナンシャルホールディングス	13,900	5,280.00	73,392,000	貸付株式数 7,600株
ネットプロテクションズホールディングス	47,300	500.00	23,650,000	
プロクレアホールディングス	16,200	1,736.00	28,123,200	貸付株式数 8,800株
F P パートナー	6,200	2,119.00	13,137,800	貸付株式数 3,800株
あいちフィナンシャルグループ	26,500	2,539.00	67,283,500	
ジャムコ	8,700	1,416.00	12,319,200	貸付株式数 5,000株
小野建	16,700	1,495.00	24,966,500	貸付株式数 7,000株
はるやまホールディングス	800	611.00	488,800	貸付株式数 500株
南陽	700	1,150.00	805,000	貸付株式数 300株
ノジマ	49,800	2,217.00	110,406,600	
佐鳥電機	10,600	1,774.00	18,804,400	貸付株式数 5,000株
カッパ・クリエイト	24,000	1,562.00	37,488,000	貸付株式数 14,300株
エコートレーディング	400	932.00	372,800	貸付株式数 100株
伯東	8,700	4,425.00	38,497,500	貸付株式数 5,100株
コンドーテック	11,700	1,350.00	15,795,000	貸付株式数 6,900株
中山福	1,000	365.00	365,000	貸付株式数 500株
ライトオン	1,300	235.00	305,500	貸付株式数 800株
ナガイレーベン	19,300	2,133.00	41,166,900	貸付株式数 10,600株
三菱食品	14,100	4,850.00	68,385,000	
良品計画	181,600	3,566.00	647,585,600	

パリミキホールディングス	2,400	298.00	715,200	貸付株式数 1,300株
松田産業	11,600	3,095.00	35,902,000	貸付株式数 1,000株
第一興商	59,000	1,822.00	107,498,000	
メディパルホールディングス	165,400	2,355.50	389,599,700	貸付株式数 37,000株
アドヴァングループ	13,000	962.00	12,506,000	貸付株式数 100株
S P K	6,200	2,095.00	12,989,000	貸付株式数 1,700株
萩原電気ホールディングス	6,500	3,405.00	22,132,500	
アルビス	5,000	2,607.00	13,035,000	貸付株式数 2,800株
アズワン	47,300	2,410.00	113,993,000	貸付株式数 28,700株
スズデン	6,500	1,914.00	12,441,000	貸付株式数 2,500株
尾家産業	400	2,046.00	818,400	
シモジマ	10,200	1,310.00	13,362,000	貸付株式数 6,100株
ドウシシャ	14,100	2,142.00	30,202,200	
小津産業	400	1,713.00	685,200	貸付株式数 200株
コナカ	2,000	224.00	448,000	貸付株式数 1,100株
高速	9,000	2,406.00	21,654,000	
ハウス オブ ローゼ	200	1,472.00	294,400	
G-7ホールディングス	16,600	1,413.00	23,455,800	貸付株式数 500株
たけびし	6,500	1,988.00	12,922,000	貸付株式数 3,500株
イオン北海道	37,600	875.00	32,900,000	貸付株式数 25,700株
コジマ	29,400	1,006.00	29,576,400	貸付株式数 16,600株
ヒマラヤ	600	868.00	520,800	貸付株式数 300株
コーナン商事	16,800	3,580.00	60,144,000	貸付株式数 9,200株
ネットワンシステムズ	60,300	4,478.00	270,023,400	
エコス	5,600	2,076.00	11,625,600	貸付株式数 3,400株
ワタミ	18,400	940.00	17,296,000	貸付株式数 9,800株
マルシェ	600	200.00	120,000	貸付株式数 300株
リックス	3,500	2,898.00	10,143,000	
システムソフト	50,300	54.00	2,716,200	貸付株式数 700株
パン・パシフィック・インターナシヨ	308,000	4,254.00	1,310,232,000	貸付株式数

ナルホールディングス				66,300株
丸文	13,600	1,108.00	15,068,800	
西松屋チェーン	33,800	2,275.00	76,895,000	貸付株式数 20,500株
ゼンショーホールディングス	86,600	8,787.00	760,954,200	貸付株式数 51,400株
ハピネット	11,700	4,785.00	55,984,500	貸付株式数 6,200株
幸楽苑	13,200	1,028.00	13,569,600	貸付株式数 7,600株
ハークスレイ	600	692.00	415,200	貸付株式数 300株
橋本総業ホールディングス	6,000	1,281.00	7,686,000	貸付株式数 3,500株
日本ライフライン	40,800	1,367.00	55,773,600	貸付株式数 1,800株
サイゼリヤ	22,500	5,360.00	120,600,000	貸付株式数 400株
タカショー	12,300	474.00	5,830,200	貸付株式数 8,600株
V Tホールディングス	59,500	502.00	29,869,000	
アルゴグラフィックス	13,300	4,755.00	63,241,500	
魚力	5,300	2,431.00	12,884,300	貸付株式数 3,100株
I D O M	51,800	1,134.00	58,741,200	貸付株式数 1,800株
日本エム・ディ・エム	11,400	599.00	6,828,600	
ポプラ	500	226.00	113,000	
フジ・コーポレーション	6,900	1,928.00	13,303,200	貸付株式数 500株
ユナイテッドアローズ	16,300	2,651.00	43,211,300	
進和	9,300	2,895.00	26,923,500	
エスケイジャパン	400	707.00	282,800	
ダイトロン	6,600	2,643.00	17,443,800	
ハイデイ日高	24,700	2,676.00	66,097,200	貸付株式数 14,000株
シークス	21,700	1,186.00	25,736,200	貸付株式数 14,700株
京都きもの友禅ホールディングス	1,100	85.00	93,500	貸付株式数 600株
コロワイド	86,100	1,700.00	146,370,000	貸付株式数 51,500株
田中商事	500	691.00	345,500	
オーハシテクニカ	7,100	1,953.00	13,866,300	
壺番屋	60,200	997.00	60,019,400	貸付株式数 35,500株
白銅	4,300	2,380.00	10,234,000	貸付株式数 2,600株
トップカルチャー	600	131.00	78,600	貸付株式数 200株
P L A N T	400	1,692.00	676,800	

スギホールディングス	81,900	2,494.00	204,258,600	貸付株式数 3,000株
ダイコー通産	200	1,354.00	270,800	
薬王堂ホールディングス	7,400	1,975.00	14,615,000	
ダブルエー	3,100	1,317.00	4,082,700	
島津製作所	207,400	4,445.00	921,893,000	貸付株式数 104,500株
JMS	13,300	432.00	5,745,600	
クボテック	400	206.00	82,400	貸付株式数 100株
長野計器	9,400	2,383.00	22,400,200	
ブイ・テクノロジー	7,000	2,436.00	17,052,000	
スター精密	24,500	1,913.00	46,868,500	貸付株式数 15,000株
東京計器	10,100	3,105.00	31,360,500	貸付株式数 6,400株
愛知時計電機	6,900	1,943.00	13,406,700	
インターアクション	8,700	1,005.00	8,743,500	
オーバル	1,600	369.00	590,400	貸付株式数 800株
東京精密	29,500	7,698.00	227,091,000	
マニー	57,700	1,880.00	108,476,000	貸付株式数 31,700株
ニコン	227,300	1,713.50	389,478,550	貸付株式数 152,900株
トプコン	81,800	2,739.00	224,050,200	貸付株式数 9,700株
オリンパス	825,100	2,404.50	1,983,952,950	貸付株式数 54,600株
理研計器	20,400	3,490.00	71,196,000	貸付株式数 11,000株
SCREENホールディングス	60,200	10,380.00	624,876,000	
キヤノン電子	13,600	2,401.00	32,653,600	貸付株式数 200株 (100株)
タムロン	19,800	4,365.00	86,427,000	貸付株式数 8,200株
HOYA	281,600	20,380.00	5,739,008,000	貸付株式数 100株
シード	1,300	535.00	695,500	貸付株式数 700株
ノーリツ鋼機	13,700	5,010.00	68,637,000	貸付株式数 600株
A&Dホロンホールディングス	18,000	1,934.00	34,812,000	
朝日インテック	175,700	2,539.00	446,102,300	貸付株式数 2,800株
キヤノン	718,800	5,053.00	3,632,096,400	
リコー	379,600	1,736.50	659,175,400	貸付株式数 258,500株
シチズン時計	132,600	919.00	121,859,400	貸付株式数 84,900株

リズム	300	4, 105. 00	1, 231, 500	貸付株式数 200株
大研医器	1, 400	517. 00	723, 800	貸付株式数 700株
メニコン	53, 700	1, 365. 00	73, 300, 500	貸付株式数 27, 800株
シンシア	100	472. 00	47, 200	
KYORITSU	2, 400	167. 00	400, 800	貸付株式数 1, 300株
中本パックス	600	1, 805. 00	1, 083, 000	貸付株式数 300株
パラマウントベッドホールディングス	31, 000	2, 686. 00	83, 266, 000	貸付株式数 800株
トランザクション	9, 500	2, 030. 00	19, 285, 000	貸付株式数 5, 800株
粧美堂	400	528. 00	211, 200	
ニホンフラッシュ	12, 200	799. 00	9, 747, 800	貸付株式数 7, 000株
前田工織	25, 700	1, 894. 00	48, 675, 800	
永大産業	1, 900	213. 00	404, 700	貸付株式数 1, 000株
アートネイチャー	14, 800	803. 00	11, 884, 400	
フルヤ金属	13, 700	3, 560. 00	48, 772, 000	貸付株式数 3, 400株
バンダイナムコホールディングス	391, 200	3, 625. 00	1, 418, 100, 000	
アイフィスジャパン	400	535. 00	214, 000	
SHOEI	40, 500	2, 213. 00	89, 626, 500	貸付株式数 12, 100株
フランスベッドホールディングス	20, 700	1, 264. 00	26, 164, 800	貸付株式数 11, 000株
マーベラス	26, 800	583. 00	15, 624, 400	
パイロットコーポレーション	22, 000	4, 638. 00	102, 036, 000	貸付株式数 14, 000株
萩原工業	9, 600	1, 504. 00	14, 438, 400	貸付株式数 5, 600株
エイベックス	27, 100	1, 399. 00	37, 912, 900	貸付株式数 4, 900株
フジシールインターナショナル	32, 400	2, 454. 00	79, 509, 600	貸付株式数 17, 800株
タカラトミー	60, 500	4, 425. 00	267, 712, 500	
広済堂ホールディングス	54, 400	497. 00	27, 036, 800	貸付株式数 31, 900株
エステールホールディングス	400	615. 00	246, 000	
レック	18, 500	1, 211. 00	22, 403, 500	貸付株式数 9, 400株
タカノ	600	711. 00	426, 600	貸付株式数 100株
三光合成	18, 200	623. 00	11, 338, 600	
プロネックス	14, 900	1, 297. 00	19, 325, 300	貸付株式数 100株
ホクシン	1, 200	102. 00	122, 400	貸付株式数

				600株
ウッドワン	600	836.00	501,600	貸付株式数 300株 (100株)
きもと	2,700	292.00	788,400	貸付株式数 1,500株
TOPPANホールディングス	188,900	4,244.00	801,691,600	
大日本印刷	298,800	2,228.00	665,726,400	貸付株式数 158,400株
共同印刷	4,100	4,080.00	16,728,000	
NISSHA	24,700	1,629.00	40,236,300	貸付株式数 12,900株
光村印刷	100	1,393.00	139,300	
ZACROS	11,400	4,175.00	47,595,000	貸付株式数 800株
ヴィア・ホールディングス	3,400	136.00	462,400	貸付株式数 1,900株
TAKARA & COMPANY	8,500	2,725.00	23,162,500	貸付株式数 400株
前澤化成工業	10,200	1,728.00	17,625,600	貸付株式数 5,400株
未来工業	5,200	3,660.00	19,032,000	貸付株式数 2,900株
アシックス	532,100	3,116.00	1,658,023,600	貸付株式数 64,700株
ツツミ	3,400	2,259.00	7,680,600	貸付株式数 1,800株
ウェーブロックホールディングス	700	704.00	492,800	貸付株式数 400株
JSP	11,900	2,082.00	24,775,800	貸付株式数 5,900株
ニチハ	18,100	2,872.00	51,983,200	
ローランド	10,600	3,795.00	40,227,000	貸付株式数 100株
エフピコ	31,900	2,726.00	86,959,400	
小松ウオール工業	9,600	1,531.00	14,697,600	
ヤマハ	263,400	1,100.00	289,740,000	貸付株式数 111,300株
河合楽器製作所	4,400	2,985.00	13,134,000	
クリナップ	14,100	649.00	9,150,900	
ビジョン	91,800	1,416.50	130,034,700	貸付株式数 49,200株
天馬	12,000	2,828.00	33,936,000	貸付株式数 100株
キングジム	12,700	854.00	10,845,800	貸付株式数 7,700株
象印マホービン	43,000	1,689.00	72,627,000	貸付株式数 200株
リンテック	27,300	3,025.00	82,582,500	
信越ポリマー	31,200	1,604.00	50,044,800	
東リ	4,200	465.00	1,953,000	貸付株式数

				2,300株
イトーキ	28,800	1,624.00	46,771,200	貸付株式数 15,500株
任天堂	909,800	8,903.00	8,099,949,400	
三菱鉛筆	19,900	2,224.00	44,257,600	貸付株式数 11,000株
松風	14,500	2,220.00	32,190,000	
タカスタンダード	33,100	1,639.00	54,250,900	
コクヨ	72,000	2,677.50	192,780,000	貸付株式数 7,100株
ナカバヤシ	15,500	513.00	7,951,500	
ニフコ	54,000	3,874.00	209,196,000	
立川ブラインド工業	6,700	1,408.00	9,433,600	貸付株式数 3,900株
グローブライド	14,200	1,901.00	26,994,200	貸付株式数 1,900株
オカムラ	43,400	1,977.00	85,801,800	
パルカー	11,100	3,315.00	36,796,500	
MUTOHホールディングス	200	2,876.00	575,200	
伊藤忠商事	1,024,900	7,754.00	7,947,074,600	貸付株式数 104,500株
丸紅	1,253,000	2,321.00	2,908,213,000	
スクロール	22,700	1,067.00	24,220,900	貸付株式数 100株
高島	1,200	1,300.00	1,560,000	貸付株式数 800株
ヨンドシーホールディングス	14,400	1,877.00	27,028,800	貸付株式数 8,600株
三陽商会	7,500	2,948.00	22,110,000	貸付株式数 4,400株
長瀬産業	68,100	3,110.00	211,791,000	貸付株式数 400株
ナイガイ	500	233.00	116,500	貸付株式数 300株
蝶理	8,200	3,730.00	30,586,000	貸付株式数 400株
豊田通商	457,900	2,730.00	1,250,067,000	
オンワードホールディングス	93,600	579.00	54,194,400	貸付株式数 51,400株
三共生興	19,800	619.00	12,256,200	
兼松	63,800	2,578.00	164,476,400	
美津濃	14,300	8,680.00	124,124,000	
ツカモトコーポレーション	200	1,100.00	220,000	貸付株式数 100株
ルックホールディングス	4,600	2,135.00	9,821,000	貸付株式数 2,700株
三井物産	2,240,200	3,219.00	7,211,203,800	
日本紙パルプ商事	72,900	657.00	47,895,300	
東京エレクトロン	305,000	27,540.00	8,399,700,000	
カメイ	16,200	1,825.00	29,565,000	

東都水産	100	5,690.00	569,000	
ＯＵＧホールディングス	200	2,700.00	540,000	
スターゼン	10,500	2,827.00	29,683,500	
セイコーグループ	22,300	4,700.00	104,810,000	貸付株式数 1,600株
山善	51,400	1,344.00	69,081,600	貸付株式数 14,600株
椿本興業	8,400	2,000.00	16,800,000	貸付株式数 5,300株
住友商事	913,700	3,372.00	3,080,996,400	
ＢＩＰＲＯＧＹ	48,800	4,607.00	224,821,600	
内田洋行	6,200	6,720.00	41,664,000	
三菱商事	2,818,000	2,538.00	7,152,084,000	貸付株式数 199,500株
第一実業	14,300	2,793.00	39,939,900	
キヤノンマーケティングジャパン	29,900	4,995.00	149,350,500	
西華産業	7,300	4,570.00	33,361,000	貸付株式数 3,900株
佐藤商事	10,600	1,450.00	15,370,000	
東京産業	15,500	718.00	11,129,000	貸付株式数 1,500株
ユアサ商事	13,100	4,300.00	56,330,000	
神鋼商事	3,300	6,090.00	20,097,000	
トルク	1,200	233.00	279,600	貸付株式数 600株
阪和興業	25,100	4,880.00	122,488,000	貸付株式数 100株
正栄食品工業	10,100	3,945.00	39,844,500	貸付株式数 7,000株
カナデン	11,400	1,474.00	16,803,600	貸付株式数 6,400株
ＲＹＯＤＥＮ	12,300	2,425.00	29,827,500	貸付株式数 7,200株
ニプロ	120,100	1,487.00	178,588,700	貸付株式数 80,200株 (32,200株)
岩谷産業	151,500	1,780.00	269,670,000	貸付株式数 83,300株
ナイス	500	1,636.00	818,000	
ニチモウ	500	1,996.00	998,000	
極東貿易	9,100	1,575.00	14,332,500	
アステナホールディングス	28,700	466.00	13,374,200	
三愛オブリ	35,600	1,817.00	64,685,200	
稲畑産業	41,300	3,240.00	133,812,000	
ＧＳＩクレオス	8,200	2,180.00	17,876,000	貸付株式数 4,600株
明和産業	21,700	648.00	14,061,600	
クワザワホールディングス	600	678.00	406,800	貸付株式数 300株
キムラタン	11,000	29.00	319,000	貸付株式数 6,300株

ゴールドウイン	25,600	8,614.00	220,518,400	貸付株式数 15,300株 (12,300株)
ユニ・チャーム	903,300	1,250.50	1,129,576,650	貸付株式数 3,000株
キング	600	718.00	430,800	貸付株式数 100株
ワキタ	22,400	1,668.00	37,363,200	貸付株式数 14,400株
ヤマトインターナショナル	1,300	349.00	453,700	貸付株式数 700株
東邦ホールディングス	41,200	4,270.00	175,924,000	貸付株式数 2,900株
サンゲツ	38,300	2,913.00	111,567,900	貸付株式数 3,500株
ミツウロコグループホールディングス	19,400	1,662.00	32,242,800	
シナネンホールディングス	4,200	6,340.00	26,628,000	貸付株式数 2,700株 (2,700株)
伊藤忠エネクス	37,800	1,615.00	61,047,000	貸付株式数 400株
サンリオ	123,900	5,295.00	656,050,500	貸付株式数 75,800株 (7,200株)
サンワテクノス	6,900	2,291.00	15,807,900	
新光商事	20,500	1,031.00	21,135,500	貸付株式数 11,300株
トーヨー	6,500	2,899.00	18,843,500	貸付株式数 3,800株
三信電気	6,100	1,930.00	11,773,000	貸付株式数 3,400株
東陽テクニカ	14,100	1,439.00	20,289,900	貸付株式数 2,400株
モスフードサービス	22,400	3,595.00	80,528,000	貸付株式数 12,400株
加賀電子	30,900	2,793.00	86,303,700	貸付株式数 200株
都築電気	8,700	2,879.00	25,047,300	貸付株式数 4,700株
ソーダニッカ	14,900	1,131.00	16,851,900	貸付株式数 3,200株
立花エレクトック	9,100	2,601.00	23,669,100	貸付株式数 5,000株
木曽路	23,100	2,051.00	47,378,100	貸付株式数 14,700株
S R S ホールディングス	25,100	1,154.00	28,965,400	貸付株式数 16,100株
千趣会	30,900	272.00	8,404,800	貸付株式数 20,200株
タカキュー	1,300	135.00	175,500	貸付株式数 500株

リテールパートナーズ	22,600	1,216.00	27,481,600	貸付株式数 13,300株
上新電機	15,100	2,287.00	34,533,700	貸付株式数 9,000株
日本瓦斯	73,000	2,145.50	156,621,500	
ロイヤルホールディングス	26,900	2,319.00	62,381,100	貸付株式数 18,600株
東天紅	100	882.00	88,200	
チョダ	14,600	1,288.00	18,804,800	貸付株式数 8,000株
ライフコーポレーション	16,000	3,450.00	55,200,000	貸付株式数 2,100株
リンガーハット	19,700	2,186.00	43,064,200	貸付株式数 13,300株
M r M a x HD	19,200	696.00	13,363,200	
テンアライド	2,700	278.00	750,600	貸付株式数 1,600株 (1,300株)
A O K I ホールディングス	32,700	1,286.00	42,052,200	
オークワ	24,400	843.00	20,569,200	貸付株式数 13,700株
コメリ	20,500	3,200.00	65,600,000	貸付株式数 1,000株
青山商事	32,600	2,180.00	71,068,000	貸付株式数 18,400株
しまむら	35,800	8,544.00	305,875,200	貸付株式数 2,600株
はせがわ	900	306.00	275,400	貸付株式数 400株
高島屋	211,900	1,227.50	260,107,250	貸付株式数 144,500株 (59,700株)
松屋	25,800	1,007.00	25,980,600	貸付株式数 14,200株
エイチ・ツー・オー リテイリング	74,200	2,228.50	165,354,700	貸付株式数 40,400株
近鉄百貨店	8,700	2,084.00	18,130,800	貸付株式数 4,600株
丸井グループ	101,200	2,491.50	252,139,800	貸付株式数 41,200株
クレディセゾン	89,900	3,567.00	320,673,300	
アクシアル リテイリング	41,600	885.00	36,816,000	
井筒屋	700	413.00	289,100	貸付株式数 300株
イオン	563,900	3,558.00	2,006,356,200	貸付株式数 378,300株
イズミ	23,200	3,134.00	72,708,800	貸付株式数 14,800株
フォーバル	6,000	1,350.00	8,100,000	貸付株式数 3,500株
平和堂	25,000	2,255.00	56,375,000	貸付株式数

				15,700株
フジ	28,100	1,999.00	56,171,900	貸付株式数 18,000株
ヤオコー	18,100	9,201.00	166,538,100	貸付株式数 10,600株
ゼビオホールディングス	20,700	1,125.00	23,287,500	
ケーズホールディングス	102,400	1,407.00	144,076,800	貸付株式数 64,500株
PAL TAC	23,800	4,362.00	103,815,600	貸付株式数 2,600株
三谷産業	26,600	323.00	8,591,800	貸付株式数 17,000株
O l y m p i c グループ	800	463.00	370,400	貸付株式数 400株
日産東京販売ホールディングス	2,500	506.00	1,265,000	貸付株式数 1,300株
あおぞら銀行	97,900	2,489.00	243,673,100	貸付株式数 57,000株
三菱UFJフィナンシャル・グループ	9,104,700	1,919.00	17,471,919,300	貸付株式数 944,400株
りそなホールディングス	1,752,900	1,173.00	2,056,151,700	貸付株式数 329,600株
三井住友トラストグループ	505,400	3,754.00	1,897,271,600	
三井住友フィナンシャルグループ	2,960,900	3,887.00	11,509,018,300	
千葉銀行	439,500	1,228.00	539,706,000	
群馬銀行	246,500	1,062.00	261,783,000	貸付株式数 800株
武蔵野銀行	21,600	3,065.00	66,204,000	貸付株式数 3,200株
千葉興業銀行	33,500	1,570.00	52,595,000	貸付株式数 3,100株
筑波銀行	62,300	247.00	15,388,100	
七十七銀行	45,400	4,521.00	205,253,400	
秋田銀行	9,500	2,217.00	21,061,500	
山形銀行	15,800	999.00	15,784,200	貸付株式数 7,800株
岩手銀行	9,000	2,832.00	25,488,000	貸付株式数 4,900株
東邦銀行	122,500	302.00	36,995,000	貸付株式数 100株
東北銀行	800	1,163.00	930,400	
ふくおかフィナンシャルグループ	123,600	3,968.00	490,444,800	
スルガ銀行	95,600	1,147.00	109,653,200	貸付株式数 59,700株
八十二銀行	332,200	1,011.50	336,020,300	
山梨中央銀行	15,900	1,959.00	31,148,100	貸付株式数 7,900株
大垣共立銀行	27,100	1,936.00	52,465,600	貸付株式数 500株
福井銀行	12,700	1,862.00	23,647,400	
清水銀行	5,600	1,428.00	7,996,800	貸付株式数

				500株
富山銀行	300	1,591.00	477,300	
滋賀銀行	21,500	3,975.00	85,462,500	
南都銀行	21,400	3,230.00	69,122,000	
百五銀行	133,500	645.00	86,107,500	貸付株式数 73,700株
紀陽銀行	50,800	2,198.00	111,658,400	貸付株式数 27,600株
ほくほくフィナンシャルグループ	79,800	2,006.00	160,078,800	貸付株式数 43,200株
山陰合同銀行	88,800	1,284.00	114,019,200	貸付株式数 46,100株
鳥取銀行	600	1,256.00	753,600	貸付株式数 200株
百十四銀行	13,900	3,315.00	46,078,500	貸付株式数 1,100株
四国銀行	20,800	1,165.00	24,232,000	貸付株式数 12,100株
阿波銀行	19,900	2,729.00	54,307,100	貸付株式数 11,100株
大分銀行	8,500	3,085.00	26,222,500	
宮崎銀行	9,300	3,170.00	29,481,000	
佐賀銀行	8,300	2,220.00	18,426,000	
琉球銀行	32,500	1,061.00	34,482,500	貸付株式数 16,900株
セブン銀行	508,400	304.50	154,807,800	貸付株式数 192,500株
みずほフィナンシャルグループ	1,915,800	4,009.00	7,680,442,200	
高知銀行	500	815.00	407,500	
山口フィナンシャルグループ	139,200	1,677.50	233,508,000	貸付株式数 81,400株
芙蓉総合リース	13,100	11,460.00	150,126,000	
みずほリース	106,600	1,039.00	110,757,400	
東京センチュリー	106,100	1,531.00	162,439,100	貸付株式数 21,200株
S B I ホールディングス	228,400	4,043.00	923,421,200	貸付株式数 58,200株
日本証券金融	52,200	2,097.00	109,463,400	貸付株式数 27,000株
アイフル	235,000	319.00	74,965,000	
日本アジア投資	1,100	209.00	229,900	貸付株式数 600株
名古屋銀行	8,900	6,530.00	58,117,000	
北洋銀行	193,500	455.00	88,042,500	
大光銀行	500	1,455.00	727,500	
愛媛銀行	20,700	1,114.00	23,059,800	
トマト銀行	600	1,232.00	739,200	貸付株式数 100株
京葉銀行	63,700	789.00	50,259,300	
栃木銀行	65,000	283.00	18,395,000	貸付株式数 4,900株

北日本銀行	5,000	2,922.00	14,610,000	貸付株式数 500株
東和銀行	26,000	648.00	16,848,000	貸付株式数 100株
福島銀行	1,700	223.00	379,100	貸付株式数 800株
大東銀行	800	742.00	593,600	貸付株式数 400株
リコーリース	13,500	5,130.00	69,255,000	貸付株式数 7,600株
イオンフィナンシャルサービス	81,500	1,278.00	104,157,000	貸付株式数 48,800株
アコム	337,700	374.90	126,603,730	貸付株式数 1,300株
ジャックス	17,000	3,825.00	65,025,000	貸付株式数 3,800株
オリエントコーポレーション	46,300	839.00	38,845,700	
オリックス	851,200	3,286.00	2,797,043,200	貸付株式数 106,400株
三菱HCキャピタル	711,500	1,027.50	731,066,250	
ジャフコ グループ	42,300	2,120.00	89,676,000	貸付株式数 26,100株
九州リースサービス	600	1,056.00	633,600	貸付株式数 300株
トモニホールディングス	135,600	446.00	60,477,600	
大和証券グループ本社	1,014,900	1,038.50	1,053,973,650	貸付株式数 697,200株
野村ホールディングス	2,386,800	912.80	2,178,671,040	貸付株式数 34,300株
岡三証券グループ	112,100	626.00	70,174,600	貸付株式数 74,800株
丸三証券	47,200	995.00	46,964,000	貸付株式数 24,600株 (24,600株)
東洋証券	42,400	552.00	23,404,800	貸付株式数 21,800株
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	168,500	493.00	83,070,500	
光世証券	400	437.00	174,800	貸付株式数 200株 (200株)
水戸証券	38,900	561.00	21,822,900	
いちよし証券	28,600	943.00	26,969,800	貸付株式数 1,200株
松井証券	97,800	817.00	79,902,600	貸付株式数 54,400株
SOMPOホールディングス	693,900	4,011.00	2,783,232,900	
日本取引所グループ	844,400	1,735.00	1,465,034,000	貸付株式数 295,100株
マネックスグループ	139,000	947.00	131,633,000	貸付株式数 100株

極東証券	17,700	1,470.00	26,019,000	貸付株式数 4,500株
岩井コスモホールディングス	16,200	2,252.00	36,482,400	
アイザワ証券グループ	20,500	1,679.00	34,419,500	貸付株式数 11,300株
フィデアホールディングス	14,700	1,438.00	21,138,600	貸付株式数 5,900株
池田泉州ホールディングス	196,900	402.00	79,153,800	貸付株式数 47,600株
アニコム ホールディングス	48,200	639.00	30,799,800	
MS&ADインシュアランスグループ ホールディングス	1,040,100	3,301.00	3,433,370,100	
マネーパートナーズグループ	200	473.00	94,600	
スパークス・グループ	15,800	1,470.00	23,226,000	
小林洋行	700	295.00	206,500	貸付株式数 300株
第一生命ホールディングス	667,500	4,275.00	2,853,562,500	
東京海上ホールディングス	1,385,700	5,481.00	7,595,021,700	貸付株式数 559,300株
アドバンテッジリスクマネジメント	800	569.00	455,200	貸付株式数 200株
イー・ギャランティ	23,200	1,754.00	40,692,800	貸付株式数 400株
アサックス	500	726.00	363,000	貸付株式数 300株
NECキャピタルソリューション	7,000	3,875.00	27,125,000	貸付株式数 300株
T&Dホールディングス	381,100	2,944.50	1,122,148,950	
アドバンスクリエイト	11,100	490.00	5,439,000	貸付株式数 7,500株
三井不動産	1,949,100	1,239.50	2,415,909,450	貸付株式数 563,900株
三菱地所	808,900	2,123.50	1,717,699,150	
平和不動産	23,000	4,465.00	102,695,000	貸付株式数 3,600株
東京建物	124,000	2,504.00	310,496,000	貸付株式数 14,300株
京阪神ビルディング	23,900	1,572.00	37,570,800	貸付株式数 1,000株
住友不動産	230,900	4,800.00	1,108,320,000	
太平洋興発	600	734.00	440,400	貸付株式数 300株
テーオーシー	25,300	627.00	15,863,100	貸付株式数 14,700株
レオパレス 2 1	124,300	561.00	69,732,300	貸付株式数 1,500株
スターツコーポレーション	23,300	3,595.00	83,763,500	貸付株式数 100株
フジ住宅	17,900	761.00	13,621,900	貸付株式数 3,600株
空港施設	20,000	573.00	11,460,000	貸付株式数

				11,000株
明和地所	11,400	1,015.00	11,571,000	貸付株式数 6,200株
ゴールドクレスト	9,600	2,904.00	27,878,400	貸付株式数 400株
リログループ	82,500	1,906.50	157,286,250	
エスリード	6,700	4,545.00	30,451,500	貸付株式数 3,800株
日神グループホールディングス	22,800	528.00	12,038,400	貸付株式数 13,600株
日本エスコン	37,200	983.00	36,567,600	
MIRARTHホールディングス	83,200	518.00	43,097,600	
AVANTIA	900	806.00	725,400	貸付株式数 400株
イオンモール	85,800	2,014.00	172,801,200	貸付株式数 55,500株
毎日コムネット	600	717.00	430,200	貸付株式数 300株
ファースト住建	600	1,018.00	610,800	貸付株式数 300株
ランド	915,900	7.00	6,411,300	貸付株式数 500,000株
カチタス	38,100	2,160.00	82,296,000	貸付株式数 22,900株
東祥	12,400	627.00	7,774,800	
トーセイ	23,600	2,414.00	56,970,400	
穴吹興産	400	2,003.00	801,200	貸付株式数 200株
サンフロンティア不動産	23,600	1,879.00	44,344,400	貸付株式数 500株
FJネクストホールディングス	14,900	1,185.00	17,656,500	
インテリックス	400	838.00	335,200	
ランドビジネス	600	194.00	116,400	貸付株式数 300株
サンネクスタグループ	500	1,004.00	502,000	
グランディハウス	13,300	575.00	7,647,500	貸付株式数 7,500株
東武鉄道	151,800	2,627.50	398,854,500	貸付株式数 59,100株
相鉄ホールディングス	47,600	2,497.00	118,857,200	貸付株式数 3,100株
東急	404,100	1,698.00	686,161,800	貸付株式数 300株
京浜急行電鉄	178,300	1,294.00	230,720,200	貸付株式数 106,100株
小田急電鉄	238,300	1,445.00	344,343,500	貸付株式数 161,500株
京王電鉄	76,200	3,746.00	285,445,200	
京成電鉄	250,900	1,413.00	354,521,700	
富士急行	17,700	2,170.00	38,409,000	貸付株式数 2,300株

東日本旅客鉄道	794,700	2,718.50	2,160,391,950	貸付株式数 470,500株
西日本旅客鉄道	355,400	2,758.00	980,193,200	貸付株式数 221,400株 (1,400株)
東海旅客鉄道	555,100	2,906.00	1,613,120,600	貸付株式数 155,800株
東京地下鉄	241,000	1,658.50	399,698,500	貸付株式数 150,000株
西武ホールディングス	156,900	3,390.00	531,891,000	
鴻池運輸	24,600	3,050.00	75,030,000	貸付株式数 100株
西日本鉄道	41,700	2,242.00	93,491,400	
ハマキョウレックス	49,200	1,323.00	65,091,600	
サカイ引越センター	18,200	2,392.00	43,534,400	貸付株式数 10,000株
近鉄グループホールディングス	154,100	3,296.00	507,913,600	貸付株式数 101,100株
阪急阪神ホールディングス	190,900	4,064.00	775,817,600	貸付株式数 127,800株
南海電気鉄道	64,200	2,454.50	157,578,900	貸付株式数 3,000株
京阪ホールディングス	79,300	3,267.00	259,073,100	貸付株式数 39,100株
神戸電鉄	3,900	2,343.00	9,137,700	貸付株式数 2,400株
名古屋鉄道	159,000	1,720.00	273,480,000	
山陽電気鉄道	10,800	2,008.00	21,686,400	貸付株式数 7,400株
ヤマトホールディングス	174,800	1,780.50	311,231,400	貸付株式数 4,800株
山九	34,700	5,543.00	192,342,100	
日新	9,800	4,510.00	44,198,000	
丸運	900	429.00	386,100	貸付株式数 600株
丸全昭和運輸	8,900	5,820.00	51,798,000	
センコーグループホールディングス	86,100	1,467.00	126,308,700	貸付株式数 46,700株 (46,300株)
トナミホールディングス	3,200	5,970.00	19,104,000	
ニッコンホールディングス	81,800	2,023.50	165,522,300	貸付株式数 50,000株
日本石油輸送	200	2,860.00	572,000	
福山通運	15,400	3,700.00	56,980,000	貸付株式数 7,700株
セイノーホールディングス	70,800	2,325.50	164,645,400	貸付株式数 46,900株 (46,600株)
神奈川中央交通	4,100	3,740.00	15,334,000	貸付株式数 2,400株
AZ-COM丸和ホールディングス	44,600	1,052.00	46,919,200	貸付株式数

				26,100株
日本郵船	298,100	5,337.00	1,590,959,700	
商船三井	273,500	5,676.00	1,552,386,000	
川崎汽船	327,500	2,251.50	737,366,250	貸付株式数 209,000株
N S ユナイテッド海運	9,000	4,075.00	36,675,000	
明海グループ	1,700	680.00	1,156,000	貸付株式数 1,100株
飯野海運	52,800	1,167.00	61,617,600	
共栄タンカー	300	1,084.00	325,200	
九州旅客鉄道	110,200	3,800.00	418,760,000	貸付株式数 4,200株
S G ホールディングス	241,600	1,510.00	364,816,000	貸付株式数 135,500株
N I P P O N E X P R E S S ホール ディングス	154,700	2,435.50	376,771,850	
I D & E ホールディングス	8,900	6,490.00	57,761,000	貸付株式数 200株
日本航空	329,800	2,470.50	814,770,900	貸付株式数 90,200株
A N A ホールディングス	391,500	2,843.00	1,113,034,500	貸付株式数 266,300株 (8,600株)
ビーウィズ	3,000	1,509.00	4,527,000	貸付株式数 1,600株
サンウェルズ	5,700	707.00	4,029,900	貸付株式数 3,200株 (3,200株)
T R E ホールディングス	34,000	1,501.00	51,034,000	
人・夢・技術グループ	6,100	1,456.00	8,881,600	貸付株式数 600株
西本W i s m e t t a c ホールディ ングス	9,200	1,926.00	17,719,200	
シルバーライフ	4,100	714.00	2,927,400	
ヤマシタヘルスケアホールディングス	100	2,414.00	241,400	
G e n k y D r u g S t o r e s	13,400	3,075.00	41,205,000	
コーア商事ホールディングス	11,300	632.00	7,141,600	貸付株式数 7,700株
K P P グループホールディングス	31,600	642.00	20,287,200	
ナルミヤ・インターナショナル	300	1,366.00	409,800	貸付株式数 200株
ブックオフグループホールディングス	11,100	1,456.00	16,161,600	貸付株式数 7,000株
ギフトホールディングス	7,500	3,200.00	24,000,000	貸付株式数 4,200株
三菱倉庫	146,400	1,129.00	165,285,600	貸付株式数 12,100株
三井倉庫ホールディングス	14,800	7,240.00	107,152,000	
住友倉庫	42,700	2,764.00	118,022,800	貸付株式数 23,200株
澁澤倉庫	6,600	3,070.00	20,262,000	

ヤマタネ	6,100	3,485.00	21,258,500	貸付株式数 3,300株
東陽倉庫	500	1,454.00	727,000	
乾汽船	18,300	1,731.00	31,677,300	貸付株式数 10,000株
日本トランスシティ	28,900	991.00	28,639,900	貸付株式数 6,500株
ケイヒン	300	2,003.00	600,900	
中央倉庫	8,500	1,470.00	12,495,000	貸付株式数 4,100株
川西倉庫	300	1,089.00	326,700	貸付株式数 200株
安田倉庫	9,800	1,747.00	17,120,600	貸付株式数 5,800株
ファイズホールディングス	300	955.00	286,500	
N I S S Oホールディングス	12,800	779.00	9,971,200	貸付株式数 7,000株
大栄環境	32,300	2,863.00	92,474,900	貸付株式数 7,000株
G E N O V A	5,000	1,378.00	6,890,000	貸付株式数 2,700株
日本管財ホールディングス	15,500	2,632.00	40,796,000	貸付株式数 8,800株
東洋埠頭	500	1,269.00	634,500	
上組	66,400	3,430.00	227,752,000	
サンリツ	400	799.00	319,600	
キムラユニティー	800	1,491.00	1,192,800	貸付株式数 400株
キューソー流通システム	9,600	2,387.00	22,915,200	貸付株式数 3,800株
東海運	900	337.00	303,300	貸付株式数 400株
エーアイテイナー	9,000	1,705.00	15,345,000	貸付株式数 600株
内外トランスライン	5,800	2,673.00	15,503,400	貸付株式数 1,100株
ショーエイコーポレーション	500	576.00	288,000	貸付株式数 300株
日本コンセプト	5,200	1,813.00	9,427,600	
T B Sホールディングス	71,400	3,879.00	276,960,600	貸付株式数 39,400株
日本テレビホールディングス	128,000	2,652.50	339,520,000	貸付株式数 71,900株
朝日放送グループホールディングス	13,500	624.00	8,424,000	貸付株式数 8,300株
テレビ朝日ホールディングス	35,100	2,206.00	77,430,600	貸付株式数 1,300株
スカパー J S A Tホールディングス	112,300	888.00	99,722,400	貸付株式数 100株
テレビ東京ホールディングス	8,900	3,115.00	27,723,500	貸付株式数 4,800株

日本BS放送	600	900.00	540,000	貸付株式数 300株
ビジョン	21,700	1,199.00	26,018,300	貸付株式数 14,600株
スマートパリュー	500	331.00	165,500	貸付株式数 200株
U-NEXT HOLDINGS	48,600	1,661.00	80,724,600	貸付株式数 32,400株
ワイヤレスゲート	800	229.00	183,200	貸付株式数 400株 (400株)
日本通信	116,200	123.00	14,292,600	
クロップス	200	1,035.00	207,000	
日本電信電話	42,992,100	156.40	6,723,964,440	貸付株式数 13,000株
KDDI	1,063,100	4,881.00	5,188,991,100	貸付株式数 128,200株
ソフトバンク	23,132,500	194.80	4,506,211,000	
光通信	16,700	33,780.00	564,126,000	貸付株式数 200株
エムティーアイ	9,900	1,076.00	10,652,400	貸付株式数 5,500株 (5,100株)
GMOインターネットグループ	47,100	2,655.00	125,050,500	貸付株式数 5,100株
ファイバーゲート	7,800	874.00	6,817,200	貸付株式数 4,900株
アイドママーケティングコミュニケーション	400	236.00	94,400	
KADOKAWA	76,400	3,216.00	245,702,400	
学研ホールディングス	26,500	1,006.00	26,659,000	
ゼンリン	24,700	818.00	20,204,600	貸付株式数 6,300株
昭文社ホールディングス	700	394.00	275,800	貸付株式数 200株
インプレスホールディングス	1,600	145.00	232,000	貸付株式数 600株
東京電力ホールディングス	1,212,400	458.40	555,764,160	
中部電力	531,000	1,642.50	872,167,500	
関西電力	703,000	1,719.50	1,208,808,500	貸付株式数 3,300株
中国電力	250,400	887.00	222,104,800	貸付株式数 74,100株
北陸電力	147,400	843.00	124,258,200	貸付株式数 66,200株 (66,200株)
東北電力	379,400	1,148.50	435,740,900	
四国電力	134,200	1,232.00	165,334,400	貸付株式数 9,500株
九州電力	332,200	1,409.50	468,235,900	
北海道電力	150,800	811.10	122,313,880	貸付株式数

				32,600株
沖縄電力	36,800	939.00	34,555,200	貸付株式数 20,600株
電源開発	108,500	2,486.50	269,785,250	
エフオン	10,500	376.00	3,948,000	
イーレックス	28,100	731.00	20,541,100	貸付株式数 15,600株
レノバ	39,300	750.00	29,475,000	貸付株式数 26,500株
東京瓦斯	272,400	4,309.00	1,173,771,600	
大阪瓦斯	283,100	3,351.00	948,668,100	貸付株式数 100株
東邦瓦斯	56,700	4,134.00	234,397,800	貸付株式数 700株
北海道瓦斯	43,000	567.00	24,381,000	貸付株式数 3,500株
広島ガス	30,500	375.00	11,437,500	貸付株式数 900株
西部ガスホールディングス	15,000	1,701.00	25,515,000	貸付株式数 8,200株
静岡ガス	32,800	1,032.00	33,849,600	貸付株式数 18,000株
メタウォーター	19,700	1,807.00	35,597,900	貸付株式数 300株
M&A総研ホールディングス	16,000	2,025.00	32,400,000	貸付株式数 9,900株
アイネット	8,800	1,557.00	13,701,600	貸付株式数 200株
松竹	8,300	10,890.00	90,387,000	貸付株式数 5,300株
東宝	90,500	6,100.00	552,050,000	
エイチ・アイ・エス	47,300	1,388.00	65,652,400	貸付株式数 25,800株
東映	23,900	5,560.00	132,884,000	貸付株式数 4,100株
ラックランド	6,200	1,762.00	10,924,400	貸付株式数 3,900株
NTTデータグループ	377,900	2,935.50	1,109,325,450	貸付株式数 148,200株
共立メンテナンス	46,500	2,885.50	134,175,750	貸付株式数 28,100株 (20,300株)
イチネンホールディングス	14,400	1,845.00	26,568,000	貸付株式数 100株
建設技術研究所	15,300	2,527.00	38,663,100	貸付株式数 200株
スペース	10,800	1,074.00	11,599,200	
アインホールディングス	21,000	4,300.00	90,300,000	貸付株式数 12,200株
燦ホールディングス	12,400	1,090.00	13,516,000	
ピー・シー・エー	9,500	1,998.00	18,981,000	貸付株式数

				1,000株
スバル興業	5,700	3,275.00	18,667,500	貸付株式数 3,100株
東京テアトル	600	1,081.00	648,600	貸付株式数 300株
タナベコンサルティンググループ	6,400	1,195.00	7,648,000	貸付株式数 100株
ビジネスブレイン太田昭和	6,200	2,115.00	13,113,000	貸付株式数 300株
ナガワ	4,000	6,560.00	26,240,000	貸付株式数 2,000株
東京都競馬	10,900	4,470.00	48,723,000	貸付株式数 7,400株
常磐興産	100	1,643.00	164,300	
カナモト	23,000	3,185.00	73,255,000	貸付株式数 100株
D T S	26,200	4,180.00	109,516,000	貸付株式数 400株
スクウェア・エニックス・ホールディングス	72,600	6,179.00	448,595,400	貸付株式数 41,900株
シーイーシー	18,200	1,976.00	35,963,200	
カプコン	287,200	3,378.00	970,161,600	
ニシオホールディングス	12,200	4,405.00	53,741,000	貸付株式数 100株
アイ・エス・ビー	6,800	1,347.00	9,159,600	
アゴーラ ホスピタリティール グループ	10,600	49.00	519,400	貸付株式数 7,100株
日本空港ビルデング	50,200	4,852.00	243,570,400	
トランス・コスモス	18,900	3,245.00	61,330,500	
乃村工藝社	64,600	848.00	54,780,800	
S C S K	118,000	3,194.00	376,892,000	貸付株式数 200株
藤田観光	6,600	7,430.00	49,038,000	貸付株式数 2,900株
K N T - C Tホールディングス	8,800	1,167.00	10,269,600	貸付株式数 1,500株
トーカイ	13,100	2,163.00	28,335,300	
白洋舎	300	2,221.00	666,300	貸付株式数 100株
セコム	301,700	5,216.00	1,573,667,200	
N S W	6,400	2,946.00	18,854,400	
セントラル警備保障	8,000	2,892.00	23,136,000	
アイネス	11,300	1,787.00	20,193,100	
丹青社	31,300	920.00	28,796,000	貸付株式数 2,700株
メイテックグループホールディングス	54,600	2,955.00	161,343,000	貸付株式数 300株
T K C	25,800	3,695.00	95,331,000	
富士ソフト	39,800	9,800.00	390,040,000	
応用地質	13,400	2,472.00	33,124,800	
船井総研ホールディングス	29,600	2,322.00	68,731,200	貸付株式数

				2,500株
N S D	55,600	3,250.00	180,700,000	
進学会ホールディングス	500	200.00	100,000	貸付株式数 200株
丸紅建材リース	100	3,080.00	308,000	
オオバ	1,100	1,001.00	1,101,100	貸付株式数 700株
コナミグループ	54,100	14,150.00	765,515,000	貸付株式数 10,000株
いであ	400	2,308.00	923,200	
学究社	5,900	2,055.00	12,124,500	
イオンディライト	15,900	4,195.00	66,700,500	貸付株式数 8,900株
ナック	15,100	601.00	9,075,100	貸付株式数 7,500株
福井コンピュータホールディングス	10,000	2,878.00	28,780,000	
ダイセキ	35,700	3,885.00	138,694,500	貸付株式数 400株
ステップ	5,400	2,137.00	11,539,800	
泉州電業	10,500	4,910.00	51,555,000	貸付株式数 2,700株
GENKI GLOBAL DINI NG CONCEPTS	8,600	3,460.00	29,756,000	
トラスコ中山	32,000	2,172.00	69,504,000	貸付株式数 5,200株
ヤマダホールディングス	468,900	451.20	211,567,680	貸付株式数 137,100株
オートバックスセブン	53,100	1,451.00	77,048,100	
モリト	12,100	1,466.00	17,738,600	
アー克蘭ズ	45,400	1,701.00	77,225,400	貸付株式数 26,400株
ニトリホールディングス	55,500	18,510.00	1,027,305,000	貸付株式数 3,100株
グルメ杵屋	12,300	1,040.00	12,792,000	貸付株式数 8,000株
愛眼	1,200	145.00	174,000	貸付株式数 700株
ケーユーホールディングス	8,900	1,106.00	9,843,400	
吉野家ホールディングス	59,700	3,004.00	179,338,800	貸付株式数 37,600株
加藤産業	18,900	4,390.00	82,971,000	
北恵	400	776.00	310,400	貸付株式数 200株
イノテック	10,300	1,391.00	14,327,300	
イエローハット	26,900	2,667.00	71,742,300	
松屋フーズホールディングス	7,200	6,350.00	45,720,000	貸付株式数 4,200株
J B C Cホールディングス	9,600	4,330.00	41,568,000	
J Kホールディングス	11,700	1,007.00	11,781,900	貸付株式数 100株
サガミホールディングス	24,500	1,730.00	42,385,000	貸付株式数

				15,100株
日伝	8,700	2,998.00	26,082,600	貸付株式数 5,400株
ミロク情報サービス	13,100	1,902.00	24,916,200	貸付株式数 200株
北沢産業	1,200	351.00	421,200	貸付株式数 600株
杉本商事	13,500	1,315.00	17,752,500	貸付株式数 800株
因幡電機産業	42,600	3,830.00	163,158,000	
王将フードサービス	30,100	2,985.00	89,848,500	
ミニストップ	12,700	1,658.00	21,056,600	貸付株式数 6,900株
アークス	25,600	2,540.00	65,024,000	貸付株式数 14,200株
バローホールディングス	29,100	2,135.00	62,128,500	
東テク	15,300	2,599.00	39,764,700	貸付株式数 8,100株
ミスミグループ本社	230,400	2,450.00	564,480,000	
アルテック	900	213.00	191,700	貸付株式数 400株
ベルク	7,600	6,530.00	49,628,000	貸付株式数 4,100株
大 庄	9,100	1,087.00	9,891,700	貸付株式数 4,800株
タキヒヨー	400	1,505.00	602,000	貸付株式数 200株
ファーストリテイリング	85,700	51,810.00	4,440,117,000	貸付株式数 6,000株
ソフトバンクグループ	713,000	9,371.00	6,681,523,000	貸付株式数 200株
蔵王産業	300	2,458.00	737,400	
スズケン	50,300	4,740.00	238,422,000	
サンドラッグ	51,400	4,119.00	211,716,600	貸付株式数 700株
サックスパー ホールディングス	14,500	951.00	13,789,500	貸付株式数 7,700株
ジェコス	9,100	1,011.00	9,200,100	
ヤマザワ	400	1,195.00	478,000	貸付株式数 100株
やまや	400	2,902.00	1,160,800	
ベルーナ	36,700	777.00	28,515,900	貸付株式数 20,200株
合計	272,979,100		570,734,108,670	

(注) 貸付株式数のうち(括弧書)の数値は、委託者の利害関係人であるみずほ証券株式会社に対する貸付であります。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2025年1月31日現在

I 資産総額	666,782,146,326円
II 負債総額	78,616,902,579円
III 純資産総額（I－II）	588,165,243,747円
IV 発行済数量	207,763,301口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2,830.94円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、交換請求の受付、交換有価証券の交付および信託終了にかかる金銭の支払い等については、約

款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2025年1月31日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数※	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)
※種類株式の発行が可能	

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2025年1月31日現在）

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

1. 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2025年1月31日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,521,319,928,368
追加型株式投資信託	758	17,499,384,399,502
単位型公社債投資信託	22	34,546,612,794
単位型株式投資信託	193	1,022,246,213,515
合計	999	20,077,497,154,179

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表及び中間財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、第39期事業年度（自2023年4月1日至2024年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受け、第40期中間会計期間（自2024年4月1日至2024年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長 谷 川 敬
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 稲 葉 宏 和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	33,770	41,183
金銭の信託	29,184	28,143
未収委託者報酬	16,279	19,018
未収運用受託報酬	3,307	3,577
未収投資助言報酬	283	315
未収収益	15	6
前払費用	1,129	1,510
その他	2,377	2,088
流動資産計	86,346	95,843
固定資産		
有形固定資産	1,127	1,093
建物	※1 1,001	※1 918
器具備品	※1 118	※1 130
リース資産	※1 7	※1 5
建設仮勘定	-	39
無形固定資産	5,021	4,495
ソフトウェア	3,367	2,951
ソフトウェア仮勘定	1,651	1,543
電話加入権	2	0
投資その他の資産	9,768	8,935
投資有価証券	182	184
関係会社株式	5,810	4,447
長期差入保証金	775	768
繰延税金資産	2,895	3,406
その他	104	128
固定資産計	15,918	14,524
資産合計	102,265	110,368

(単位：百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1,481	1,982
リース債務	1	1
未払金	7,246	8,970
未払収益分配金	0	1
未払償還金	-	0
未払手数料	7,005	8,246
その他未払金	240	721
未払費用	7,716	8,616
未払法人税等	1,958	3,676
未払消費税等	277	1,497
賞与引当金	1,730	1,927
役員賞与引当金	48	52
流動負債計	20,460	26,725
固定負債		
リース債務	6	4
退職給付引当金	2,654	2,719
時効後支払損引当金	108	73
固定負債計	2,769	2,796
負債合計	23,230	29,521
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	19,552	19,552
資本準備金	2,428	2,428
その他資本剰余金	17,124	17,124
利益剰余金	57,481	59,294
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	57,358	59,170
別途積立金	31,680	31,680
繰越利益剰余金	25,678	27,490
株主資本計	79,034	80,846
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△0	△0
評価・換算差額等計	△0	△0
純資産合計	79,034	80,846
負債・純資産合計	102,265	110,368

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬	95,739		102,113	
運用受託報酬	16,150		17,155	
投資助言報酬	2,048		2,211	
その他営業収益	23		26	
営業収益計		113,962		121,507
営業費用				
支払手数料	41,073		44,366	
広告宣伝費	216		329	
公告費	0		0	
調査費	33,177		35,468	
調査費	12,294		13,277	
委託調査費	20,882		22,190	
委託計算費	548		558	
営業雑経費	733		823	
通信費	36		36	
印刷費	504		598	
協会費	69		65	
諸会費	29		44	
支払販売手数料	92		78	
営業費用計		75,749		81,545
一般管理費				
給料	10,484		10,763	
役員報酬	168		164	
給料・手当	9,199		9,425	
賞与	1,115		1,173	
交際費	17		34	
寄付金	11		15	
旅費交通費	128		162	
租税公課	330		489	
不動産賃借料	1,006		1,030	
退職給付費用	437		412	
固定資産減価償却費	1,388		1,567	
福利厚生費	47		46	
修繕費	1		1	
賞与引当金繰入額	1,730		1,927	
役員賞与引当金繰入額	48		52	
機器リース料	0		0	
事務委託費	4,074		3,379	
事務用消耗品費	37		46	
器具備品費	1		3	
諸経費	334		240	
一般管理費計		20,078		20,172
営業利益		18,135		19,788

(単位：百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
営業外収益				
受取利息	10		4	
受取配当金	※1 2,400		※1 899	
時効成立分配金・償還金	0		0	
雑収入	10		18	
時効後支払損引当金戻入額	24		35	
営業外収益計		2,446		959
営業外費用				
為替差損	3		19	
金銭の信託運用損	1,003		1,008	
早期割増退職金	24		6	
雑損失	47		0	
営業外費用計		1,079		1,034
経常利益		19,502		19,712
特別利益				
投資有価証券売却益	4		—	
特別利益計		4		—
特別損失				
固定資産除却損	12		6	
投資有価証券売却損	9		—	
関係会社株式評価損	584		1,362	
減損損失	—		※2 231	
特別損失計		606		1,601
税引前当期純利益		18,900		18,111
法人税、住民税及び事業税		4,881		5,769
法人税等調整額		197		△510
法人税等合計		5,078		5,258
当期純利益		13,821		12,852

(3) 【株主資本等変動計算書】

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,216	56,020	77,573
当期変動額									
剰余金の配当							△12,360	△12,360	△12,360
当期純利益							13,821	13,821	13,821
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	1,461	1,461	1,461
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	77,573
当期変動額			
剰余金の配当			△12,360
当期純利益			13,821
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,461
当期末残高	△0	△0	79,034

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034
当期変動額									
剰余金の配当							△11,040	△11,040	△11,040
当期純利益							12,852	12,852	12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	1,812	1,812	1,812
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	79,034
当期変動額			
剰余金の配当			△11,040
当期純利益			12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,812
当期末残高	△0	△0	80,846

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8～18年 器具備品 … 2～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

(百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
建物	523	630
器具備品	934	769
リース資産	1	3

(損益計算書関係)

※1. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

(百万円)

	第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
受取配当金	2, 393	895

※2. 減損損失

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しました。

(百万円)

場所	用途	種類	減損損失
本社	事業用資産	ソフトウェア仮勘定	231

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業別に資産をグルーピングしております。当社の資産運用業に係るソフトウェア開発計画の大幅な延期に伴い、当該計画に係るソフトウェア仮勘定について、回収可能額まで減額し、当該減少額231百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該資産の回収可能額は使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、備忘価額の1円として評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	24, 490	—	—	24, 490
A種種類株式	15, 510	—	—	15, 510
合計	40, 000	—	—	40, 000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月16日 定時株主総会	普通株式	12, 360	309, 000	2022年3月31日	2022年6月17日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生（予定）日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式					

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月17日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生（予定）日
2024年6月17日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類株式					

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第38期（2023年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	29,184	29,184	—
(2) 投資有価証券 其他有価証券	1	1	—
資産計	29,186	29,186	—

第39期（2024年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	28,143	28,143	—
(2) 投資有価証券 其他有価証券	1	1	—
資産計	28,145	28,145	—

（注1）現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第38期（2023年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	33,770	—	—	—
(2) 金銭の信託	29,184	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	16,279	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3,307	—	—	—
(5) 投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	—	1	—	—
合計	82,540	1	—	—

第39期（2024年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	41,183	—	—	—
(2) 金銭の信託	28,143	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	19,018	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3,577	—	—	—
(5) 投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	—	1	—	—
合計	91,923	1	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第38期（2023年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	29,184	—	29,184
(2) 投資有価証券 其他有価証券	—	1	—	1
資産計	—	29,186	—	29,186

第39期（2024年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	28,143	—	28,143
(2) 投資有価証券 其他有価証券	—	1	—	1
資産計	—	28,145	—	28,145

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

（注2）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、2. 金融商品の時価等に関する事項及び3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（百万円）

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
投資有価証券（其他有価証券）		
非上場株式	180	182
関係会社株式		
非上場株式	5,810	4,447

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（第38期の貸借対照表計上額5,810百万円、第39期の貸借対照表計上額4,447百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

第38期（2023年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額180百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

第39期（2024年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	54	4	9

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について584百万円（関係会社株式584百万円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について1,362百万円（関係会社株式1,362百万円）減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,576	2,698
勤務費用	279	296
利息費用	2	2
数理計算上の差異の発生額	31	9
退職給付の支払額	△191	△246
退職給付債務の期末残高	2,698	2,760

（2）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(百万円)	
	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2,698	2,760
未積立退職給付債務	2,698	2,760
未認識数理計算上の差異	△44	△40
未認識過去勤務費用	0	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,654	2,719
退職給付引当金	2,654	2,719
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,654	2,719

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
勤務費用	279	296
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	22	13
過去勤務費用の費用処理額	34	△0
その他	△4	△4
確定給付制度に係る退職給付費用	334	307

(注) 上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において24百万円、当事業年度において6百万円を営業外費用に計上しております。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00%～3.56%	1.00%～3.56%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度103百万円、当事業年度104百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
	(百万円)	(百万円)
繰延税金資産		
未払事業税	121	195
未払事業所税	9	9
賞与引当金	529	590
未払法定福利費	94	98
運用受託報酬	390	351
資産除去債務	15	17
減価償却超過額（一括償却資産）	21	12
減価償却超過額	198	91
繰延資産償却超過額（税法上）	297	331
退職給付引当金	812	832
時効後支払損引当金	33	22
ゴルフ会員権評価損	7	6
関係会社株式評価損	345	761
投資有価証券評価損	4	4
減損損失	—	70
その他	13	8
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	2,895	3,406
繰延税金負債	—	—
繰延税金負債合計	—	—
繰延税金資産の純額	2,895	3,406

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
法定実効税率	30.62 %	30.62 %
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.69 %	△1.44 %
その他	△0.06 %	△0.14 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.87 %	29.04 %

(企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
取得原価		144,212百万円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん	76,224百万円
b. 発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c. のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451百万円
	うち現金・預金	11,605百万円
	うち金銭の信託	11,792百万円
b. 負債の額	負債合計	9,256百万円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030百万円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
流動資産	－百万円	－百万円
固定資産	68,921百万円	60,761百万円
資産合計	68,921百万円	60,761百万円
流動負債	－百万円	－百万円
固定負債	3,643百万円	1,957百万円
負債合計	3,643百万円	1,957百万円
純資産	65,278百万円	58,804百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん	51,451百万円	47,640百万円
顧客関連資産	20,947百万円	17,109百万円

(2) 損益計算書項目

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益	一百万円	一百万円
営業利益	△8,039百万円	△7,649百万円
経常利益	△8,039百万円	△7,649百万円
税引前当期純利益	△8,039百万円	△7,649百万円
当期純利益	△6,744百万円	△6,474百万円
1株当たり当期純利益	△168,617円97銭	△161,850円28銭
(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。		
のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	4,228百万円	3,837百万円

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
委託者報酬	95,739百万円	102,113百万円
運用受託報酬	14,651百万円	15,156百万円
投資助言報酬	2,048百万円	2,211百万円
成功報酬（注）	1,499百万円	1,999百万円
その他営業収益	23百万円	26百万円
合計	113,962百万円	121,507百万円

（注）成功報酬は、前事業年度においては損益計算書の運用受託報酬、当事業年度においては損益計算書の委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）及び第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当はありません。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当はありません。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
親 会 社 の 子 会 社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	7,474	未払 手数料	1,579
	みずほ証券株式 会社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	13,932	未払 手数料	2,404

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
親 会 社 の 子 会 社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	8,140	未払 手数料	1,870
	みずほ証券株式 会社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	16,655	未払 手数料	3,137

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません

(1株当たり情報)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	1,975,862円96銭	2,021,173円74銭
1株当たり当期純利益金額	345,535円19銭	321,310円79銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益金額	13,821百万円	12,852百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	13,821百万円	12,852百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)	(15,510株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月22日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 稲 葉 宏 和
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

	第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)
(資産の部)	
流動資産	
現金・預金	30,451
有価証券	0
金銭の信託	31,850
未収委託者報酬	19,361
未収運用受託報酬	3,548
未収投資助言報酬	315
未収収益	9
前払費用	1,538
その他	2,282
流動資産計	89,360
固定資産	
有形固定資産	1,040
建物	※1 888
器具備品	※1 146
リース資産	※1 4
建設仮勘定	0
無形固定資産	4,122
ソフトウェア	3,011
ソフトウェア仮勘定	1,111
電話加入権	0
投資その他の資産	8,024
投資有価証券	183
関係会社株式	3,840
長期差入保証金	764
繰延税金資産	3,085
その他	150
固定資産計	13,188
資産合計	102,548

(単位：百万円)

	第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)
(負債の部)	
流動負債	
預り金	552
リース債務	1
未払金	8,577
未払収益分配金	0
未払償還金	0
未払手数料	8,466
その他未払金	108
未払費用	7,321
未払法人税等	3,650
未払消費税等	※2 1,191
契約負債	7
賞与引当金	916
役員賞与引当金	28
流動負債計	22,247
固定負債	
リース債務	3
退職給付引当金	2,720
時効後支払損引当金	64
固定負債計	2,787
負債合計	25,035
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000
資本剰余金	19,552
資本準備金	2,428
その他資本剰余金	17,124
利益剰余金	55,960
利益準備金	123
その他利益剰余金	55,837
別途積立金	31,680
繰越利益剰余金	24,157
株主資本計	77,513
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△0
評価・換算差額等計	△0
純資産合計	77,513
負債・純資産合計	102,548

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

		第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
営業収益			
委託者報酬		55,266	
運用受託報酬		8,186	
投資助言報酬		1,200	
その他営業収益		13	
	営業収益計		64,667
営業費用			
支払手数料		24,284	
広告宣伝費		157	
公告費		0	
調査費		18,581	
調査費		6,728	
委託調査費		11,853	
委託計算費		278	
営業雑経費		355	
通信費		19	
印刷費		234	
協会費		33	
諸会費		29	
支払販売手数料		39	
	営業費用計		43,658
一般管理費			
給料		5,154	
役員報酬		89	
給料・手当		5,002	
賞与		63	
交際費		27	
寄付金		5	
旅費交通費		105	
租税公課		298	
不動産賃借料		583	
退職給付費用		210	
固定資産減価償却費	※1	790	
福利厚生費		29	
修繕費		0	
賞与引当金繰入額		916	
役員賞与引当金繰入額		28	
機器リース料		0	
事務委託費		1,607	
事務用消耗品費		19	
器具備品費		0	
諸経費		154	
	一般管理費計		9,933
営業利益			11,075

(単位：百万円)

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)		
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	448	
時効成立分配金・償還金	0	
為替差益	26	
金銭の信託運用益	2	
雑収入	6	
時効後支払損引当金戻入額	7	
営業外収益計		494
営業外費用		
早期割増退職金	6	
営業外費用計		6
経常利益		11,563
特別損失		
固定資産除却損	3	
関係会社株式評価損	31	
特別損失計		35
税引前中間純利益		11,528
法人税、住民税及び事業税		3,685
法人税等調整額		320
法人税等合計		4,006
中間純利益		7,522

(3) 中間株主資本等変動計算書

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490
当中間期変動額							
剰余金の配当							△10,855
中間純利益							7,522
株主資本以 外の項目の 当中間期変 動額(純額)							
当中間期変動額 合計	—	—	—	—	—	—	△3,333
当中間期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,157

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	59,294	80,846	△0	△0	80,846
当中間期変動額					
剰余金の配当	△10,855	△10,855			△10,855
中間純利益	7,522	7,522			7,522
株主資本以 外の項目の 当中間期変 動額(純額)			0	0	0
当中間期変動額 合計	△3,333	△3,333	0	0	△3,333
当中間期末残高	55,960	77,513	△0	△0	77,513

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8～18年 器具備品 … 3～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる

場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	建物 … 685百万円 器具備品 … 609百万円 リース資産 … 4百万円
※2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

項目	第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
※1. 減価償却実施額	有形固定資産 … 76百万円 無形固定資産 … 713百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金 (財 産) の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月15日 みなし株主総会	普通株式	575	14,390	2024年4月1日	2024年4月1日
	A種種類 株式				
2024年6月17日 定時株主総会	普通株式	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類 株式				

会社法第319条第1項に基づき、2024年3月15日に決議があったものとみなされた株主総会での配当決議は当社の子会社であったAsset Management One USA Inc. (以下「AM-One USA」という) の全株式の現物配当であります。

本現物配当は、株式会社みずほフィナンシャルグループ (以下「MHFG」という) の子会社である米州みずほLLC (以下「米州みずほ」という) が、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

当社が100%保有していたAM-One USAの議決権は、本現物配当後、米州みずほが議決権の51%を、第一生命ホールディングス株式会社 (以下「DL」という) が議決権の49%をそれぞれ保有します。当社を通じてMHFGとDLが間接的に保有していたAM-One USA株式の議決権比率と同等となります。

- (2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

(金融商品関係)

第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券	0	0	—
(2) 金銭の信託	31,850	31,850	—
(3) 投資有価証券 其他有価証券	0	0	—
資産計	31,852	31,852	—

(注) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	0	—	0
金銭の信託	—	31,850	—	31,850
投資有価証券				
其他有価証券	—	0	—	0
資産計	—	31,852	—	31,852

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（銀行預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。
これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

区分	中間貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券(その他有価証券)	
非上場株式	182
関係会社株式	
非上場株式	3,840

(有価証券関係)

第40期中間会計期間末
(2024年9月30日現在)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額3,840百万円)については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

区 分	中間貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額182百万円)については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

(持分法損益等)

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 中間財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2024年4月1日から2024年9月30日まで

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212百万円

取得原価 144,212百万円

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれんのご金額 76,224百万円

b. 発生原因 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。

c. のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額 資産合計 40,451百万円

うち現金・預金 11,605百万円

うち金銭の信託 11,792百万円

b. 負債の額 負債合計 9,256百万円

うち未払手数料及び未払費用 4,539百万円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(5) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額 53,030百万円

b. 主要な種類別の内訳

顧客関連資産 53,030百万円

c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産 16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

流動資産	－百万円
固定資産	57,453百万円
資産合計	57,453百万円
流動負債	－百万円
固定負債	1,750百万円
負債合計	1,750百万円
純資産	55,702百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれんの金額45,734百万円及び顧客関連資産の金額15,385百万円が含まれております。

(2) 損益計算書項目

営業収益	－百万円
営業利益	△3,629百万円
経常利益	△3,629百万円
税引前中間純利益	△3,629百万円
中間純利益	△3,101百万円
1株当たり中間純利益	△77,541円29銭

(注) 営業利益には、のれんの償却額1,905百万円及び顧客関連資産の償却額1,723百万円が含まれております。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

第40期中間会計期間
(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

委託者報酬	55,266百万円
運用受託報酬	8,186百万円
投資助言報酬	1,200百万円
成功報酬	－百万円
その他営業収益	13百万円
合計	64,667百万円

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
1株当たり純資産額	1,937,834円09銭
1株当たり中間純利益金額	188,050円89銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
中間純利益金額	7,522百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中間純利益金額	7,522百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)

(注) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は2024年12月25日付でPayPayアセットマネジメント株式会社が実施した第三者割当増資を引き受け、同社への出資比率が23.4%から49.9%に引き上がりました。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約 款

追加型証券投資信託
One ETF トピックス
約款

<信託の種類、委託者および受託者>

第1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

<信託事務の委託>

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

<信託の目的および金額>

第3条 委託者は、20,565,128,500円に相当する、委託者の指定する有価証券(以下「信託適格有価証券」といいます。)および金銭を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②前項に規定する信託適格有価証券とは、次の各号の要件のすべてを満たす有価証券をいいます。

1. 原則として東証株価指数(TOPIX)(以下「対象指数」といいます。)に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式であること
2. 原則として有価証券の株数の比率が、第21条に定める運用の基本方針に沿ったものであること
3. 投資信託及び投資法人に関する法律施行令ならびに同法律施行規則に定めるものであること

<追加信託の限度額>

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、10兆円相当額を限度として、信託適格有価証券および金銭を追加することができます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

<信託期間>

第5条 この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第47条第1項および第2項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定により信託を終了させることがあります。

<受益権の取得申込の勧誘の種類>

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

<当初の受益者>

第7条 信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関(金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。)の業務方法書に定めるところにより、第13条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる信託適格有価証券および金銭の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。

＜受益権の分割および再分割＞

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については、13,942,460口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。)に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

＜追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法＞

第9条 追加信託に相当する金額は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じて得た額(第13条第6項または同条第7項に該当する場合の取得申込みにおいては同各項に定める経費に相当する金額を加えた額)とします。

②委託者は、原則として、信託適格有価証券をもって追加信託を行うものとします。ただし、追加信託における信託適格有価証券の評価額(追加信託を行う日の前営業日において公表されている最終価格に基づき算出した価額またはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額をいいます。以下同じ。)の合計が、前項の追加信託に相当する金額に満たない場合は、その差額については金銭による追加信託を行うものとします。

③この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除して得た金額をいいます。

＜信託日時の異なる受益権の内容＞

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

＜受益権の帰属と受益証券の不発行＞

第11条 この信託のすべての受益権は、振替法の規定の適用を受けるとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(振替法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(振替法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が振替法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため振替法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、振替法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

＜受益権の設定にかかる受託者の通知＞

第12条 受託者は、第3条に規定する信託適格有価証券および金銭について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当初設定が行われた旨を通知するものとします。

②受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券(第13条第6項または同条第7項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額の金銭を含みます。)について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。ただし、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該信託適格

有価証券の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該信託適格有価証券についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。

<受益権の申込単位および価額>

- 第13条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。）をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、取得の申込みに応じることができます。この場合、取得申込みは、対象指数を構成する各銘柄の有価証券の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の有価証券をもって行うものとします。ただし、当該有価証券の評価額が取得する受益権の評価額（第2項の取得にかかる一定口数に第3項の受益権の価額を乗じて得た額をいいます。）に満たない場合は、その差額に相当する金額について金銭を充当することができるものとします。
- ②販売会社は、受益権の取得申込者に対し、その申込みの当日（委託者が別に定める時限を過ぎて受け付けた場合は翌営業日とし、第3条第1項の規定にかかる取得については信託契約締結日とします。）を受付日として、委託者が定める取得にかかる一定口数をもって取得申込みに応じることができます。
- ③前項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき信託契約締結日の前営業日における対象指数の終値に相当する値を円表示した価額（円未満切り上げ）とします。
- ④販売会社は、取得申込時において、当該販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を当該取得申込者から徴することができるものとします。
- ⑤委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込みの受付を停止します。ただし、第1号から第4号に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の取得申込みを受け付けることがあります。
1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して3営業日以内
 2. 対象指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々3営業日前から起算して4営業日以内
 3. 第33条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）
 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
 5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき
- ⑥前項第1号に該当する場合において委託者の判断により取得申込みを受け付けるときには、第1項の規定にかかわらず、当該取得申込みにかかる有価証券のうち、配当落または権利落対象銘柄（以下、本項において、「対象銘柄」といいます。）の個別銘柄時価総額に相当する金額については、金銭をもって取得申込みを受け付けることができるものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、第3項の基準価額の計算日における当該対象銘柄の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に第1項の取得申込みにかかる有価証券に含まれる当該対象銘柄の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託者は、当該対象銘柄を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託者が別に定める金額を徴することができるものとします。
- ⑦取得申込者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社またはその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、当該発行会社を含めて以下「発行会社等」といいます。）である場合には、第1項の規定にかかわらず、取得申込みにかかる有価証券のうち当該発行会社等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額については、金銭をもって取得申込みを行うものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、第3項の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に第1項の取得申込みにかかる

有価証券に含まれる当該発行会社の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託者は、当該発行会社の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託者が別に定める金額を徴することができるものとします。

- ⑧取得申込者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受け付けた販売会社（販売会社が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で取得申込みを行うときを含むものとします。次項において同じ。）は、取得申込みを取り次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。
- ⑨前項の通知が取得申込みの取次ぎの際に行われなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、取得申込みを取り次いだ販売会社がその責を負うものとします。
- ⑩第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みにかかる信託適格有価証券および金銭の受渡しまたは支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。また、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる信託適格有価証券および金銭の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行われ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行われます。
- ⑪前各項の規定に関わらず、委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

<金融商品取引所への上場>

- 第14条 委託者は、この信託の受益権について、金融商品取引所に上場申請を行うものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所が開設する市場に上場されるものとします。
- ②委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、前項の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行う受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

<受益権の譲渡にかかる記載または記録>

- 第15条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

＜受益権の譲渡の対抗要件＞

第16条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

＜受益者名簿の作成と名義登録＞

第17条 受託者は、この信託にかかる受益者名簿を作成し、第7条の受益者について、その氏名または名称、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）または法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、氏名または名称および住所。）、その他受託者が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。

②受託者は、計算期間終了日において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき、振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権にかかる受益者として、その氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所。）、その他受託者の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。

③受益者は、この信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限り。以下同じ。）を経由して第1項の受益者名簿の名義登録を請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は前項に規定する登録を受託者（受託者が第1項において受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接に行うことができます。

④前項に規定する名義登録は、第33条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止するものとします。また、この信託が終了することとなる場合は、信託終了日の直前5営業日間において名義登録を停止するものとします。

＜投資の対象とする資産の種類＞

第18条 この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）とします。

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第24条に定めるものに限り。ます。）

ハ. 金銭債権

＜運用の指図範囲等＞

第19条 委託者は信託財産を主として株式に投資することを指図します。

②前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託財産を、前項に掲げる株式のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金

2. コール・ローン

＜利害関係人等との取引等＞

第20条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資

法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第27条において同じ。）、第27条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第24条、第26条、第29条および第30条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第24条、第26条、第29条および第30条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

<運用の基本方針>

第21条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号に掲げる運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

- 1. この信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象指数の変動率に一致させることを目的として、対象指数に採用されている銘柄（採用予定の銘柄を含みます。）の株式に対する投資として運用を行います。
- 2. 信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率は、対象指数における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される株数の比率程度を維持することを原則とします。なお、対象指数から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。
- 3. 第1号の方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行うこと、および補完的に有価証券指数等先物取引等を行うことができます。デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 4. 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
- 5. 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 6. 外貨建資産への投資は、行いません。
- 7. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<収益分配方針>

第22条 毎決算時に、経費控除後の配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）の全額を分配することを原則とします。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

- ②留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

<投資する株式等の範囲>

- 第23条 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式についてはこの限りではありません。
- ②前項の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

<先物取引等の運用指図>

- 第24条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国のこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。

<デリバティブ取引等にかかる投資制限>

- 第25条 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

<有価証券の貸付の指図および範囲>

- 第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。
- ②前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

<信託業務の委託等>

- 第27条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みません。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

<信託財産の登記等および記載等の留保等>

- 第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をするこ

- とします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

<有価証券売却等の指図>

第29条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

<再投資の指図>

第30条 委託者は、前条の規定による売却代金、株式の清算分配金、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

<受託者による資金の立替え>

- 第31条 信託財産に属する有価証券について、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ②信託財産に属する株式の清算分配金、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
 - ③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

<損益の帰属>

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

<信託の計算期間>

第33条 この信託の計算期間は、毎年1月9日から7月8日まで、および7月9日から翌年1月8日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成28年1月8日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

<信託財産に関する報告等>

- 第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ③受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
 - ④受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

<信託事務の諸費用および監査費用>

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、

受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

③受益権の上場にかかる費用および対象指数の商標（これに類する商標を含みます。）の使用料等（以下「商標使用料等」といいます。）ならびに当該上場にかかる費用および当該商標使用料等にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができるものとします。

<信託報酬等の額および支弁の方法>

第36条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。

ただし、当該合計額は、第33条に規定する各計算期間において、信託財産の純資産総額に年10,000分の25の率を乗じて得た額を超えないものとします。

1. 第33条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の7.8以内の率を乗じて得た額

2. 第26条に規定する有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料（貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないものとします。また、有価証券の貸付にあたって担保として金銭を受入れた場合には、当該品貸料に、当該金銭の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該金銭に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とすることができます。以下同じ。）に100分の50未満の率を乗じて得た額

②前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

<収益の分配>

第37条 信託財産から生じる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、第35条に規定する諸費用および監査費用等ならびに当該諸費用および監査費用等にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。また、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配にあてることができます。なお、第35条に規定する諸費用および監査費用等ならびに当該諸費用および監査費用等にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。

②毎計算期末に信託財産から生じた第1号に掲げる利益の合計額は、第2号に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰り越します。

1. 有価証券売買益（評価益を含みます。）、先物取引等取引益（評価益を含みます。）、交換（解約）差益金、追加信託差益金

2. 有価証券売買損（評価損を含みます。）、先物取引等取引損（評価損を含みます。）、交換（解約）差損金、追加信託差損金

<収益分配金の払い込みと支払いに関する受託者の免責>

第38条 受託者は、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金の未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。

②受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金を交付した後は、当該交付にかかる金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

<収益分配金の支払い>

第39条 受託者は、計算期間終了日において第17条の受益者名簿に名義登録されている者を計算期間終了日における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）として、当該名義登録受益者に収益分配金を支払います。

②受託者は、収益分配金の支払いについて、受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。

③第1項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了日から起算して40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式または同日から分配金領収証等により行うものとします。なお、名義登録受益者が第17条第3項に規定する金融商品取引所の会員と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

＜収益分配金、信託終了時の交換有価証券等および買取代金の時効＞

第40条 受益者が、収益分配金については前条第3項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

②受益者が、信託終了時における交換による有価証券、信託終了にかかる金銭および買取りにかかる金銭については信託終了日から10年間その受渡しを請求しないときは、その権利を失い、受託者により振替機関等の口座への増加の記載または記録が行われた有価証券および受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

＜追加信託金および受益権と有価証券の交換の計理処理＞

第41条 追加信託の金額（追加信託にかかる信託適格有価証券の価額を含みます。）は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託差金として処理します。

②第43条に定める受益権と有価証券との交換にあつては、交換にかかる受益権口数に交換請求の受付日の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を、交換（解約）差金として処理します。

＜交換請求＞

第42条 受益者は、平成27年11月6日以降において、自己に帰属する受益権につき、その請求の当日（委託者が別に定める時限を過ぎて受け付けた場合は翌営業日）を受付日として、交換請求にかかる一定口数（以下「最小交換口数」といいます。）の整数倍の受益権をもって、委託者に当該受益権と信託財産に属する有価証券との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。

②委託者は、前項の交換の請求を受け付けた場合には、第43条の規定にしたがって前項の請求にかかる受益権と信託財産に属する有価証券との交換の指図を行います。

③委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の交換請求の受付を停止します。ただし、第1号から第4号に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の交換請求を受け付けることがあります。

1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日
2. 対象指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々3営業日前から起算して6営業日以内
3. 第33条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）
4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき

④受益者が第1項の交換の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行うものとします。なお、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する

場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消にかかる手続きを行います。当該抹消にかかる手続きおよび第43条第5項に掲げる交換有価証券にかかる振替の請求が行われた後に、振替機関は、第43条第2項から第4項の規定にしたがって計算された当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行った受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ⑥受託者は、第43条第2項から第4項の委託者の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび第43条第6項に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受入れ抹消したものと取り扱います。
- ⑦交換にかかる受益権の評価額は交換請求の受付日の基準価額とします。この場合において、受益者が交換によって取得する個別銘柄の有価証券の数は、交換請求の受付日における当該有価証券の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位（金融商品取引所が定める一売買単位をいいます。以下同じ。）の整数倍とします。
- ⑧販売会社は、交換時において、当該販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を当該交換請求を行った受益者から徴することができるものとします。
- ⑨第1項の交換の請求を行った受益者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を受益者から受け付けた販売会社（販売会社が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で交換を請求するときを含むもの）とします。次項において同じ。）は、交換の請求を取り次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。
- ⑩前項の通知が交換の請求の取次ぎの際に行われなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、交換の請求を取り次いだ販売会社がその責を負うものとします。
- ⑪委託者は、金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、交換請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた交換請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑫前項により交換請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の交換請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に当該交換請求を受け付けたものとして前各項の規定を準用します。

< 交換の指図等 >

第43条 委託者は、受益者が最小交換口数の整数倍の振替受益権をもって前条第1項の請求を行い、その請求を受け付けた場合には、受益者から提示された口数の振替受益権から受益者が取得できる個別銘柄の有価証券の数と、交換に要する受益権の口数を計算します。

- ②委託者は、受託者に対し、前項の規定により計算された口数の受益権と信託財産に属する有価証券のうち取引所売買単位の整数倍となる有価証券を交換するよう指図します。
- ③前項の規定にかかわらず、交換の請求を行った受益者が、対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合には、第1項の交換に要する受益権の口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数を除いた口数の受益権と、信託財産に属する有価証券のうち取引所売買単位の整数倍となる有価証券（当該発行会社の株式を除きます。）を交換するよう指図します。この場合の個別銘柄時価総額は、前条第7項の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に前条第7項の規定に基づき計算された数を乗じて得た金額とします。
- ④第2項の規定にかかわらず、前条第3項第1号に該当する場合において委託者の判断により交換請求を受け付ける場合には、第1項の交換に要する受益権の口数と信託財産に属する有価証券のうち取引所売買単位の整数倍となる有価証券（配当落または権利落対象銘柄（以下、本項において、「対象銘柄」といいます。）を除きます。）および当該対象銘柄の個別銘柄時価総額に相当する金銭を交換するよう指図します。この場合の個別銘柄時価総額は、前条第7項の基準価額の計算日における当該対象銘柄の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に前条第7項の規定に基づき計算された数を乗じて得た金額とします。

- ⑤受託者は、交換のための振替受益権の抹消にかかる手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券にかかる振替の請求等を行うものとします。ただし、第7条ただし書きに掲げる業務方法書の定めるところにより、前条第5項に掲げる交換の請求を受付けた販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券にかかる振替請求を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として交換請求の受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者にかかる有価証券の増加の記載または記録が行われます。
- ⑥委託者は、交換請求の受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものとして取り扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換有価証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

<受益権の買取り>

- 第44条 販売会社は、次の各号に該当する場合で受益者の請求があるときは、その当日（別に定める時限を過ぎて受け付けた場合は翌営業日）を受付日としてその受益権を買取ります。ただし、第2号の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。
1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権
 2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき
- ②受益権の買取価額は、買取請求の受付日の基準価額とします。
- ③販売会社は、前2項の規定により受益権の買取りを行うときは、当該販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
- ④販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを停止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りの受付を取り消すことができます。
- ⑤前項により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行った当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取り請求を受け付けたものとして、第1項から第3項の規定を準用します。

<信託終了時の交換等>

- 第45条 委託者は、この信託が終了するときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、信託財産に属する有価証券を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとします。この場合、受益者が取得する個別銘柄の株数は、信託終了日の5営業日前の日の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。その他の事項については、第42条および第43条の規定に準じるものとします。
- ②販売会社は、委託者が別に定める一定口数未満の受益権について買取るものとします。この場合には、当該販売会社が別に定める手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
- ③この信託が終了するときは、販売会社は、その所有にかかるすべての受益権を交換請求するものとします。交換により引渡される株式に当該販売会社が発行する株式または当該販売会社が子会社となる株式が含まれる場合には、委託者は、受託者に対しこれを売却する指図をするとともに、当該株式等の評価額に相当する口数の受益権を、受託者は信託財産をもって買取るものとします。

<信託契約の一部解約>

- 第46条 受益者は、自己に帰属する受益権について、信託期間中においてこの信託の一部解約の実行を請求することはできません。

<信託契約の解約>

第47条 委託者は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、信託財産の一部を受益権と交換することにより受益権の口数が200万口を下回ることとなった場合、または、やむを得ない事情が発生した場合は、受託者と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、信託期間中において次の各号に該当することとなった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

1. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合

2. 対象指数が廃止された場合

3. 対象指数の計算方法の変更等に伴って委託者または受託者が必要と認めたこの約款の変更が第52条第2項に規定する書面決議により否決された場合

なお、第1号に掲げる事由によりこの信託契約を解約する場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続きを開始するものとします。

③委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤第3項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑥第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行うことが困難な場合も適用しません。

<信託契約に関する監督官庁の命令>

第48条 委託者は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの約款を変更しようとするときは、第52条の規定にしたがいます。

<委託者の登録取消等に伴う取扱い>

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

<委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い>

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い信託契約に関する事業を承継させることがあります。

<受託者の辞任および解任に伴う取扱い>

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は信託契約を解約し、信託を終了させます。

<約款の変更等>

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

<反対者の買取請求権>

第53条 第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第47条第3項または前条第2項に規定する書面に付記します。

<他の受益者の氏名等の開示の請求の制限>

第54条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

<公告>

第55条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am-one.co.jp/>

②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

＜質権口記載または記録の受益権の取扱い＞

第56条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、交換請求の受付け、交換有価証券の交付および信託終了にかかる金銭の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

＜約款に関する疑義の取扱い＞

第57条 この約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成27年9月4日 （信託契約締結日）

委託者 D I A Mアセットマネジメント株式会社

受託者 みずほ信託銀行株式会社

約 款 付 表

1. 約款第7条の「別に定める金融商品取引清算機関」は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。